

高原町告示第39号

令和3年第8回高原町議会定例会を次のとおり招集する

令和3年11月16日

高原町長 高妻 経信

1 期 日 令和3年12月8日

2 場 所 高原町役場議場

○開会日に応招した議員

陣 圭介君

反田 吉巳君

松元 茂春君

中村 昇君

温水 宜昭君

福澤 卓志君

末永 充君

入佐 廣登君

前原 淳一君

温谷 文雄君

令和3年 第8回 高 原 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第1日)

令和3年12月8日(水曜日)

議事日程(第1号)

令和3年12月8日 午前9時00分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 一般質問

末 永 充 議員

中 村 昇 議員

陣 圭 介 議員

福 澤 卓 志 議員

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 一般質問

末 永 充 議員

中 村 昇 議員

陣 圭 介 議員

福 澤 卓 志 議員

出席議員(10名)

1 番 陣 圭介君

2 番 反田 吉巳君

3 番 松元 茂春君

4 番 中村 昇君

5 番 温水 宜昭君

6 番 福澤 卓志君

7 番 末永 充君

8 番 入佐 廣登君

9 番 前原 淳一君

10 番 温谷 文雄君

欠席議員(なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 中嶋 秀一君 書記(事務局次長) 中嶋 雄二君
書記(副主幹) 古川 裕子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	高妻 経信君	副町長	横山 安博君
教育長	西田 次良君		
総合政策課長	馬場 倫代君	総務課長	内村 秀次君
税務課長	平川 昌知君	町民福祉課長	水町 洋明君
環境保全対策監	高原 寿志君	ほほえみ館長	久徳 信二君
産業創生課長	森山 業君	農政林務課長	上村 洋二君
農畜産振興課長	田中 博幸君	建設水道課長	入佐 和彦君
会計管理者兼会計課長	酒匂 政利君	高原病院事務長	花牟禮 秀隆君
教育総務課長	末永 恵治君		

◎ 開会・日程

午前10時00分 開会

○議長(温谷文雄君)

ただいまから令和3年第8回高原町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

会期日程案及び本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

派遣議員等の決定を含め、諸般の報告は、その概要をお手元に配付しておりますので、御参照のほどお願いします。

報告の中で、高原町議会会議規則第74条の規定による委員派遣及び第127条の規定による議員派遣を行っております。これについては、全員協議会で報告のとおりです。

○

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(温谷文雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、9番、前原淳一議員及び1番、陣圭介議員を会議録署名議

員に指名します。

○

◎ 日程第２ 会期の決定

○議長（温谷文雄君）

日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から１２月１５日までの８日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から１２月１５日までの８日間に決定しました。

○

◎ 日程第３ 一般質問

○議長（温谷文雄君）

日程第３、一般質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、７番、末永充議員。

○７番（末永充君）

〔登壇〕

私は質問通告に基づきまして、質問いたします。

去る１０月１５日に、第２５代高原町長に就任され、第７回高原町議会臨時会にて、幸せ実現構想として、１４項目の公約を掲げられました。その中から主な項目の説明がございましたので、大きく分けて３点質問をいたします。

まず初めに、商工業の振興について伺います。高原町は、御存じのとおり、観光や農産物など、豊富な資源に恵まれ、高原インターチェンジがあり、交通アクセスもよく、主要道路国道２２１号線に隣接し、空港も宮崎空港５７キロ、鹿児島空港６２キロ、交通路として恵まれております。

基幹産業である農畜産業の販売や高収益商品の開発などしていくと、雇用の創出につながります。

今年度から、財団設立準備室を設置し、取り組まれていると思います。取組状況を伺います。

次に、２点目として、環境整備について伺います。

フリーウェイ工業団地では、企業の立地が順調に進み、分譲面積２８．０６ヘクタールのうち、２４．１ヘクタール、８５．８％に９社が立地し、二百数十人の雇用が生まれ、また年間数千万円の固定資産税収入が見込まれていると伺っています。あと残り３区画であり、全区画の雇用

に努めていただきたいと思います。

85.8%の9社が進出されておりますが、いまだ道路整備がなされていない部分もあり、法面の除草作業など企業との管理規定がどのようになされているのか、伺います。

次に、教育環境整備等について伺います。

高原町が示している町内4校を統合した、小学校の校舎整備と役場庁舎新設に関する基本方針について、町長の諮問機関である、町公の建物等整備検討委員会は、妥当との答申をまとめ、地域住民や保護者の理解を得ることなど、附帯意見を加えたとありますが、いつ頃説明会をなされるのか伺います。

また、答申を受けて町は、本年度中にも小学校整備の基本構想及び設計について、策定されていると思いますので、町長の見解をお伺いいたします。

以上、壇上での質問を終わります。

〔降壇〕

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

おはようございます。本議会で6名の議員より一般質問を頂いているところでございます。

まず、末永議員の御質問にお答え申し上げます。ただいま末永議員からは、大きく3つの御質問を頂きました。

まず、1つ目の商工業の振興についてお答えいたします。御質問にもございましたとおり、高原町における豊富な資源と、交通アクセスなどを生かした、商工業をはじめとする産業の振興は、町政発展の重要なポイントであります。

本町では、物産と観光を中心に様々なまちづくりの事業を行う地域商社を、令和4年度中に設立を目指しております。

地域商社においては、まずふるさと納税の推進、特産品開発、ネット販売を含めた物産販売事業から取りかかる方向で、現在事務を進めております。

中でも、町内産品で商流、いわゆる商いの流れをつくることが重要だと考えております。事業者、農業者の売上向上を図る、農畜産物を主軸とした新商品開発や情報発信、販路開拓を見据えた、民間事業者とのマッチングを行ってまいります。

その他現在、財団設立準備室におきましては、事業承継、庁舎内の若い職員によるワーキンググループなどでの事業創造、民間企業との連携協定の締結、産業官民連携推進官の配置など、今後町内における民間ビジネスの創出や、様々な分野におけるキーマンの創出に向けた仕掛けづくりを、現在進めているところでございます。

続きまして、2番目の御質問でございました。フリーウェイ工業団地における環境整備に関します質問にお答えいたします。

御質問にもございましたとおり、現在フリーウェイ工業団地では、分譲7区画に9社の企業が

進出しております、残すところ3区画3.99ヘクタールとなっております。

令和2年度から現在におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受け、宮崎県と一体となった展示会の出展とか、あるいは企業訪問など、このような企業誘致活動が思うように進められなかったというのが、実情でございます。

しかしながら、本年度初めには、宮崎県とアフターコロナを見据えた企業立地活動の展開に係る協議を行い、現在は、食品産業関連企業をターゲットに誘致活動を行っております。

令和3年4月1日現在、本町全体での誘致企業は、15業者で365名の雇用が生まれております。今後も安定した雇用確保、創出の観点から既存事業所の増設等の誘導も含め、事業規模にかかわらず、成長が期待できる企業の誘致など、大きく育てる企業誘致も展開してまいりたいと考えております。

一方、工業団地の環境整備についてであります。宮崎県をはじめ、庁舎内の関係部署や関係団体と連携しながら、進出企業や地域住民の方々に配慮した環境整備を行ってきております。

最近では、令和2年度に、宮崎県と連携しての排水路整備工事を行っており、水路のかさ上げ工事や防護柵設置工事を行っております。

また、法面の除草などの管理においては、進出企業の取得用地に接する面は企業側で、歩道等に接する面は高原町で管理することとなっており、未分譲地にかかる分は宮崎県で管理を行うようになっております。

本町で管理する法面に係る除草作業などは、地域住民の方々や、企業の支障となる雑木の撤去なども含め、厳しい財政状況下ではありますが、年次的に分割した外部委託で実施いたしております。

しかしながら、御質問にございました町道脇の未舗装部分につきましては、経費削減等の観点から、町職員で年に数回草刈り等を行っているところでございます。

現状といたしましては、御承知のとおり、工業団地内の町道や歩道を企業の方や地域住民の方も含め、多くが利用されております。必要な安全対策は講じていかなければならないと考えております。

今後は、町内各地の通学路の安全確保や道路補修などを含め、財政状況や緊急度、必要性などを勘案しながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、教育環境整備等についての御質問にお答えいたします。

11月11日に[※]高原町公の建物等整備検討委員会会長より、私のほうに諮問がございました。公共施設整備の基本方針についての答申書の提出がありましたが、審議結果は妥当との評価頂いたところでございます。※7ページに訂正発言

その中で、附帯意見の中の一つに、学校の統廃合については、地域住民や保護者、学校関係者

に丁寧で分かりやすい説明と情報提供を行い、理解を得ることや、学校の跡地利用については、統合により、地域に閉塞感などが生じないように、住民による幅広い地域活性化策が推進されるよう要望すると明記をされております。

御説明にありました、説明会につきましては、まず、学校につきましては、教育委員会が来年4月中に行われます、各小中学校のPTA総会で、保護者や学校関係者に説明を行いたいと、教育委員会のほうから聞いております。

この説明会に当たりましては、新しい学校の規模、概要などを基に説明を行うことになるかと理解をしております。その後、5月以降に各地区におきまして、公の建物等整備検討委員会の答申を受けて決定した、公共施設等の整備方針について、説明会を実施していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。

午前10時15分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行いたします。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

最後の私の答弁の一部を修正させていただきます。

教育環境整備等について、答弁の中でございますけれども、11月11日に高原町公の建物等整備検討委員会からの諮問があったと、その部分でございまして、訂正を申し上げます。

11月11日に高原町公の建物等整備検討委員会会長より、私が諮問した、公共施設整備の基本方針についての答申書の提出があったと、私は先ほど、会長が諮問したと答弁いたしましたので、ただいまのとおり修正いたします。

〔降壇〕

○7番（末永充君）

商工業について詳細に質問させていただきます。

まず、農産物の販売について、商工の振興を図るためには、本町の基幹産業である農業振興の取組をしながら、農業販売を占める肉用牛の販売や、6次産業化による商品の販売に取り組まなくてはなりません。JA、県など連携しながら、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

今後、畑作の振興も図られていくと、農業経営の安定のために、園芸作物支援事業などで、後

継者対策や担い手対策を進めていくと、所得向上を目指す農産物の販売所が必要になります。

主要道路の国道221号線の平日の24時間の交通量を調べてみると、観測地点が高原町での調査では1万618台で、宮崎自動車道で高原インターチェンジから都城インターチェンジの区間が7,620台です。小林インターチェンジから高原インターチェンジの区間が7,721台、101台は高原町インターチェンジで、平日降りられるということになります。また、国道223号線の高原町の花堂では、5,587台の交通量であります。

この調査は、平成17年度の道路交通センサスによるものであり、現在はもっと多くの交通量が見込まれると思います。

資源豊富な高原町です。国道221号線沿いの下麓校区においては、現在、防災安全交付金事業にて、小林土木事務所が歩道整備のための用地測量を実施していただいております。

町でも、農産物の道の駅は断念されましたが、民間での販売を進めていращやるようです。就労支援事業として進めていくとお聞きしています。町としてのサポートする考えがあるか伺います。

○町長（高妻経信君）

ただいまの末永議員の御質問にございましたけども、やはり高原町は農業を主体とした町であります。その農産物を販売するという方法の中で、私のほうも町内に民間の方は直売所を建設されると話を伺っておりますけども、そういった意味では、町内の農産物の販売、あるいは農家の方の所得向上、そういった、に影響は期待をできると、私考えております。

そういった中、例えば、御質問がございました、町としてのサポートをどうするかという御質問がございました。

現時点では、直売所の具体的な計画、そういったものは、まだ町としては伺っておりませんし、また雇用形態がどうなるのか、何を売っていかれるのか、そういった詳細について、恐らく今、事業計画をつくられているさなかではないかと思います。

町として、何がサポートできるかということではございますけれども、したがいまして、まだ未確定の分がありまして、町としては詳細な情報を得ておりませんので、まだ検討はいたしておりません。

ただいま色々取り入れまして国道の歩道設置は、今質問の中でございましたけれども、そういった場合、当然土木事務所との敷地と国道との入口の関係とか、そういった手続に関するもの、あるいは許可行為、こういったものが今後出てくるということもあれば、町としては、当然これは、当然の職務としてそういった手続等のサポートはしなければならないと、現時点ではそのように考えております。

○7番（末永充君）

町のほうとしても、いろいろとお願いしたいわけでございます。県とのつながり、またいろんなサポートをお願いしたいと思います。

続きまして、地域商社の設立について伺います。

観光や農産品などの豊富な資源に恵まれている高原町です。町の活性化を図るために地域商社を設立していくのか、具体的にどのようにされるのか、お伺いいたします。

○町長（高妻経信君）

それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。不足があるようでしたら、担当課長のほうで行いますので、よろしくお願いします。

まず、地域商社の今御質問にございました、どのようには活性化を図っていくか、あるいは具体策というような御質問であろうかと思えます。

まず、今回、なぜ高原町内でこの地域商社を設立するかということですね。大きな理由として、3つ上げさせていただきたいと思えます。

まず1つ目でございますけれども、ちょっと抽象的な表現になりますけれども、御理解いただきたいと思えます。まず1つ目が時代の変化に対応するためということ。これは、具体的には行政ではできない部分を、スピード感を持って行うということがあります。

それと2つ目、民間との連携を進めるということ。これは、具体的には役場で対応しきれない、いわゆる民間の力で解決できるものをこの商社で行っていくということ。

それと3つ目でございますけれども、起業、創業を進めるということ。これは、高原町におきます交流関係人口を増やすと。そして若者の起業促進、そして民間のキーマン、人材育成を図っていくと。大きくはこの3つを上げさせていただきたいと思っております。

商社の主な事業内容を説明させていただきますが、先ほどの私の答弁の中にもございましたけれども、まずふるさと納税の推進、それから特産品開発・販売、まずは大きくはこの2つに特化して運営を開始したいと考えております。高原町の資源で稼ぐ流れをつくると。そして、その中で物産と観光を中心にしたまちづくりの事業を行うというのが、地域商社と考えていただいてよろしいかと思えます。

以上でございます。

○7番（末永充君）

3つの項目ということで、具体的に分かりました。

それでは、第25代、2期目の取組として、14項目の公約の中で、広報たかはるに掲載されておりましたが、ワーケーション事業などに取り組みながら移住・定住につながっておりますが、どういうことか具体的に説明していただくと、町民は理解できるのではないのでしょうか。どのようになされるのか、伺います。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答えいたします。

地域商社の関係ということで、ワーケーションの取組、それがどういうふうに定住・移住につながっていくかという御質問でございました。

ワーケーション事業につきましては、昨年度、県の事業を使いまして、御池のほうに環境整備等を行ったり、モニターツアー等を行いまして、試験的な事業を展開しておりまして、いよいよ実践体験化に移したいと考えております。

このワーケーションというものに関しまして、何泊以上泊まらなきゃいけないとか、そういう決まりはないわけございまして、短くてもそこで一般的に仕事を兼ねて、そこで地域の中である程度期間を過ごしていただいて、その間に地域の人たちとこう関連を持ってもらう。そういうことがワーケーションとなっております。ですから、普通の観光旅行よりも期間が長く、この高原町に滞在していただけるというところになっております。

その環境の中で泊まっていたり仕事をしていただいている方、高原町内に出て買物をしていたり、地域の人なりこう触れ合っていくと、そこを気に入っていただきますと、また高原町のほうに仕事をしに来てくださるという仕組みが、通常増えてくるというようになっております。

全国の自治体でも、このワーケーションの取組を使いまして、関係人口がその町に来まして、まちづくりやいろんな課題づくり、そういうことに携わっていることでまた訪れて、その方が気に入れば定住・移住につながっているという自治体も全国には非常に多く増えてきております。

御存じのとおり、高原町におきましては、ほかにないこの観光地域と、あるいはキャンプ場の近くに湖もあると、そういうところで仕事ができるという環境におきましては、非常に都会からも注目される場所であるよということも県などからも言われております。

今後は、御池を拠点にいたしまして、そういう関係人口を町内に取り込みまして、その方々に気に入っていただいて、できますれば、移住・定住につなげていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○7番（末永充君）

御池を中心に取り組んでいらっしゃるということで、今後、起業の方がそういう移住・定住されると、非常に高原町としても活性化されるのではないかと思います。実績というか、何かそういうのがおありなのでしょうか。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答えいたします。

現在、昨年度のモニターツアーにおきましては、県内の3つの企業の方々がモニターとして参加していただきました。そういうところで若干環境整備、もうちょっとWi-Fi等を強力にできるような、今、町内で光とかも引こうとしておりますので、非常にそうすると、来ていただけるという御意見を頂きました。

また、今年度におきましても、本町に就任いたしました産業官民連携推進官、吉田推進官のほうのつながり等によりまして、関東方面からも2社ほども、こちらのほうに来ていただいて、実際、御池のほうに泊まっていただきまして、仕事を通していただいて、仕組みづくりが始まっているという実績はあるところでございます。

以上でございます。

○7番（末永充君）

大変、そういう情報をできるだけ町民の方に紹介できる場面というか、いろんな広報等でお知らせをしていただきたいと思います。

次に、環境整備について質問させていただきますが、宮崎フリーウェイ工業団地について質問します。

環境保全対策について、地元の排水問題について管理規定は締結されていると思いますが、排水路の整備とか、管理はどのようななされているのか、お伺いいたします。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答えいたします。

団地内は、排水あるいは排水路の管理ということにおきましては、団地造成時におきまして、まず県と町につきまして、その管理区域区分というのを定めております。

先ほど、町長の答弁の中にもございましたとおり、団地内、もう企業が進出されたところの中身におきましての排水、あるいはその管理につきましては、企業が行うことになっております。また、企業が進出していない未分譲地、平らな部分でございますけど、そちらのほうは、県のほうが対応するとなっております。

いずれも、その2つから出ました排水、その先の排水路の管理、そちらにつきましては、町のほうが、県あるいはこの地域でつくっておりますフリーウェイの立地促進の協議会、それと町、この3つのほうで適宜その排水路の整備等、管理等を行っているところでございます。

以上でございます。

○7番（末永充君）

よく分かりました。

それでは、道路整備について質問させていただきますが、総合運動公園や工業団地周辺で、ウ

ウォーキングをされている方を多く見かけます。工業団地周辺は、歩道の整備がなされていないのですが、今後どのようにされるのか、伺います。

○建設水道課長（入佐和彦君）

御質問にお答えします。

宮崎フリーウェイ工業団地内には、町道後谷上町線と町道工業団地線の2つの路線がございます。その延長は1,100メートル、車道二車線に片側歩道として現在整備されている町道でございます。今回、御指摘の箇所につきましては、当路線内の線形の内側部分に当たる舗装の整備であると理解しております。

歩道整備につきましては、昨今、通学路における痛ましい事故が後を絶たないことから、全国的に通学路における危険箇所の抽出と早急な安全対策が急務となっております。このようなことから、本町としましては、児童生徒の安全を守る通学路整備を最優先として取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○7番（末永充君）

私は、通学路という関係上は、そういうような形で整備はお願いしたいと思うのですが、今現在あるあの歩道ですね、草刈り等もあるでしょうけど、維持管理等も。今後、その整備というのはされるのでしょうか。あそこの工業団地の横のほうですね。

○建設水道課長（入佐和彦君）

御質問にお答えします。

御指摘の箇所につきましては、通学路とはなっておりませんので、現在の段階では早急に整備する予定はございません。

以上です。

○7番（末永充君）

通学路指定じゃないけれども、私が言いたいのは、町道、農道とかそういうことなくして、今、現在道路が整備されていないところ、いわゆるウォーキングされる方々、そういう安全性確保というような形で、今、草ぼうぼうのところですがね。それをどうされるかと。今後しない、今後通学路というか、なったらといっても、あそこは通学路じゃないからですね。そこをお聞きしたいと思うのですけど。

○町長（高妻経信君）

私のほうでお答えいたします。

私も実は、工業団地内を散歩することがあります。ただいまの担当課長からありましたように、これは両側に歩道がありまして、末永議員も御存じのとおりでございますけれども、片側は舗

装をされていると。ということは、散歩をされる方は、その舗装されているほうを今散歩されている状況でございます。

一方のほうのこの未舗装の部分は、このフリーウェイ工業団地の御案内のとおりでありますけれども、当初の計画は、排水路を埋設する、あるいは工業用水が供用する場合の配管を行うために舗装をしていなかったというような状況で、それがそのままの状況になっているということでございます。

町のほうでは、当然この今現状は把握いたしておりますが、やはりこの財源的な面、あるいはここの活用の面、そういった面からは、現状としてはここを舗装するというような計画はございません。ただ、やはりこの工業団地内の景観的な面ということを考慮すれば、これまでどおり以上に良好な草刈り等を含め、管理を行っていかねばならないと考えているところでございます。

以上でございます。

○7番（末永充君）

非常に片側が舗装されているから、そっちを利用されると、ウォーキングされている方は、そういうふうな形でされていると思います。しかし、工業団地というような形で、先ほど町長が、景観的な面を見るとあんまり好ましくないから、やはりそういうところを維持管理しながら整備していただきたいが、と思っているところです。

続きまして、管理協定について質問させていただきますが、先ほど言いましたが、維持管理、町がどこまでどのように管理するのか、実施するのか伺います。

先ほど答弁にもありましたけれども、県や企業との取組、管理協定というのがなされているのか、そこをお伺いいたします。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答えいたします。

こちらの管理協定につきましては、まず企業と県の関係から申し上げます。企業がそのフリーウェイ工業団地の区画内に進出する、そういうときに管理協定といいますか、立地協定を結びます。その中で土地を分譲、企業側さんが買われるときに、その平らとなっています区画、それと、その区画面に設置しています法面の1段目部分、こちらにつきましても企業のほうが管理をするということで、その協定の内容はうたわれているところでございます。

それ以外のまず先ほど言いました未分譲のところは、併せました県が1段目の法面まで、全て上の面も管理すると決まっております。

それ以外の今お話がありました歩道、あるいは今ありました未舗装部分のところにつきましては、町のほうで、そこから1段目の部分、下から1段目の部分は管理するというところで決め

がなされているところでございます。

以上でございます。

○7番（末永充君）

今後、地元の方、そして町の方々に、景観的にいいような状況で管理していただきたいと思っているところでございます。

続きまして、教育環境整備について質問させていただきます。

小学校整備の基本構想及び設計について質問します。

基本構想では、設計の前提となる基本的な考えをまとめたものであると私は思います。12月の定例会の補正予算が計上されていますが、基本構想、基本計画の策定業務は、新設小学校の建設に向けて、学校の規模や求められる機能など、学校建設に関する基本的な考え方を示し、今後文科省等への資料、ヒアリングとして策定され、今後の設計に反映するものと理解しております。

もう既に基本計画など、策定業務に入る前の基本構想については策定されていると思いますが、どのような構想ですか、お伺いいたしたいと思います。

○教育総務課長（末永恵治君）

ただいま基本構想についての御質問をお受けいたしましたけれども、この構想の説明をする前に、施設整備の進め方について、御説明をさせていただきます。

最初に、学校施設整備の基本的な考え方、建設する際の条件など、建設に当たっての考え方を整理した基本構想を策定いたします。これについては、現在、教育委員会で策定途中であり、本年度中には完了することとしております。

次に、基本構想を基に、設計の前提となる学校施設の全体像を示す基本計画を策定いたします。予定教室数や規模施設配置図及びイメージ図になります。

そして、次に基本計画を基に建築基準法等の関係法令に照らし合わせ、平面、立面などの基本設計図を作成するとともに、建設に係る概算金額を積算する基本設計を行います。

この基本計画と基本設計を合わせた予算を今定例会にお願いしているところでございます。基本計画と基本設計を一括発注することで、経費の削減を図っていきたいと考えております。

その後、基本設計図書を基に詳細な設計を行うとともに、工事の契約及び実施に向け、詳細な仕様、整備費を決定する実施設計を行い、建設工事となります。こういった進め方で実施していく計画であります。

その基本構想の内容でございますが、基本構想を策定する背景や、その目的、学校施設の現況、児童生徒数の現状や将来推計、高原町や高原町教育委員会の方針、整備目標並びに施設整備方針などを記す計画であります。

本年11月17日に高原町公共施設等検討本部が開催され、高原町公の建物と整備検討委員会からの提出された答申に沿って、整備する方針が決定されたところであります。

高原中学校敷地に小学校舎を建設し、9年間の一貫性のある教育活動を含めた学校運営が可能となる方針にお墨つきを頂いたところであります。今年度までには一貫教育校の類型を決定いたし、基本構想の中に盛り込む予定でございます。

以上であります。

○7番（末永充君）

基本構想については分かりました。

しかし、日本の人口が大幅な減少が予測されている中で、高原町だけではなくて、日本の児童生徒数の減少を見据えて学校施設の整備を進めていかななくてはならない時期であり、本来ならもっと早く進めていかななくてはならなかったはずです。先ほど町長の答弁で5月以降ぐらいに説明を実施するというものでありますね。

基本構想などを早く実施できたのではないかなと。学校問題や役場庁舎について、基本構想を踏まえて住民説明会を開催することができたのではないかなと思いますが、町長の考えをお聞きします。

○町長（高妻経信君）

この学校の再編統合の住民に対する説明の時期についての御質問でありますけども、今、教育総務課長から答弁の中でありましたけども、現在、基本構想を教育委員会で策定中でございます。そして、今回の議会におきまして補正予算を計上いたしておりますけども、基本計画などの策定を今後進めていくと。そうなりますと、やはりこの住民に対する説明においては、ある程度具体的なものをもって説明をさせていただくことが、やはりこの私どもの説明が十分伝わることになりますし、そして今後の跡地利用の問題、こういったものを考えますと、やはりより丁寧な説明をいたしたいと考えております。

また当然、時期的には4月、5月、その頃なろうであろうと考えておりますけれども、やはりそういう、今回のこの整備に向けた予算等も当然伴うものもありますので、やはりこの3月議会が終わり、そしてある程度予算の裏づけ、こういったものもある中で説明をさせていただくと。

下のPTAあるいは学校関係者、そして住民説明会というような順序で進めてまいりたいというように考えております。

ただ、やはりこの現状での情報、町民に伝えられる情報につきましては、広報なりを通じて、できれば年明けにはこういった文書をもって、あるいはホームページ、こういったものによって現状で説明できるものは学校のみならず公共施設に関する説明、こういったものをしていき

たいというように考えております。

以上です。

○議長（温谷文雄君）

○7番（末永充君）

この答弁の町長が言われた、4月か5月頃というような形で答弁されましたけれども、町長が就任後、本当は行うべきではなかったのではないかなと私は思うわけです。もう、後戻りしてもどうしようもないのですけれども。

町のホームページ、先ほど町長が言われたホームページや文書・回覧でも、学校問題や役場庁舎の問題、文書・回覧等を通じて町民の皆さんにお知らせすることはできたのではないかなと私は思うのですよ。スピード感が私はないような感じがします。

今後、先ほど今年度行うということでありましたので、もう少しスピード感がほしいなと思います。そういうことを願いたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。10分間ほど休憩したいと思います。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行いたします。

次に、4番、中村昇議員。

○4番（中村昇君）

〔登壇〕

私は、質問通告に基づきまして、質問をいたします。明快かつ誠実な答弁をお願いいたします。まず、政治姿勢について伺いいたします。

町長は、さきの町長選挙における公約や所信表明で、町政の重要課題についてお訴えになりました。

学校統廃合では、学校の在り方検討委員回の答申を受け、教育委員会より基本方針が具申され、それに基づき統廃合を進めるとされております。保護者におきましては、一定の方針等が周知されていると思いますけれども、地域住民に対する理解を得るための努力も必要ではないかと思えます。基本方針にもありますように、児童生徒の保護者と地域住民と十分に協議を重ね、統廃合を、統合を進めることとあります。

また、町立病院の経営改革としての規模縮小においても、どのように変わるのか、不安を持つ

町民の皆さんもおられると思います。

今後、こうした問題をどう町民に説明されていかれるのか、御見解をお伺いいたします。

次に、町長が公約として掲げられた２点についてお伺いいたします。

町立病院についてであります。町長は、高原病院が必要な医療を継続的に提供していくためには、逼迫した財政環境の改善が必要として、経営改革として経営規模の縮小を進めるとされております。どのような対応を考えておられるのか、御見解をお伺いいたします。

２つ目に、少子化対策についてお伺いいたします。

町長は、親が安心して子育てができるまちづくりを進めるとして、子育てに係る経済的負担ゼロの実現を訴えておられます。そのためにはどのようなことを考えておられるのか、御見解をお伺いいたします。

教育行政についてお伺いいたします。

まず、町民体育館分館の耐震化についてであります。

町民体育館分館は、平成２９年１０月に国の登録有形文化財となり、今後、後世に残す措置が必要になることから、令和元年度に耐震診断を行っております。今後、耐震化に向けて計画はどのようなものか、御見解をお伺いいたします。

最後に、小学校の副読本についてお伺いいたします。

副読本の「地域の発展に尽くした人々」のところで、用水路開発で、「高原町の用水路をつくるために、今の小林や高崎からもたくさんの人が手伝いに来ました。工事が終わると、高原の人々が仲よくなり、そのまま高原に住む人もたくさんいました。村ごと人が移り住んできたことから、村移と呼ばれる地名ができました」と記述されております。

町史では、当時の人夫だけでは不足するので、薩摩地方から入り込みとあります。人夫の多くは薩摩地方から来ていたわけであります。前の副読本では、鹿児島県や小林、高崎からとあります。この高千穂開田は、本町の発展の源になっており、子供たちには史実に基づき正確に教える必要があるのではないかと思います。御見解をお伺いいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

〔降壇〕

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

ただいま、中村議員から大きく４つの御質問をお受けいたしました。この中で、教育行政についての小学校副読本につきましては、教育長をもって答弁いたさせます。

初めに、私の政治姿勢についてお答えいたします。

御質問にありました学校の統廃合、町立病院問題など、こういった重要案件について、町民への説明についての御質問でございました。こういった町の重要問題、大きな問題が現在山積しておりまして、早急に取り組まなければならないと考えております。

町政としまして、町民が必要とするサービスを持続的に提供し、活力と魅力あるまちづくりをどのように行っていくかについて説明をいたしたいと考えておりますが、あわせて、私の２期目の公約についても町民に説明をさせていただきたいと考えております。

時期についてでございますが、新年度の予算、こういった予算の裏づけ、あるいは、説明の資料、こういったものを考えますと、やはりこの重要案件につきましては、来年、年度明け、来年５月以降に各地区での座談会形式での説明を行いたいと考えているところでございます。

次に、町立病院についての御質問でございました。具体的な経営規模の縮小に関する御質問でございました。お答えいたします。

御案内のとおりであります。令和２年１月に、町立病院の運営について、地域の皆様の視点を取り入れるべく協議会を設置いたしまして、令和２年４月から令和４年３月までの２年間を実施期間といたしまして、高原町立病院元気化プロジェクトに取り組んでいるところでございます。

このような中、私は今般の町長選挙を通じまして、町民の方から、町立病院の在り方につきまして多くの意見を賜ったところでございます。

内容につきましては、病院機能を維持しながらのコロナ禍における持続的な地域医療の提供を求める御意見もありました。また、その一方では、経営状況に対する厳しい御意見もございました。

私は、こういった町民の皆様方からの様々な御意見、こういったものをお聞きしながら、２期目の公約の柱の一つとして、町立病院の経営規模の縮小の検討を掲げたところでございます。

しかしながら、依然として収束の兆しの見えない新型コロナウイルス感染症対策につきましては、この西諸医療圏域のみならず、宮崎県全体で医療体制の確保に努めている状況にございます。

こうしたことから、現在のコロナ禍において、経営改革を進めるに当たっては、国や県はもとより、西諸医療圏域の小林市、えびの市及び各公立病院をはじめ、西諸医師会やその他の関係機関等との調整が必要であり、慎重に取り組んでいかなければならない状況でございます。

このようなことを踏まえまして、当面、町立病院の取り組める改革といたしまして、入院及び外来の患者数やコロナ禍で求められる機能など、これまでの実績を踏まえながら検討いたしましたところでございます。

内容につきましては、令和４年４月より、病棟におきましては、現在の病床数の５６床から１７床を休床しまして、３９床に変更する予定といたしております。内訳は、一般病棟２９床、コロナ病床１０床を見込んでおります。

また、外来につきましては、土曜日の午前中の診療は継続し、さらなる充実を図り、木曜日午

後の診療を休診する予定といたしております。この2点につきまして実施していく予定といたしております。

なお、このことにつきましては、患者、利用者や町民の皆様への十分な周知を行った上で実施するものであり、医療体制への影響はないものと考えております。

以上でございます。

次に、少子化対策についての御質問にお答えいたします。

今回、高原町長として2期目に当たりまして、公約といたしまして大きく14の項目を掲げておりますが、その中の一つに、子育て支援、少子化対策を掲げているところであります。

現在、高原町におきましては、少子高齢化が進み、人口減少に歯止めがかからない現状が続いているところでございます。このような中、高原町が未来永劫、町として活気があふれ、魅力ある町となっていくためには、高原町の未来をつなぐ若い世代、そして、何より子供たちの存在、年少人口の増が必要不可欠となっております。そのためには、教育、福祉、医療、保健などの幅広い分野において、若い世代が安心して子育てを行うことができるような環境づくりと、子育てにおける保護者の経済的負担を少しでも和らげる施策の推進等に取り組み、子育て支援、少子化対策を図ってまいりたいと考えております。

次に、教育行政についての町民体育館分館の耐震化についての御質問にお答えいたします。

町民体育館分館につきましては、昭和初期の木造建築として、今後も引き続き適切な保存、活用が望まれる歴史的建造物であることから、文化財登録原簿への登録手続を行い、平成29年10月27日に登録されたところでございます。

しかしながら、現在の耐震基準が策定されました昭和56年以前の建築物であるため、利用者の安全性と確実な保存を目的としまして、令和元年度に耐震診断を実施いたしましたが、耐震化率については低い結果となったところでございます。

この結果を受けまして、本来であれば、施設管理者としまして使用の制限を行わなければならないところでございますが、高原小学校に隣接する施設でありますことから、入学式や卒業式をはじめ様々な学校の行事に使用されております。

このほかスポーツ少年団や部活動、一般町民のスポーツ活動などでも利用されており、使用制限を行うことになると、利用者には多大な影響を及ぼすことが懸念され、今日までリスクを抱えたままではございますが、苦肉の策として、支障をさせているというのが現状でございます。

本施設につきましては、文化財として後世に引き継ぐべき重要な建築物であることは十分に理解しておりますので、外観を損なわないような手法を採用し、耐震補強工事ができればと考えてはおります。

しかしながら、本町では多くの公共施設を抱えており、現状では優先的な整備には至らないと考えておりますので、耐震化が終了するまでの間、現在利用されている方々への御理解の上で、使用制限を行いたいと考えております。

以上でございます。

〔降壇〕

○教育長（西田次良君）

〔登壇〕

私から、中村議員の小学校社会科副読本の御質問についてお答えいたします。

御指摘のございました小学校３・４年生社会科副読本についてであります。御指摘のとおり、記載すべき文言が抜けております。具体的な箇所は、副読本の１８１ページの中段の文章の中の、先ほど御指摘があったとおりでございますが、「高原町の用水路をつくるために、今の小林や高崎からもたくさんの人が手伝いに来ました」と記載しているところになります。正しくは「高原町の用水路をつくるために、今の鹿児島や小林、高崎からもたくさんの人が手伝いに来ました」と記載すべきところであります。

この小学校３・４年生の社会科副読本につきましては、５年ごとの見直しを行い作成しております。今後５年間で使用するものについては、既に印刷が完了し、作成済みとなっているため、現在、小学校３年生に配布した分につきましては、正誤表での対応を、次年度以降に配布する分につきましては、該当ページに修正したものを貼り付ける対応を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔降壇〕

○４番（中村昇君）

まず、政治姿勢についてでありますけれども、まず学校の統廃合についてなんですが、来年の５月頃に説明会を開く予定だということなのですが、当局から、在り方検討に関するアンケート調査回答という資料が配られておりますけれども、この中で、２つの意見だけ見ますと、統合される、まず高原小で言えば、「統合を進めるべき」が６０、「進めるべきでない」が１０、統合されるほうの狭野小では、「進めるべき」が５３、「進めるべきでない」が２２、広原小では、「進めるべき」が４７、「進めるべきでない」が２４、後川内小学校では、「進めるべき」が５０、「進めるべきでない」が２８ということで、統合、統廃合に対して懸念を抱かれていらっしゃるという方々が少なくないわけで、また、統合の時期についても、「できるだけ早い時期」、これが３１％、「保護者や地域の機運が高まってから」が４６％と、「令和９年度以降」が１６％ということで、やはり統廃合については、心配される声がここに反映されているのかなというふうに思います。

私は、以前、高原地区３高校が統廃合されるときに、県の教育委員会が高原町役場に来て説明会を開きました。そのときに、私もその場におりましたけれども、県は一応高原町役場で統合

について説明会を開いたというような、このアリバイづくりみたいなことだったのではないかなというような感じがしました。

それも、そのときは日高町長でありましたけれども、やはり統廃合については反対だということで、強く意見を述べられました。しかし、統廃合が進んで、今、実習だけの高原元畜産高校の利用状況というようになって、これ等は直接引き合いに出して関係ないのですけれども、やはり地元の方々の賛同を得るために、やはり丁寧な説明が必要ではないかなということを、この畜産高校の統廃合のときのことを考えて質問をしたところであります。

保護者については、ある程度理解とか、そういう周知がなされておりますので、やっぱり地域住民です、学校がなくなることについて、地域が廃れていくというようなことの心配があるわけですね。そういう点で、やはり説明を丁寧にやっていくということが必要だと思います。

それをやられるということなのですからけれども、こういった形で、校区ごとなのか、区ごとの座談会みたいなことの説明会を開かれるのか、その辺についてお伺いいたします。

○町長（高妻経信君）

お答えいたします。

ただいま中村議員からありましたように、学校の統廃合ということになりますと、まず、地域に及ぼす影響、地域住民にとりましては、学校が地域のよりどころといいますか、そういった役割もございます。当然、そういった中で、私は子供たちのいわゆる教育環境をよくしたいという思いでございますので、中村議員もおっしゃいますように、説明を丁寧にしていくことはもう絶対必要なことではあります。

保護者のアンケートを見ますと、統合を望む声は多いのですけれども、しかし、地域の方にとっては、統合となりますと、保護者と地域とはかなり受け止め方に差があるなというような実感もございます。

そういったことを考えますと、きめ細かな丁寧な説明をしていくことはもう欠かせないと思っております。時期につきましても、先ほど申し上げました4月以降、5月に地区で、それぞれの町内の地区で行いたい。学校につきましては、先ほど答弁いたしましたように、PTA総会を通じまして、保護者、学校関係者にはまず説明をしていく。その後に地域で説明をしていくと。

この説明会につきましては、現在考えておりますのは、学校統廃合はもちろんでございますけれども、当然今抱えております病院の件、あるいは町政の課題、こういった広い分野での説明会にまずはなんかなるだろうと考えているところでございます。

以上です。

○4番（中村昇君）

しっかりと地域住民の皆さんの御意見を伺ってから統廃合を進めていっていただきたいと思います。

それから、少子化対策についてなのですけれども、先ほど冒頭言いましたように、町長が経済的負担ゼロを目指すということなのですけれども、具体的に聞いていきますけれども、予防接種についてはどのように考えていらっしゃいますか。

○町長（高妻経信君）

具体的な予防接種費についての御質問でございました。

今現在、高原町におきましては、定期予防接種につきましては無償化しております。任意ではございますけれども、おたふく風邪、こういったものも今無償化しておりますけれども、来年度、新たに未就学児の三種混合も任意接種として開始をされるということを伺っておりますけれども、子供の健康面あるいは健やかな成長ということを考えますと、私は予防接種に係ります負担につきましては今後も無償化を目指していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○4番（中村昇君）

おたふく風邪等も全額、町が負担されているというようなこともあります。

それから、不妊治療です。不妊治療についてお伺いたします。

○町長（高妻経信君）

不妊治療につきましても、国の制度は従来からございますけれども、国の制度も充実はしております。その一方では、町も上乗せの助成を令和3年度も予算化しておりますけれども、不妊治療費もいわゆる少子化対策の一環でございますので、継続してまいりたいと考えております。

以上です。

○4番（中村昇君）

不妊治療につきましては、国のほうですと3次補正で15万円を30万円に増やすというような、1回ですけれども、されております。

それから、学校給食です。今、半額補助をやっておりますけれども、県内では5町村が全額補助ということなのですけれども、これについてはいかがでしょうか。

○町長（高妻経信君）

現在、高原町におきましては、小・中学校の学校給食半額補助を行っておりまして、令和2年度につきましては、新型コロナウイルスの影響等も勘案しまして全額助成にしたというような経緯もございます。

給食費が確かに保護者の大きな経済的な負担になっていることは理解いたしております。しか

し、今、来年度に、予算編成の時期ではございますけれども、学校給食費については、私としては半額助成で継続したいと考えております。

いわゆる子供にとっては、学校給食は非常に成長にとっては重要なものであると。そしてまた、保護者の負担になってはいるというのは承知いたしておりますけれども、町の財政的な面、あるいは、全額補助ということでの食事について、いわゆる食べる物についての全国補助というのが果たしてどうかということも、今現在、ちょうど予算編成の中で教育委員会等と話をしている中ではございますけれども、私としては現在の半額補助を継続したいと考えております。

○4番（中村昇君）

それから、医療費についてなのですが、今、中学校卒業まで医療費の助成を行っておりますけれども、自治体によっては、高校生まで医療費助成を広げている自治体もありますけれども、医療費助成についての考え方をお伺いいたします。

○町長（高妻経信君）

医療費助成に関して、高原町の仕組みはもう御案内のとおりでございますけれども、この拡充については、先ほど申し上げましたように、今、来年度の予算編成の時期に当たりまして、いろんなパターンで町の負担額がどうなるのか、今はそういったものの試算をいたしておりますし、また、いわゆる国保、これの未就学児の2分の1助成を国が行うというようなことも来年度からあるようでございますけれども、そういったものを含めて、広い分野で子育てに係る今経済的負担の試算を行っておりますが、今、この場でまだ決定している内容はございませんので、今後、予算の中で説明をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○4番（中村昇君）

この場では言えないというお話ですけれども、先ほど町長が触れました国保の多子世帯の均等割、子供の均等割については、来年度から国が2分の1、県と市町村が4分の1ずつ負担をして半減をするというようなことで、地方負担は交付税措置があるようですけれども、こういった均等割というのは多子世帯ほど重く係ってくる均等割であって、7割、5割、2割負担の世帯もありますけれども、こうしたところも半分になるわけでありまして、以前お聞きしました6歳以下の対象者は42世帯の61名ということであります。

国が半分、市町村ももちろん負担があつてあれなのですけれども、この半분을町が負担することができないか。今、検討中と言われましたけれども、子供さんがたくさんおつて負担が重いというようなことから考えれば、町でも上乗せをして均等割をなくすということが必要じゃないかなと思いますけれども、これについてお伺いいたします。

○町長（高妻経信君）

ただいまの御質問にありました件でございますけれども、私、これまでの議会で中村議員さんから質問がお受けしたこともありました。その中で、私、これは国保のいわゆる均等割に関しては、制度上の問題であって、国に制度改善を町村会になりを通じてお願いをしているという答弁をした経緯がございます。

今回、今質問にございましたように、来年度からは国が未就学児について2分の1の助成をするということもございます。それを十分勘案しまして、私としましては、未就学児の残りの2分の1に関して、今現在、担当課と詰めている状況でございまして、これは現状では前向きに実行に向けていきたいと私は考えております。

以上でございます。

○4番（中村昇君）

ぜひ負担軽減を図っていただきたいと思います。

それから、以前から私言っておりますけれども、働くお母さんたちの支援です。子供さんが熱を出してインフルエンザで熱を出して休まなければならないと、休ませなければならない、保育園とか。その際に、お母さんも一緒に休まなければならない、預けるところがないというようなことで、病児保育のことを言っておりますけれども、その後、病後児保育が本町でなされて、神武の家で今なされておりますけれども、ほとんど利用されていないと、電話でも伺ったのですけれども、綾町が、私も見に行きましたけれども、綾町は町立の保育所に隣接した形で病児保育所をつくっております。電話で伺ったところ、昨年度が90名、今年度の10月時点までで182名、延べなんでしょうけれども、相当な子供が預けられて、働くお母さんたちの支援になっているというようなことで、病後児保育ではなくて、病児保育を本町でも実施すべきではないかなと思いますけれども、この点、お伺いをいたします。

○町長（高妻経信君）

高原町では、病後児保育について今開設いたしておりますけれども、ただいま中村議員の御質問にありましたとおり、利用がないというような現状がございます。しかし、病後児保育を今現在実施していただいている社会福祉法人がございまして、継続してまいりたいと考えております。

しかし、病児保育については、受け手の問題、あるいは需要の問題を含めて検討は続けてまいります。現時点で設置をするというような具体的な計画はないところでございます。

以上でございます。

○4番（中村昇君）

私、今、ほほえみ館にシルバー人材センターの部屋がありますけれども、あそこを改築して、今、子育て支援センターもあります。あそこを改築してできないかなと思います。面積として

はできるのではないかなと思いますけれども、きちんとした整備をしなくてはできませんけれども、ぜひ子育て中のお母さんの支援として、ぜひ私は病児保育をつくっていただきたいと強く要望しておきたいと思います。

それから、前後しましたけれども、町立病院についてお伺いいたします。

17床休床というお話でありました。交付税措置、休床することによって交付税措置がどうなるのか。今、交付税措置も変わっておりまして、許可病床で積算がなされておりましたけれども、今は稼働病床になっているようで、交付税措置はどのような影響が出るのかお伺いをいたします。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

交付税措置の考え方について。でございます。

ただいま中村議員からありましたけれども、またさらに令和3年度から交付税の算定に係る病床機能報告における病床数の取扱いが、稼働病床数から最大使用病床数へ変更となっているところでございます。それに伴いまして、令和2年度までは稼働病床数としまして、施設基準における町立病院の許可病床数56床を基準としておりました。しかしながら、令和3年度からは最大使用病床数といたしまして、許可病床数のうち、前年度の1年間に最も多くの入院患者を収容した時点で使用したコロナ病床を含んだ病床数が基準となっております。

先ほど町長が申し上げましたとおり、令和4年度から実施予定といたしております現在の56床から17床休床し、[※]36床となった場合でございます。その場合ですけれども、最大使用病床数の39床が算定基準となります。しかしながら、令和3年度の直近の6月以降、11月までの最大使用病床数は8月の36床であるため、ほとんど影響はないものと見込んでおります。※26ページに訂正発言

なお、交付税算定基準の最大使用病床数への変更の取扱いでございますけれども、特別交付税は令和3年度から、普通交付税は令和4年度から始まる予定となっているところでございます。以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。

午前11時40分 休憩

午前11時41分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行いたします。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

すいません、1つ間違いが出ましたので、訂正いたします。

現在の56床から17床休床し、39床となった場合のところを36床と言っておりました。

39床が正でございますので、よろしくお願いいたします。

○4番（中村昇君）

以前の許可病床からすると、最大ということで36床、令和3年度からはそういうふうに制度が変わって影響はないというようなことなのですけれども、これまでの交付税措置と今度変わった36床ですか、に変更になるというか、算定替えになることについての収入がどのくらい減少するのかお伺いいたします。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

お答えいたします。

令和2年度で許可病床数ということで56床であった場合なのですが、8,720万円というところでございますが、最大で39床となった場合が6,610万円ということになります。

2,100万円程度減ると、減収になるということでございます。

以上でございます。

○4番（中村昇君）

2,000万円ほどの減になると。大きいと思うのですが、この17床を休床することで、看護師の方がどうなるのかお伺いをいたします。

○町長（高妻経信君）

休床に伴います看護師の扱いでございますけれども、病棟の看護師の配置につきまして、病床の休床によりまして一定の見直しが必要であるというような認識をいたしております。

しかし、壇上で私から申し上げましたとおり、現在のコロナ禍においては、医療体制の確保等、町立病院はもとより、各関係機関等との調整が重要になってまいります。

こうしたことから、医療従事者の処遇につきましては、私としましては慎重な検討が必要であろうと考えております。

以上でございます。

○4番（中村昇君）

あと、医師の働き方改革の影響、これについてお伺いいたします。

○町長（高妻経信君）

医師の働き方改革についての御質問でありますけれども、医師についても2024年度から働き方改革が適用されるというようなことございまして、さきの令和3年の第4回6月議会におきまして、中村議員からの御質問にお答えいたしておりますが、町立病院の勤務医につきましては、労働基準法等の基準に基づく基本的な労働時間の管理で現在対応できているということ

でございます、時間外労働の上限規制等の影響はほとんどないの見込んでいるところでございます。

また、町立病院は救急告示病院でありますことから、夜間や休診日などにおける医師の宿日直やそれに伴う診療、放射線技師や臨床検査技士等の医療スタッフ等の待機、当番制の取扱いが一方では時間外労働と見なされるのかどうか、こういったことが病院経営にとって大きな課題となってくるというところでございます。今後の動向を注視してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○4番（中村昇君）

こうなりますと、2,000万円ほど交付税の収入減ということで、コロナ禍の中で、10床、コロナ病床を確保するというようなことで、看護師については慎重な対応が必要ということになりますと、規模縮小に伴っての経費節減という観点がどうなるのか、これについてお伺いをいたします。

○町長（高妻経信君）

交付税減に伴います御質問ということでございますけども、当然、今ございましたように約2,000万円程度の減収になるということになりますと、当然、今の経費を抑えていくと。今、17床の休床と先ほど説明いたしましたけども、この休床による経費の節減はどの程度になるのか、これはまだ試算はいたしておりませんけども、こういったものを含めて、当然、経費の縮減、なお一層の縮減、こういったものが必要になってくると考えられます。

以上でございます。

○4番（中村昇君）

その経費減のところがまだちょっと見えにくいところがありますけれども、今、コロナ病床確保の10床ということなのですけれども、国のコロナ病床への補助とか、これらについてまだはっきりと出されていないところもありますけれども、前年度については1億5,000万円ほど補助が来たということで、赤字縮小にもなったわけですが、国のほうのこういったコロナ対応の病床について、町では補助についてはどのように考えていらっしゃるのか。

そして、今、診療報酬の引き下げ等も出ているようでありますけれども、これらの町立病院の経営への影響はどのようにお考えなのか、お伺いをいたします。

○町長（高妻経信君）

国のほうからのコロナ対策についてでございますけども、先ほどの事務長からの説明がありましたとおり、高原病院コロナ病床を、今、10床に増やしております。これは、国あるいは県を通じた要請に基づきまして、やはり患者の受入れ体制を充実していくというようなことで、今、10床を確保いたしておりますが、コロナ病床につきましては、当然、コロナは今後どう

いうふうに推移していくのか、まだ完全に終息していない、また新たな感染も、今、広がる恐れも出てきているというようなことでございますので、これは10床、公立病院の役割として確保していきたいと。

ただ、コロナに対しますこれまでございました補助、こういったものがどうなるのか、現在ではまだ不透明でございます。しかし、現時点での考え方は、やはりコロナ対策ということでは万全を期してまいりたいと思います。

また、診療報酬の件でございますけれども、まだその詳しい情報に基づいて試算等行っておりませんが、当然、一層厳しい状況になるだろうということも予測はいたしておるところでございます。

以上です。

○4番（中村昇君）

ちょっと前に戻りますけれども、医師の働き方改革の影響で、救急業務、これに支障はないのか、お伺いいたします。

○町長（高妻経信君）

先ほど、ちょっとその件に触れさせていただきましたけれども、夜間・休日等の医師の宿日直あるいはそれに伴います医療スタッフの待機、こういったものが時間外労働と見なされるのか、こういった件につきましては、当病院においても大きな課題になってくるのではないかなと考えております。

以上でございます。

○4番（中村昇君）

次に、教育行政についてお伺いいたします。

分館については、文化財の指定を受けて、今のところ、耐震化をできるような状況じゃないということで後回しになっております。

町長のほうから資料についての言及がありましたけれども、今、高原小学校では、卒業式、入学式、一般的には剣道の練習とかも使われておりますけれども、やはり文化庁が示している必要耐震性能の設定ということから安全確保水準を目標にすることが望ましいということで、大地震時に倒壊せず、生命に重大な危害を及ぼさないということから、安全性確保の観点から、修理のタイミングにかかわらず、特に早急に耐震対策を実施する必要があるとしておりまして、結局、耐震性が不足することが明らかになった場合は使用方法の見直しが必要になるということで、これまでの使用実態について、町長が触れられましたけれども、再度、どうされるのか、お伺いをいたします。

○教育総務課長（末永恵治君）

お答えいたします。

まず、使用状況をお答えいたしますけども、平成28年度が、延べですけど、3万1,659人でございます。うち高原小学校が1万9,320人使用しております。29年度も2万4,552人で高原小学校が1万3,510人、平成30年度が2万902人で高原小が9,320名、元年度が2万9,400で高原小が2万130人となっております。

高原小学校の主な行事は、議員がおっしゃいました入学式、卒業式をはじめ、新任式、始業式、それから学期の修了式、新入学の児童保護者説明会、学習発表会、クラブ活動等々となっております、非常に利用度が高いわけでございます。

ただ、耐震工事をするまでの間、財源がなかなか、財政状況厳しいわけでございますが、学校行事を中心に使用制限を行いたいと考えております。

以上であります。

○4番（中村昇君）

耐震化なのですけれども、第3次補正で、耐震改修に係る費用のうち3分の1を国が補助するという事が出ておりますし、その残りを過疎債とか使って対応するというようなことも考えられますけれども、全国では1万件を超える建造物が有形文化財、登録文化財に登録されているということで、それぞれの自治体で対応されているとは思いますが、やはりせっかく文化財として登録されているわけですから、後世に残すというようなことから、ぜひ、耐震化の工事も考えていただきたいと思います。

それから、最後ですけれども、副読本では、教室でこういった授業がやられると思いますけれども、子供たちは現地の見学とか、そういうことまでやられておりますか。お伺いいたします。

○教育長（西田次良君）

お答えいたします。

現地の学習につきましては、各学校で判断をしているところでありますが、毎年、現地の学習は行っておりまして、本年度は高原小学校で計画をしております。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。

昼食のため、1時10分まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。議事を継続し、一般質問を続行いたします。

次に、1 番、陣圭介議員。

○1 番（陣圭介君）

〔登壇〕

質問通告書に基づき、6 点質問いたします。

まず、町長の政治姿勢に関し、町長の行財政改革に対する考え方、壇上からは特に役場の組織編成についてお伺いいたします。平成30年第5回定例会で可決された改正条例により、令和元年度より現組織体制となっており、2年半が経過いたしました。課による業務量の不均衡が見えてきた時期かと思いますが、壇上からは課の再編について、町長の考え方をお伺いいたします。

次に、公営住宅に関し、壇上からは今後の施設の改修、更新等の計画について、各住宅ごとに大規模な事業計画があれば、その旨を、ない場合でも、それぞれ施設の老朽化等にどのように対応していくかについてお伺いしたいと存じます。

次に、保健行政に関し、HPVワクチンについて質問いたします。先般、11月26日付の厚生労働省健康局長通知において、平成25年6月14日付通知、ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応について廃止されました。すなわちHPVワクチン接種の積極勧奨が差し控えられておりましたが、11月26日付でこれが廃止され、予防接種法第8条の規定による定期接種としての勧奨を行うこととされました。壇上からは本通知を受けた当局の対応について、今後の日程等も併せて具体的にお伺いしたいと存じます。

次に、通学路の安全対策に対し、壇上からは安全点検の手法について質問いたします。当局においては、毎年、関係機関とともに通学路の安全点検を実施しているかと思いますが、過去の一般質問において、私からは児童生徒の登下校の時間帯に合わせた安全点検をお願いいたしましたが、その結果について答弁いただきたく存じます。

次に、公共工事に関し、工期の平準化についてお伺いいたします。平成30年3月定例会において、公共工事の品質確保の促進に関する法律及び国土交通省通知等に基づき、公共工事の工期の平準化について質問いたしました。その際、工期が複数年度にわたる場合における繰越明許費の設定のほか、**ゼロ地方債**の活用について紹介いたしました。

当時の答弁では、工期が年度末に集中する傾向があることから、引き続き早期発注等の改善に努めるとのことでした。しかしながら、先般開催された総務経済常任委員会の所管事務調査において、事業者さん方からは、依然、年度開始から3か月ほどは受注が少ないとのお声をいただきました。そこで壇上からは、前回の一般質問後に公共工事の平準化に関し、当局側で検討し、取り組んできた内容についてお伺いしたいと存じます。

最後に、観光事業に関し、壇上からは指定管理者制度についてお伺いいたします。本町の公有観光施設については、指定管理者制度を活用した民間団体による管理が行われておりますが、

本制度を活用し始めた当初と現在とでは、社会情勢も変化し、制度そのものの意味合いが異なっているものと考えます。そこで壇上からは、指定管理者制度活用の所期の目的とその目的を現状に照らした場合の当局としての評価、今後の方針についてお伺いいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

〔降壇〕

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

ただいま陣議員から大きく6つの御質問をお受けいたしました。このうち通学路の安全対策についての安全点検につきましては、教育長をもって答弁いたさせます。

初めに、町長の政治姿勢についての行財政改革関連についてお答えいたします。組織体制の再編につきましては、その時々々の国、県の施策や町の重点施策あるいは行財政改革を踏まえながら行われてきました。平成31年4月の組織再編は、人口減少への対応、地方創生や畑地かんがい事業のさらなる推進、産業振興と雇用創出などを図ることから、町政推進のため必要と判断しましたことから実施したものでございます。

議員御指摘の課による業務量の不均衡につきましては、当然、検証する必要があると考えております。課や係や人員配置の適正管理を行うことが重要であると考えておりますので、今後とも副町長、各課長等からの聞き取りを行いながら、適正配置に努めてまいりたいと考えております。

次に、公営住宅についてお答えいたします。本町の公営住宅は、耐用年数を経過した住宅や居住環境水準の低い住宅等が多く存在いたしております。このことから、平成26年3月に策定しました高原町公営住宅等長寿命化計画におきまして、安全で快適な備えを長きにわたって確保するための修繕、改善、建て替え等の活用手法と整備時期を定めたところでございます。しかし、財政事情等により、計画に沿った改修、更新ができておりません。

今後の施設の改修、更新の計画でございますが、二葉町団地につきましては、規模縮小による建て替えを考えております。鹿児島山団地、並木団地、下村移団地につきましては、外壁改修や屋上防水工事等により長寿命化を図ってまいりたいと考えております。霧島団地及び後川内団地は、比較的新しい団地であることから、状況に応じた修繕で対応してまいります。柳町団地につきましては、入居者との調整を図りながら、用途廃止を行うことといたしております。長寿命化計画におきましては、令和5年度までの計画であり、令和5年度に改定を予定いたしております。この中で検討を行い、詳細な改修計画等をお示ししたいと考えております。

次に、保健行政についての中で、HPVワクチンについてお答えいたします。陣議員の御質問の中でありましたように、子宮頸がんなどの原因となるヒトパピローマウイルスHPVの感染を防ぐワクチンにつきましては、平成25年6月14日付の国の通知により、標準的な接種期間に当たる13歳の女性への積極的勧奨を差し控えておりましたが、今回、その方針が廃止と

なり、予防接種法第8条の規定により、定期接種対象者への勧奨を基本的には令和4年4月から順次実施することとなりました。

本町では、今回の通知を受け、令和4年度から開始できるように、令和4年度の予算への計上を予定いたしております。また、4月に送付予定の個別通知の内容の見直しを行い、改定を行う予定の国のリーフレットを同封する対応を考えているところであります。さらに、個別勧奨を進めるに当たっては、標準的な接種期間に当たる13歳女子に対して行うことに加えて、これまで個別勧奨を行っていない令和4年度に14歳から16歳になる女子についても、HPVワクチンの供給、接種体制等を踏まえつつ、必要に応じて配慮することとされていることから、西諸医師会、小林市、えびの市と協議を行いながら対応してまいりたいと考えております。

次に、公共工事の平準化の取組についてお答えいたします。まず、工事に関する入札状況を説明いたします。平成31年度、令和元年度でございますが、入札に付した工事が65件ございましたが、第1四半期の発注件数は14件、21.5%でございました。同様に、令和2年度は67件の入札を実施し、第1四半期の発注件数は16件、25.6%となっております。

一方、第4四半期を完了予定とした工事は、令和元年度が40件、61.5%、令和2年度が43件、64.2%と依然として下半期に集中している状況でございます。そのような中でありますが、平準化への取組としまして、工事実施の前年度に測量設計等の業務委託の発注や繰越明許費の設定により、次年度の早い段階での発注に取り組んでいるところでございます。

最後の観光事業につきまして、指定管理者制度に関する御質問にお答えいたします。本町の観光施設への指定管理者導入につきましては、平成18年度より導入いたしております。導入当初は、今後の行財政改革を進めるに当たり、公の施設の管理運営の在り方を検討するのに必要なものとされ、当時の国が示した指定管理者制度の運用通知にありました民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置目的を効果的に達成することを所期の目的として導入したものと認識いたしております。本町の観光関連施設の設置については、条例にもございますとおり、町民の利用者または、その活用を通じ、健全な余暇活動、健康増進を図るためとしております。

御質問にございました現状に照らした評価といたしまして、条例にある目的に対しましては、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大や新燃岳噴火などの想定外の災害等による目的達成への阻害はおおむねなく、一定の評価ができるものと判断いたしております。

しかしながら、指定管理者制度の当初から、民間にできることは民間にとした、具体的には経費節減と住民サービスの向上という観点での評価とすれば、経費節減としては行財政改革という点からも、最大の効果を上げているとは言えません。逆に、住民サービスの向上という観点からは、民間におけるサービスノウハウ等の蓄積が進んだことにより、一定の成果は上がって

いると判断いたしております。

本来、指定管理者制度の導入は、サービスを通じた住民価値の向上が、その意義であると捉えており、指定管理者制度は、あくまでもその手段に過ぎないと考えております。当然のことであるかもしれませんが、そこに今後の方針に係る大きな意味があると考えております。今後も本町といたしましては、観光施設での指定管理者につきましては、経営という点を意識しながら、民間事業者を活用していきたいと考えております。

以上でございます。

〔降壇〕

○教育長（西田次良君）

〔登壇〕

私のほうからは通学路の安全対策の御質問についてお答えいたします。

児童生徒の登下校の時間帯に合わせた安全点検でございますが、議員より平成30年12月定例会で御質問をいただき、その後、平成31年2月に下校時の時間帯に合わせて通学路の調査を実施いたしました。調査といたしましては、街灯が暗くないか、消えていないか、また、街灯が必要な場所であるか等の暗所調査を実施したところであります。なお、これらの調査を踏まえ、児童生徒の安全対策について、関係機関に検討を依頼したところでございます。

以上でございます。

〔降壇〕

○1番（陣圭介君）

1点ずつ一問一答してまいります。

まず、行財政改革関連で、組織編成についての検証の必要はあるということだったので、前向きに受け取ります。

それから、通告してある一問一答の内容に移りますが、この一、二年の間で、課長補佐のポストが増えているように感じているのですけれども、平成30年度から令和3年度までの人数の推移について教えていただけないでしょうか。

○総務課長（内村秀次君）

御質問にお答えいたします。課長補佐の人数の推移でございますが、平成30年度は1名、令和元年度は1名、令和2年度は5名、令和3年度は8名。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

住民からの要望とか、住民サービスを提供していく中で、多様な業務に携わらなきゃいけないという意味合いでの課長ポストの増かと考えているのですけれども、一方では行財政改革という観点から考えてみたときに、あまり思わしくないような側面も見えてくるように感じているのです。こういう課長補佐の人数を増やすことによって、課を減らす方向での、今後の組織再編が難しくならないかという部分を私は懸念しているのですけれども、町長のお考えをお伺い

したいと思います。

○町長（高妻経信君）

私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

職員の職制につきましては、高原町行政組織規則で定められておりまして、職は職務の種類、複雑さ、責任の度合い、こういったものにより分類をされております。課長補佐につきましては、現在、各部署の実情を勘案して配置いたしております。今後、組織再編で部署が減る場合において、同規則第32条第4項では、課長補佐は必要に応じ、一つの課に2人以上置くことができる規定されておりますので、こういった組織再編の場合には対応可能ではないかというように考えているところでございます。

以上です。

○1番（陣圭介君）

おっしゃることは分かるのですが、平成30年、令和に入ってから1人だったものが、年次的に5人、8人と増えているわけで、結局、課長補佐というポスト自体を減らすこと自体はあまりお考えではないのですか。

○総務課長（内村秀次君）

御質問にお答えいたします。

現在の役職等につきましては、職務職階制というもののにとって行っておりまして、職種と等級、これを基本として任用、昇給などを決定しております。例えば4級であれば係長、5級であれば課長補佐、6級が課長となっているところでございまして、実際、平成26年の地方公務員法の改正によりまして、人事評価というものが導入されて、平成28年度からは完全に実施されているところでございまして、その人事評価に応じて、昇格をさせるということでございまして、例えば係長さんであれば、次に昇格するときは5級の課長補佐、その次が課長というふうに順番に昇格していくというのが一般的な考えでございます。それに対して、以前の場合が、例えば課長補佐がいない場合だと、係長から課長へ、4から6という、人事評価にそぐわないところもあったものですから、現在は順番どおりに昇格するということで、必然的に課長補佐の数が増えているということでございます。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

おっしゃることは分かるのですが、私が申し上げたいのは、この数年の間で増え方が急激ではないかという話なのです。課の再編が、逆に増やしたことでしくくなるというところだけを私は懸念しているので、そこについて、今後の組織編成をいかがお考えかなというところでの疑問を持った上での質問なので、その辺りをお答えいただけませんか。

○総務課長（内村秀次君）

先ほども申したとおり、人事評価というのが新しい制度として始まったと。それに基づいてやっている関係で、近年特にそれにのっとって行っている関係で課長補佐が多くなると。町長からもありましたとおり、1つの課に2人以上置けるという規定もございますので、組織再編にはそれほど影響のないものと考えているところでございます。

○1番（陣圭介君）

分かりました。あまり納得はできないのですが分かりました。

続けていきます。行財政改革のうち今度は財政面についてなんですけれども、以前も繰り返しお伺いしているかと思うのですが、事業のスクラップアンドビルドについての考え方をお伺いしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

事業のスクラップアンドビルド、基本的な考え方というような御質問でございます。

例年、当初予算編成方針や予算編成に当たっての留意事項におきまして、事務事業の見直しや再点検の徹底をしているところでございます。特に補助事業に関しまして、この補助期間、年限というのがないままで補助事業が付いているというのも多数ございます。この補助期間を3年ないし5年とすると。また、所期の目的が達成されたものや逆に効果が薄れてきたものなどは関係団体等と整理を行った上で廃止や縮小を行うこと。こういった原則を設けております。現在、来年度予算の編成中でございますけれども、同様に取り扱いを各課へ依頼しているわけでございます。例を挙げますと、今年度「日本で最も美しい村」連合の脱退、あるいは、これまで行われてきました祭りの統合、これも令和3年度内に起っておりますし、またそのほかに様々な団体に高原町加盟しておりますけれども、この連合のほかにも今回脱退をしたというような組織等もございます。このような取組をしながら予算編成に取り組んでいるところでございます。今後は高原町におきましては、大型の事業が実施をしていかなければならないというようなこともございますので、当然財源の確保というのが大きな課題になってまいります。このことによりまして、このいわゆるスクラップの対象事業やこういったものを徹底していかなければならないし、また、補助団体の収支状況、あるいは活動状況、こういったものを十分整理して、事業の見直しを行っていくというようなことが必要じゃないかと考えております。

以上です。

○1番（陣圭介君）

ちょうど多分、令和4年度の予算編成の大体時期かと思うのですが、予算の編成に当たっているいろんな分野があるわけですが、この2、3年なのですが、観光関連の予算に偏重が目立つように私は感じておりまして、そのほかコロナ関連の予算を抜きにして、その他の分野、

例えば教育振興でありますとか商工業振興などと比較して、若干不均衡があるというふうに感じていますけれども、そういった不均衡についての是正についての考え方をお伺いしたいと思います。

○総務課長（内村秀次君）

御質問にお答えいたします。

当然ハード事業を行いますとその分が明らかに増えてしまうものですから、ハードを除いたソフトのほうで答えさせていただきます。

ただいま例を挙げていただきました観光費、商工費、教育費のソフトの令和2年度の当初予算と補正予算と令和3年度の当初予算とこれまでの補正予算でちょっと比較させていただきます。まず、観光費のソフト事業でございますが、令和2年度中の予算額は約4,940万円。このうち一般財源が2,590万円です。それに対しまして、令和3年度が現時点で約4,880万円、このうち一般財源が約2,300万円となっております。

次に、商工費のソフト事業の分ですけれども、令和2年度中の予算額が約2億340万円です。このうち一般財源が約1,640万円。令和3年度におきますと、現時点で約1億3,690万円。このうち一般財源が約5,860万円でございます。

最後に教育費の学校関連のソフトでございますけれども、令和2年度の予算額が約2億3,430万円、このうち一般財源が約1億3,710万円。令和3年度の現時点では約2億3,900万円。このうち一般財源が約1億5,990万円となっております。

ただいまお示ししました予算額を比べてみますと偏った編成は行っていないと考えているところでございます。

以上でございます。

○町長（高妻経信君）

ただいまの総務課長の答弁、ソフト事業を主に答弁いたしましたけれども、現在観光費でいいますと、御池の整備事業に環境省の事業を導入しながら、あるいは県の事業、こういったものを活用しながらここ数年で整備事業を行ってきております。そうなりますと当然現状で言いますと、令和3年度までは観光費がそういった予算の多くを占めると。今後につきましては、一応御池の整備は令和3年度で終わることになっております。今後は教育費、いわゆる学校建設費に伴います予算が今度は当然増えてくるであろうと。いわゆる取り組む事業、その時期によりまして、こういった偏りという言い方はどうかと考えますけれども、やはりそういった集中的な予算の確保、こういったものは当然ありますので現状は確かにおっしゃいますように観光費がそういう状況であろうというのは考えております。

○1番（陣圭介君）

分かりました。引き続きその方針で進めていただければと思います。

町長の政治姿勢についての質問を終わります。

次、公営住宅に関して伺っていきます。

平成26年に策定した長寿命化計画がうまくいっていないということで、令和5年度改定ですか、その辺りで大規模改修になるのかとかそういう時期を定めていくかと思うのですが、公共施設等総合管理計画との兼ね合いというのはちょっと知りたくて、公共施設等総合管理計画の中では今後公営住宅についてどのような方針で対応していくと明記されているのかについて説明をお願いします。

○総務課長（内村秀次君）

御質問にお答えいたします。

本計画の公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針でございますけれども、3つございます。まず1つ目が、保有総量の縮小による将来更新負担額の軽減。2つ目が長寿命化の推進によるライフサイクルコストの軽減。3つ目が施設管理の効率化によるコスト削減でございます。本町の公営住宅に関しましては、平成25年度に長寿命化計画を策定しております。住宅の多くは老朽化が進み、更新の時期を迎えていることは認識しておりますけれども、財政的な事情により計画どおり進んでいないところがございます。

今後は基本方針にもございますように、まずは積極的な維持補修を行うことによりまして、より長い使用期間ができるように努めていきたいと考えておるところでございます。ほかの大型事業等との兼ね合いもありますことから、更新が必要となった場合には、規模や戸数の縮小、あるいは施設の集約などを念頭に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

今、お答えいただいた中で財源が思わしくないということから長寿命化を図るという意味で維持補修を積極的に行っていきたいというようなお答えだったのですが、今回これ質問するに当たって実は実際に公営住宅の方から要望がありまして、お部屋の中を見せていただいたのですよ。本当に維持補修が適切に行われているかっていうところに疑問を感じて今回質問をしているのですが、その内容に関連して今度定期点検の話に移っていくのですが、民営の住宅に入居している場合には、例えば2年ごとに契約更新などの機会があるのですが、その際に住居への立ち入り検査が行われたり、例えば浄化槽の点検などにあわせて配水管の洗浄などを家主さんが負担して一斉に行うということ。立ち入りすることがままあるのですが、現在町営住宅においてはそういった対応をされてきたのかどうかという点について説明をお願いします。

○建設水道課長（入佐和彦君）

御質問にお答えします。

まず、その定期点検でございますけれども、消防設備やエレベーター等の設備につきましては、定期点検を実施しているところでございますが、建物等の中にまで入って構造にかかる点検等は実施していないところでございます。

以上です。

○1 番（陣圭介君）

今の答弁を受けてちょっと総務課にお伺いしたいのですけれども、そういった状況で実際にどこまで室内が老朽化しているとか補修が必要かっていうところまでは掴めていない現状があるわけですよ。そういった全体的な維持補修で進めていきたいという方針は分かるのですが、実態が掴めていない中でどうやって進めていくおつもりなのでしょうか。

○総務課長（内村秀次君）

現在の建設水道課の対応といたしましては、出向いて調査していない状況でございます、入居者から相談を受けて対応しているというのが状況でございます。そして、実際、町でやっていくわけでございますけれども、その辺についても1つの今後の課題であろうということで修繕のやり方等についてもどういったやり方が1番効果的なのかということについて今後またそこについては検討させていただいて、取り組んでまいりたいということでお願いいたします。

○1 番（陣圭介君）

分かりました。

それでは、各入居済みの住居なのですが、その室内の細かな修繕とか、例えば畳表の張り替えなどの対応について現状について説明をお願いします。

○建設水道課長（入佐和彦君）

御質問にお答えします。

現在の対応といたしましては、入居者からの申出があったときに職員が現場に出向いて町で補修するのか、入居者に修繕してもらうのか、そういうことを判断しまして現在は対応しております。畳などの関係ですけれども、退去した後の新規で入るときには新しくなっているのですが、長年住まれた方のところを畳替えとかそういうのはしていない状況でございます。

以上です。

○1 番（陣圭介君）

参考にお伺いした御意見なのですけれども、例えば役場にそういった修繕をお願いするというのを御存じの方は電話してくると思うのですよ。ただ、そういったことを御存じない方も実際にいらっしゃるみたいで、一部には役場が修繕を行ってくれているのに自分ところではやって

くれないっていう不満だけを心の中に抱えている方もいらっしゃるみたいなので、そういった点で相談窓口がありますよということを周知いただきたいなと感じていますので、ここはもうお願いとしてお願いをします。

それから、修繕費用の負担についての考え方を続けてお願いします。

○建設水道課長（入佐和彦君）

高原町営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第18条別表に挙げております負担基準及びそれ以外につきましては、経年劣化によるものか入居者の故意、過失等によるものかを判断しまして対応をしているところでございます。

以上です。

○1番（陣圭介君）

分かりました。

それでは、設置から長期間どの建物も経過しているわけですが、構造物の各、例えば基礎部材とかそういったものの検査や耐久性の検査などについてこれまで実施してきたか否か、また、実施したのであればその手法等について現状の説明をお願いします。

○建設水道課長（入佐和彦君）

御質問にお答えします。

現在定期的な点検等は実施しておりません。しかしながら、住民の中には住宅内に立ち入ることを望まない住民もいらっしゃることを踏まえて、年に1回家賃算定をするための収入申告書をお願いするなどそのときに不具合等の申し入れ等をしてもらえるように広報紙等を一緒に入れて、そして聞き取り等を今後進めていきたいと考えております。そしてまた、町長も言いましたように、平成25年度に策定した長寿命化計画、その更新時はちょうど令和5年度になるのですが、その場合に住宅の躯体等にかかる部分、こういうことも調査していきたいと考えております。

以上です。

○1番（陣圭介君）

一部の団地などで屋根の剥がれなど起こっている現状があって、そういう構造物自体そのものの検査を行っていない等、人命に関わる危険性があると感じているのですよね。そうすると、こういった検査っていうのは早急に住民の方々から嫌がられてもその方々の命に関わることですから、こういった検査は早急に行うべきだというふうに私は感じているのですが、いかがですか。

○建設水道課長（入佐和彦君）

御質問にお答えします。

鹿児島山台団地等、漏水とかがあったりする場合はここ2年間ぐらい工事をしております。並木住宅等なんかに關しましても、ちょっと予算を令和4年度に上げようかなという形で考えております。だから、一応、現状外観からでもわかる悪い分は早急に対応していきたいとは考えております。

以上です。

○1番（陣圭介君）

これも総務課へのお願いなのですが、予算の裏付けをお願いしたいなと思っています。要望として受け取ってください。

それから次、使用料収入についてお伺いいたします。

民営の住宅と異なっており、公営住宅は収益を目的としていないもので入居者から徴収する使用料というのは例えば起債の償還であったりとか、住宅の修繕費用等に使用できると私は考えておりますが、公営住宅法上の縛りですね、入居者から徴収する使用料について使途の制限などあるのか否かについてお伺いしたいと思います。

○総務課長（内村秀次君）

御質問にお答えします。

公営住宅法同法施行令施行規則等を確認する限り、使途の制限に関する記載はないところでございます。

○1番（陣圭介君）

そうすると、積極的にそういう修繕費用とかに充当すると受け取りましたので。分かりました。続きまして、これは公営住宅の最後になるのですが、町営住宅における使用料収入のこれまでの累積の額等、それをどのような用途で使用してきたかという分析についてできているかいなか、できていないのであれば理由とともに説明をお願いしたいと思います。

○総務課長（内村秀次君）

御質問にお答えします。

それぞれの住宅ごとには使用料の累積や分析は行っていないところでございます。ただ、全体の話をさせていただきますと、毎年度決算統計におきまして、歳出の各科目からどういった支出が行われ、その財源に住宅使用料をいくら充当したかというところは把握しているところでございます。

あと、それぞれにできていない理由といたしまして、まず住宅使用料については入居者の所得で決まる部分でございまして、例えば低所得者の多い住宅であれば収入は少ないわけですし、その収入を持ってその住宅をいろいろやっていくというのはちょっと足りない部分があるものですから、全体で考えたときにトータルであればできるけど、個別であつたらできないと。そ

の辺もあるのかなと考えております。

以上でございます。

○1 番（陣圭介君）

公営住宅についての質問は以上といたします。

続きまして、保健行政に移りますが、ワクチン接種の積極勧奨が再開するということで医療機関との連携が必要になると感じているのですが、情報共有を十分にした上で診療体制の強化に当たっていただきたいと考えますけれども、当局の考えをお示してください。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

御質問にお答えいたします。

ワクチン接種の積極勧奨による診療体制の強化についてということでございますが、これまでの間HPVワクチン接種については積極的勧奨を差し控えた期間につきましても、西諸医師会、小林、えびの市と協議いたしまして、接種医療機関による接種を推進していたところでございます。

ただ、これまでの接種体制につきましては、今回の定期接種勧奨が11月26日に発出された以前の内容で協議いたしておりますので、今後、西諸医師会、小林市、えびの市と協議を進めてまいりまして、今度、接種体制が整備できるよう、進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○1 番（陣圭介君）

先ほどの答弁の中で、これまで個別勧奨を受けていない年代ですか、令和4年度に14から16歳になる女子について、積極的勧奨を対応していくというお話だったのですけれども。

今までそういった積極的な勧奨がされなかった中で、突然、対象だったのですよなんていう話になると、ひょっとしたら保護者の方々から、受けるかどうか迷っているとかいう、そういった相談があるかなと想定できるのですけれども、そういった支援体制というのはほほえみ館の中ではできているのでしょうか。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

御質問にお答えいたします。

これまでは個別勧奨という形ではございませんでしたが、今回、国のほうで11月26日に発出されたということで、現在のところ、先ほど町長のほうが答弁にありましたとおり、予算化を考えておるところでございますけれども、この予算化につきましては、近隣市町村、近隣のえびの市、小林市、西諸医師会とも協議が必要となつてまいりますので、段階的にひょっとしたら接種を進めることもあろうかと思えます。

今後、そういう部分も含めまして検討したいと思っておりますけども、相談体制につきましては、窓口であるほほえみ館の健康づくり推進係に、今も電話等で相談を受けておりますので、臨機応変に相談に応じて対応していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○1 番（陣圭介君）

このHPVワクチンなのですけれども、無料で接種が受けられるものに2価と4価のものがあるので、薬事承認を受けているものには9価のものもありまして、その9価のHPVワクチンについての考えをどのようにお持ちなのかという点について、お伺いしたいと思います。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

御質問にお答えいたします。

9価のワクチンにつきましては、4価のワクチンで予防できる6型、11型に加えまして、31、33、45、52、58と多くの対応ができるワクチンとお聞きしているところでございます。

そういう中、今回、全国若手市議会の議員の会によります子宮頸がん予防に関する研修会をきっかけとして、HPVワクチン接種推進自治体連盟というのが発足されたようでございます。その中の設立目的の中にも、9価ワクチンの推進というのがうたわれているようでございまして、今後、その議員連盟の情報をはじめ、国の動向を見まして適切な対応を考えてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○1 番（陣圭介君）

新聞報道等でもありましたけれども、ワクチン接種への積極勧奨が差し控えられていた時期に接種できなかった方々を、今後国ではキャッチアップしていくという方針との報道がありました。

本件については、今年の6月の定例会で私も一般質問いたしましたけれども、今後、国からの財政措置が計画されていくと考えております。遺漏なきように対応いただきたいと考えておりますけれども、考え方をお示してください。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

御質問にお答えいたします。

差し控えによる接種期間を逃した方への対応、いわゆるキャッチアップ接種でございますけれども、国において第26回の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、公費による接種機会の提供に向けて議論が進められているところでございますので、今後その方針が何らか

の形で示されてくるかと思いますので、その情報を注視いたしまして随時対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○1 番（陣圭介君）

本件最後の質問になりますけれども、ワクチンを接種済みの方であっても、さらに子宮頸がん検診を受診いただくことで、ダブルで早期治療につながるという側面があるのですけれども、引き続き啓発いただきたいと思いますと考えておりますけれども、いかがお考えでしょうか。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

御質問にお答えいたします。

HPVワクチンは、子宮頸がんを起こしやすいタイプであります16型と18型の感染を防ぐと言われております。

そしてまた、子宮頸がんの原因の50%から70%を防ぐと言われておりますが、ただ、しかしながら、このワクチン接種だけでは100%全ての感染を防ぐことはできません。

そういう意味で、ワクチンを接種された方においても、子宮頸がんの検診を積極的に受診していただくよう、本町といたしましても個別通知に子宮頸がんの検診の啓発案内もしておりますので、今後もそういう対応を継続して、啓発を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○1 番（陣圭介君）

以上で、保健行政についての質問を終わります。

続きまして、通学路の安全対策ですが、児童生徒の登下校の時間帯に合わせた安全点検は、平成31年の2月に1回だけ行ったということですか。

○教育長（西田次良君）

お答えいたします。

31年の2月に行っている状況でございます。

以上であります。

○1 番（陣圭介君）

基本、通学路に指定されていない経路のところについては、多分御覧になっていないのかなと考えているのですけれども、暗所調査で抽出された箇所というのを教えてください。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。

午後 2時05分 休憩

午後 2時05分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行いたします。

○教育総務課長（末永恵治君）

箇所数については、数はちょっと把握しておりませんが、校区ごとに暗所の調査を行っておりまして、昼間よりは暗いときのほうが明りはないので、街灯もないところは危険であるという認識はしております。

以上です。

○1番（陣圭介君）

もう今、令和3年なのですけども、暗所調査を行って危険であると判断をしたものに対して、対応したか、否かについて教えていただけますか。

○教育総務課長（末永恵治君）

点検を実施いたしまして、関係機関のほうにお願いをいたしております、警察、公安委員会、土木事務所、それから役場の関係課で行っておりますが、総務課におきましては街路灯、防犯灯ですかね、の設置を予算の範囲内で行っているものと思っております。

○1番（陣圭介君）

予算の範囲内と言われるので、なかなかこう目立って見えてこないのかなと思っているのですけども。引き続き、後半でまたお話ししますので、一問一答に移りますが、児童生徒の保護者さんから、通学路の危険箇所の指摘はありませんか。指摘があった場合はこういった対応をされているかについて教えてください。

○教育総務課長（末永恵治君）

指摘というより、ここが危ないですよという報告を今年度は2件御連絡をいただいておりますのでございまして、内容につきましては、歩道が狭いとか、グレーチングの隙間があって危険であるというような内容でございます。対応としましては、教育委員会で現地の確認をいたしまして、関係機関、土木事務所とか、町の関係課に対応をお願いしているところでございます。

○1番（陣圭介君）

児童生徒の保護者さんに対して、危険箇所の抽出を目的とした調査などを実施したことがあるか、ないかについてお答えいただきたいと思います。

○教育総務課長（末永恵治君）

教育委員会では、毎年、通学路の合同点検対策会議を実施しておりまして、その際に対象となる危険箇所を抽出する際は、学校へ危険箇所の抽出を依頼した後に、学校で保護者の意見を吸

い上げていただきまして、危険箇所の報告をいただいているところでございます。

また、学校としましては、地区懇談会、アンケートなどにより保護者から危険箇所の意見抽出を行っているところでございます。

○1 番（陣圭介君）

そういった調査等を行っている中でも、実は地元で、例えば車がスピードを緩めずに走ったりとか、そういった細かな内容ですよ、というのを上がって来ずに、地元の人たちの中だけでどうしようか、どうしようかって話し合っているような場面、何回か見たことがあるのですが、ぜひ学校であつたりとか、教育委員会であつたりとかに感じている、危険だと感じているそのままだの御意見というのをきちんと吸い上げられるような体制を作ってほしいなと常々感じていて、それについて方針をお伺いしたいと思います。

○教育総務課長（末永恵治君）

過去において、町の工事において通学路、町に限らず国の工事、通学路、通学の時間帯に大型車の通行は控えていただきたい旨の要請は、建設課等を通じて行った経緯はございます。保護者につきましてもこういったお声を上げていただければ対応したいと思いますし、こちらからも情報発信していきたいと、そういう仕組みをしていきたいと考えております。

○1 番（陣圭介君）

分かりました。

それでは、安全対策についてですが、街灯についてはもう再三申し上げてきたのですが、通学路ないし通学路に指定されていないところでも児童生徒が通学に使用しているような道において、例えば今の時期なんかっていうのは部活の終わる時間が若干遅くて、下校の際に大変暗くて足元も見えないような状況の箇所が何か所もあると思うのですが、そういった場合に中学生の下校に非常に危険を伴うということは、これまで再三申し上げてまいりましたが、検討する、検討すると、先ほど総務課長からもありましたけども、予算の範囲内で防犯灯を設置してきたというのがありますけども、どうもこう、大きな事業実施というか、そういったものがあまり見えてこないのですよね。進捗についてお伺いしたいと思います。

○総務課長（内村秀次君）

現在、防犯灯につきましては、一般的に各地区から新設や修繕の申請を受け付けまして整備しているところでございまして、本年度、令和3年度におきましても新設2か所、道路改良による移設2か所、あとLED照明の変更を14か所行っているところでございます。通学路につきまして、危険箇所調査での指摘があつたところにつきまして、随時必要性を判断しながら進めていきたいと考えているところでございますけども、先ほど議員さんからありましたとおり、以前から言っているのに実現しないということもございまして、そういったところも勘案しな

がら優先度を付けさせていただいて、実施していきたいと考えているところでございます。

○1 番（陣圭介君）

以前から指摘している路線はもう具体的に分かっていると思うのですが、例えば道路管理者が町でない場合の対応ってどういうお考えなのでしょうかね。

○町長（高妻経信君）

今、総務課長のほうからいわゆる防犯灯の設置について、地域から要望があった箇所に設置をして、その要望があった地域で管理をしていくと。今はそういうやり方をしてきております。

となりますと、地域は負担が難しい、いわゆる住宅地から離れた通学路とか、あるいは危険な箇所、そういったことが恐らくあるだろうと思います。となりますと、そういった危険箇所を町として地域に頼るのではなくて、地域と、町として改善していくということになりますと、町が危険箇所を主体的にと言いますか、あるいは通学路の危険箇所、そういったところにも地域ではなくて町がもう設置をしていくということになろうかと思います。

当然、今、地域で電気料も負担していただいておりますけども、町が電気料を負担して設置をするということになると思います。ですから、こういった方針、これまでの方針を変えれば可能と考えておりますので、ここは、今回の議会前に教育委員会、総務課と含めて話をする中で、そういうことも当然検討すべきじゃないかという、当然予算の関係がございますけども、限られた予算の中でそういった柔軟な、と言いますか、そういうことも検討してまいります。

○1 番（陣圭介君）

最後は町長からの前向きな答弁と受け止めましたので、今後よろしく願いいたします。

通学路については、以上とします。

それから、工期の平準化なのですが、先ほど令和元年度と2年度の第1、第4四半期の工事件数ですか、というのを答えいただいたのですが、第2四半期、第3四半期が随分少ないのですか。そんな感じがして。最初と最後は見たけど、真ん中のところが極端に少ない気がして、何かこう、平準化、到底できてないような気がするのですが、どうお考えでしょうか。

○総務課長（内村秀次君）

御質問にお答えいたします。

先ほど申し上げた数字をちょっと比較の仕方が悪くて、第1四半期につきましては発注件数を申し上げて、第4四半期については第4四半期に完了予定の数字を申し上げた関係で、第2、第3の発注の分も第4四半期に入っている部分がございます。その関係での数字が第4四半期は大きくなっていると御理解いただきたいと思います。

○1 番（陣圭介君）

そうすると、さっきの数字、あんまり参考にならない気がするのですよね。いいですけど。発注の時期ではなくて、その工期が均等に行くことをお伺いしているので、どうしても年度末、工期が最後になるのは当たり前の話だとは思うのですけども、均等に1年を通じて均等にこう、各事業者さんが工事に携わることができるという考え方での、この工期の平準化の話をしているのですよね。ちょっと先ほどの数字だけを衝として話をすると、やっぱり年度末に集中しているのではないかという聞き方になってしまうのです。どうしても。

ここをどう対応されるのかっていうのがいまいよく分からないので、もう1回答弁お願いします。

○総務課長（内村秀次君）

私も工事の発注について平準化を考えてみているところなのですが、本町の特徴といたしまして、道路に例えば町道でも、農道でもなんですけども、田んぼが結構あるのですね。そうになると、田植えの時期とか稲刈りの時期にはなかなか工事ができないという事情もございまして、それ以外の時期に工事をするとなると、やはり偏りが出てくる関係があつて、以前、御紹介いただいた方法を取ったとしても、その時期が田植えの時期だったりとか、そういうのもあつて、なかなか本町はできないところがあるのか考えているところでございます。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

答弁の中でも出てきましたけど、国・県の補助事業を活用していたりすると、なかなか平準化難しいという話とか、今の田植えの時期とか、そういった部分での話っていうのも、やはり事業者さんっていうのはそういうものを抜きにして、うちの事業所としては平準化して、1年を通して仕事がある状況を作っていただきたいと考えているようです。なんで、引き続き、私個人としても答えが出てこない、ゼロ地方債という一つ提案はいたしましたけども、それ以外の答えが出てこないで、引き続き検討お願いしますとしか言えないのですけれども、よろしくお願いします。

最後になりますが、観光事業についての指定管理者制度に関してですが、先ほどの町長答弁にもありましたが、本制度の活用は結局のところは直営に比してコスト面で有利というのが建前上は一番のメリットであると考えますが、指定管理者に対する委託料の支出について、今まで指定管理者に指定する期間がずっと3年だったのですけども、単年度当たりの支出の金額について教えていただけますか。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答えいたします。18年度からの観光施設におきます導入ということで、18年度から順を追ってお答えをしたいと思います。

18年度でございますけども、こちら18年の9月から翌年度の3月まで7カ月分でございますけども、939万9,000円、939万9,000円。19年度、翌年でございますけども、こちらが2,043万5,000円、2,043万5,000円。20年度が1,643万3,000円、1,643万3,000円。次が21年度から24年度が各年度ごとでございますけども、この年度中は1,807万円、1,807万円でございます。次の期間の25年度から27年度、こちら各年度1,259万9,000円、1,259万9,000円です。そして28年度から30年度、こちらが年度ごとでございますけども1,403万5,000円、1,403万5,000円となっております。そして現在、元年度からでございますけども1,784万円、1,784万円を各年度で支出という推移となっております。

以上です。

○1番（陣圭介君）

指定するその期間ごとに金額に大分ばらつきがあるように感じているのですが、理由分かりますか。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答えいたします。こちらの私のほうも推移を勉強させていただく間、調べてみたのでございますけども、やはり当初18年度から入ったときは期間の短さがあるのですが、そのほかはやはり人件費に伴います増減があるというのは間違いないところであると感じております。例えばお勤めになられていた方が退職された時期とか、あるいは指定管理者の変更となったときに管理人が増えるとか、そういう形で推移しているというところがあるようにございました。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

こういう金額の上下のばらつきがあると、どうしてもコスト面で有利というの、なかなか個人的に言うのは難しいのかなと感じていまして、通常、こういった制度を活用した場合には、仮に特定の管理者が継続的に指定されると委託料コストは営業努力がもっと進むことが期待されるわけですから、年次的に減っていくのが当たり前かなと感じています。しかしながら、そうならない場合は、その委託料についての考え方なのですけども、指定管理者の収入が町からの一定の委託料で保障されているということから、営業努力につながらないというような一面もあるのかと。逆に他方では、町からの委託料収入では到底営業コストを賄うことができないという考え方もある、そういった場合には民間の活力を十分に生かし切れないというような見方もあると思うのですよ。どのように分析されているのか。ただひたすら指定管理者に出してコスト削減、行財政改革の一つの手段として指定管理者制度を活用していけばいいやというよ

うな考え方と、やっぱり違うと思うのですよ。そのあたりの分析についてお答えいただけますか。

○産業創生課長（森山業君）

お答えいたします。今回、この分析をする機会をいただきまして、私なりに指定管理者の導入時期も若干携わったこともございまして、分析をしてみました。今回、先ほどお話ししましたとおり、この観光施設に関しての指定管理者の推移につきましては、人件費に伴うものが多いというところが1点。

それともう1つでございますけれども、当初、町長の答弁にもあったのですが、指定管理者を導入したときに、全国的にそうですね、民間業者を入れれば、これが要するに今、コスト面とか、サービス向上がなしえるという考え方で動いたという、その問題点もあったのかなというふうに思っております。

それと、あとは公共施設というところが、どうしても公共施設だから安いとか、お金を取らなくていいというような感覚もございまして、通常の民間施設で言いますと利用料金と言いますか、そういう取る分を上げる、要するに、そうすると、住民側の皆さんのコストを上げてしまうようなことになってしまう。それなのに収益は上げて、今度はコストを下げなきゃいけないという、なかなかそういう利益を設けるほうにすると、なかなか難しい。例えば信頼とか、安心感とか、こういうものを担保に住民さんが使ってくれるというようなニュアンスでいければいいというところがある。

あと3つ目が、どうしても地方に行きますと、そもそも指定管理者をやるという業者と言いますか、団体の数が少ないという、そういう実情。それと、そういうところが少ないと、要するに指定管理者がその経営体となるためのそういう体質改善がされないまま、そのまま指定管理者に採用されてしまっている、要するに経営ということを主にしてないところが、例えばなってしまって、そのまま走り出してしまっているというところで、これ、全国ででも先ほど御質問の中にありましたとおりこの指定管理者導入が始まって、いろいろ不具合と言いますか、合わないところが出ているところも出てきているのかなと分析しているところでございます。

○1番（陣圭介君）

分かりました。

それでは、前回、この指定管理者の指定に当たって、候補者を公募した理由について教えてください。

○産業創生課長（森山業君）

お答え申し上げます。前回の公募時期がちょうど平成31年度からの3年間ということでございました。当時の資料等を確認しておりますと、当時、もう当たり前と言いますか、1つ目は

条例規則で高原町の駅の施設の指定管理者の指定手続に関するところで、法人その他の団体を原則公募するものということで公募に動くという点。それとあとは、その中の規則の3条中にある、公募によらない選定理由というのが3つほどあるのですけども、1つは専門的または高度な技術を有する法人その他の客観的想定がされるところ、次が地域の人材活用雇用創出と地域との連携相当程度が期待できるところ。この3つ目の、現にその管理委託を行い、また指定管理者制度による管理が行うことで、当該公質の安定したサービスを提供や事業効果が相当程度期待できるところがある場合は公募に付さなくていいということがあったら、その当時の資料等を見ると、やはり当時、受けていた指定管理者のところがその後、指定管理を受けないという話もあるというような話もありまして、応募する段階でやはり公募で広くその施設等を応募しなければならないというような流れもあったというような確認をしたところでございます。以上です。

○1 番（陣圭介君）

基本、規則にのっとってされているものかと思うのですけども、公募に応じる事業者というか団体が1社だけの場合っていうのは、本制度の一番の特徴ですね、民間事業者の間で競わせて、どうよりよいサービスを提供していくかで、よりよいコスト削減につながるかというところを競わせるという、建前というか前提の部分が全くなくなってしまうと思っているのですけども、公募に応じる事業者が1社だけのときに、公募に付する意味というのをどうお考えでしょうか。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答えいたします。町長の最初の答弁のほうでもございましたけれども、あくまでもこの公の施設につきましては、その指定管理者がある意味、1つの手段と私も捉えておると認識しております。私が最初、民間事業者の今、お話がありましたとおり、経営の一種を見て活用、その視野を入れて付するのをもちろんですし、あと1つは施設の老朽化や財政的課題も視野に入れて考えなきゃいけないと思っているところでございます。

しかし、この指定管理制度導入されてから、本当に全国の自治体の事例を見ますと、本当に見直し・検討が行われているところが出てきております。特に本町においても複数の施設があるわけでございますけども、委託、直営、そして今の現行、これもやっぱり制度によって見ますと、第三者的なそういう検証、モニターとか入れているところで、その施設ごとに見直しをしているという事例が全国にもあるみたいです。

指定管理者、前、言いました、3年から5年の短期間、あるいは7年から10年の長期間にわたって、議会の議決を得なきゃいけないものですから、ある意味の透明性というのは確保できますし、その点、この3年ないし10年の間に受けている指定管理さんとその経営とか、やり方について協議する期間もある程度、設けられるというところはあるわけでございますけれど

も、やはりやっぱり利用者の動向、そういう収益に左右される観光施設は、お話がありますとおり、1社の業者しかないというような場合、あるいは公募に付する要件がない場合、そういうことにはやっぱり検証して検討する時期にも入ってきているのかなというように感じているところでございます。

○1番（陣圭介君）

指定管理者制度、大分勉強していただいたみたいであります。各いろんな自治体です、この制度を活用してうまくいってない事例というのは多数あるので、そういった意味を含めて今回、質問しているのですけれども、私が多分、ここで指定管理者制度をこれから、今後どう、活用していくか、否かについて聞いたとしても、多分、していくというふうなお答えになるかと思うのですけれども、これ、どうすればいいのかというところですね。特定の事業者、実績のある、実績を作ってもらっているとか、実績のある特定事業者への委託じゃだめなのかなというふうに感じていまして、だから各制度によるメリット、デメリットを比較して、どの制度を使っていくかって検討、今後、必要なのではないかなと私は思っているのですけど、いかがですか。町長でもいいですけど。

○町長（高妻経信君）

私、職員時代、商工観光課におりまして、その後退職し、観光協会でもお世話になっておりました。そんな中で私が感じるのは、指定管理者の施設管理の委託、その価値と言いますか、意味と言いますか、今回のまた議案として挙げさせていただいておりますけれども、先日、応募された業者のプレゼンテーションがありましたけれども、その内容も私、後からお聞きしたのですけれども、高原町の今の指定管理者に限ってと言いますか、言えば、私はよくやっているのではないかなとそう思っています。いわゆるこの指定管理者の私が考える一番大きなメリットは、民間の発想ということが大事だろうと思っていますし、現在、実際、今、御池、皇子原とも自主事業も多く取り組まれております。残念ながら3年のうち1年半はもうコロナで大きな影響があったわけですが、今もそういった活動をされていますし、私は高原町における指定管理者制度、このまましばらく継続していくべきではないかと考えております。

ただ、全国的にこの平成18年から指定管理者制度導入されていますけれども、様々な状況が生まれているとあります。しかし、高原町に限っては、私はこのまま継続していきたいと感じております。

○1番（陣圭介君）

分かりました。

最後、指定管理施設についての質問を1問だけお願いします。

平成29年度辺りからインフラ面も含めて大規模な予算を入れてきたかと思うのですけども、

昨年と今年度はコロナ関連の事業に条件があったという部分があるのですが、新規施設の設置もどんどん予算化されてきたわけですが、今後はどのような計画であるのかという点をお聞きしたいのと、どっちかという、今まで大分予算を入れてきたので、どう活用していただいて、指定管理者に活用していただいて、どう管理者として稼いでいただいて、できることであれば町に委託料の一部でも戻していただくというような、積極的な管理運営のほうに持って行ってほしいなという気持ちがあるのですが、最後、その点だけ伺って質問を終わります。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答えいたします。今回、この指定管理者制度におきまして、この観光面、先ほど来お話がありますとおり、国の補助事業等で整備してきたり、コロナの交付金でやってまいりました。公共施設ということもありまして、なかなかとにかく人が来ていただかないとお金を落としていただける仕組みが作れないという観点でございますので、今回、議案にもあがりますが、指定管理のほうも下げる方向でいろいろ動き出すつもりでございます。それにつきましては、指定管理者を受ける方に自主事業、町のやつを使っただいて、年次的に下げていくというお話のもと、この指定管理者に付していると考えております。

老朽化している施設でございますので、お金をかけていくということより、まずはクラウドファンディングとか、あるいはCSRとか、そういう外部からのノウハウと資金を活用しながら改善を加えていって、コスト削減に努めていきたいと、集客しながら、考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。

午後2時38分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行いたします。

○産業創生課長（森山業君）

すいません。陣議員の御質問に、今後の事業のことについてということがございまして、そこを答弁のほうに入れておりませんでした。申し訳ございません。そこを追加して入れさせていただきたいと思います。

現在のところにおきましては、今後の事業といたしましては、町内に自然公園とスポーツ公園

を有しておりますので、これまでも松の港などとか、登山道関係のほうを長期的な視野で要望はしております。

しかしながら、先ほど話しましたとおり、財政状況を考えまして、ふるさと納税、企業版のクラウドファンディング、あるいはCSRに取り組んで財政サイドとも協議しながらしていくということ、冒頭の長期的視野にかないました事業というのが抜けておりましたので、追加させていただきました。

申し訳ございませんでした。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。10分程度をめどに開会いたします。

午後2時41分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行いたします。

次に、6番、福澤卓志議員。

○6番（福澤卓志君）

〔登壇〕

通告に従い、質問します。

初めに、後期高齢者支援について。

はり、きゅう、マッサージ等、施術助成を求める声を町民の方から伺いました。

後期高齢者医療広域連合が1日につき、1回、年24回、1回につき1,000円以内の助成金を被保険者に対して交付していますが、体の調子を改善したり、痛みを和らげたりするために、さらなる治療が必要にもかかわらず、上限に達したため、治療を途中で断念したり、生活費を切り崩して、治療費に充てたりしているようです。

小林、都城市、宮崎市などでは、追加助成を行っており、近隣町村10か所に問い合わせたところ、西米良村では月4回まで1,000円を助成、木城町では月4回まで500円を助成しているようです。

これまで、身を粉にして、高原町の発展のために御尽力いただきました諸先輩方並びに、大変困っている町民の救済について、町長の考えを伺います。

次に、教育行政のタブレット端末活用について。

学校での使用頻度や、持ち帰って自宅でも使用できるよう整備が進められていると思いますが、現状を伺います。

学習支援ソフトなど需要が高まり、EdTech教材が豊富に提供されている中で、宮崎市が

今年5月に、市内75校、約1万7,000人に導入したAI型教材はよく考えられており、本町児童生徒の学習支援に最適だと考えました。もちろん、多岐にわたる企業や教材がありますので、選定は必要でしょうが、宮崎市の約1万7,000人の児童生徒との教育支援格差がないことを願っております。

キャリア教育については、現在、取り組まれている内容を伺い、担い手不足に悩む地元企業とコラボ事業を計画するなど、産学官民連携教育にしていくことが本町につながると考えます。

高原こども未来議会が10月12日に行われましたが、コロナ対策等により入場できないだけでなく、議会の様子がネットで配信されずに大変残念でした。通告内容を見ても、大変含蓄に富んだものであると想像しました。町長答弁によっては、高原町に対する愛着や大人への信頼回復、また、提案内容を前向きに履行されるならば、発言した勇気と本議会の意義があるものだと感じます。当時の様子が配信される考えがあるか。過去、開催された内容を含め、いただいた提案に関して検討や履行が行われたか、伺います。

次に、農林行政について。

森林伐採による災害等対策を伺います。

近年の集中豪雨や線状降水帯の影響により、明るくなった山林から土砂が河川に流出し、水かさ上がり決壊したり、風の流れが変わり倒木が起こったり、雨水の流れが変わることによる土砂崩れや道路の決壊など、上げれば枚挙にいとまがありません。

伐採を行う業者と書面だけの付き合いだけでなく、現場をしっかりと視察し、必要があれば、専門家を交じえ、時には行政指導も必要だと思いますが、現在の対応などを伺います。

木材を載せたトレーラーを見かけない日がなく、高原町にも大手企業に参入いただくなど、今は明るい話ではありますが、向こう100年続けられる産業に育てていく準備も必要ではないでしょうか。

また、災害と併せて、これからの世代に必要な産業とするためにも、あらゆる機会での情報交換を行ったり、災害協定を結んだり、現在、見直されてきている自伐型林業などの勉強会を開いたりすることも必要だと考えます。

また、校舎や庁舎等の建設を検討されているのであれば、もちろん、木材利用促進法を念頭に置かれていると思いますが、早急に所有林からの伐採計画並びに植林等の計画も始める必要があるのではないのでしょうか。

最後に、人材育成について伺います。

職員一人一人の気づきと学びと成長が町全体の豊かさに直結してくると信じています。視察を含め、各種学びの機会を職員に対して用意し、推進されているか。そもそも、職員研修に関して、どのような考えがあるのかを町長に伺い、壇上質問を終わります。 [降壇]

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

福澤議員から、ただいま大きく４つの御質問をお受けいたしました。

教育行政につきましては、教育長をもって答弁いたします。

初めに、後期高齢者支援についてお答えいたします。

後期高齢者医療被保険者に対する、はり、きゅう、マッサージ助成事業につきましては、宮崎県後期高齢者医療広域連合独自の事業でございまして、広域連合が定めた規則に基づき、被保険者に対し、１日１回計２４回を限度として、実施いたしております。その費用につきましては、全て、宮崎県後期高齢者医療広域連合が負担をしているものでございます。

御質問にありました２４回の限度を超えた被保険者に対する助成につきましては、後期高齢者医療広域連合が定めた規則外となりますので、別途予算を措置するほか、規則や受領証等も整備する必要があります。本町においては、現在、追加の助成は行っていないところでございます。

今後、追加の助成につきましては、広域連合との協議も進めながら、その実施に向けて検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

続きまして、森林行政についての御質問の中で、森林伐採による災害対策等についての御質問にお答えいたします。

町内においても、伐期を迎えた森林が多く、民有林の伐採も進んでいる状況にあります。伐採後は植栽による人工造林や天然更新により造林を行っているところでありますが、森林の持つ水源涵養などの機能回復には数年から１０年程度の期間が必要と言われております。

このような状況を考えますと、町内においても、伐採跡地における災害が心配されることから、担当課において、伐採予定地の確認や伐採完了後における残材の処理状況等について現地確認を実施しております。併せて、伐採につきましては、県や森林組合と合同で伐採パトロールを実施し、災害防止のための指導等を行っております。また、雨の多い時期や災害等が予見される場合にも、その都度、伐採跡地の見回りを行っております。

次の御質問でございます。

林業の在り方支援についてお答えいたします。

近年、林業・木材産業を取り巻く環境は、機械、施設などの構成農家や大型化により、生産性の向上や作業の効率化が図られてきております。

今後、林業・木材産業が成長しながら継続していくためにも、町として、事業者への情報提供などを行い、サポートしていくことが必要と考えております。

一方、自伐型林業につきましては、様々な面で注目されている経営形態であると認識いたして

おります。経営が成り立つためには、相当規模の森林経営が必要であることから、取り組んでいる方は少ない状況にあります。今後、自伐型林業経営も普及していくものと考えており、経営手法などの研修会や勉強会など、県などと連携しながら開催に努めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、公共施設等への木材利用等についてお答えいたします。

公の建物等整備検討委員会の答申を踏まえ、今後、小学校の移転統合や役場庁舎の建て替えを行っていく計画であります。今後、策定する基本構想や基本計画を基に町有林の有効活用を図りたいと考えております。併せて、伐採時期などを考慮しながら、町有林における伐採及び植栽の計画を立てていく必要があると考えております。

最後の御質問でございます。

人材育成についてお答えいたします。

現在、我々を取り巻く状況は、少子高齢化による人口の減少、情報化の急速な発展、新型コロナウイルス感染症の出現など、目まぐるしく変化しております。地方自治体においては、限られた人材の中で、日々、複雑化・多様化する住民ニーズに対応し、住民目線の行政を実現していかなければなりません。

その担い手となる職員においては、時代の要請に柔軟に応えられる創造性や積極性など高い能力が求められており、人材育成がこれまで以上に重要な課題となっております。

現在行われております研修内容は、人材育成研修計画に基づきまして、業務ごとの視察研修や庁舎内研修、市町村振興協会、自治大学校主催の研修への参加、宮崎県の派遣実務研修等を行っており、管理能力、政策形成能力、法務能力、業務遂行能力、意識改革及び専門実務能力等の向上が図れるものと考えております。

以上でございます。

〔降壇〕

○教育長（西田次良君）

〔登壇〕

私のほうからは、教育行政の御質問にお答えします。

まず、タブレット端末の活用についてでございますが、学校におきましては、ＩＣＴを活用した授業を充実させ、児童生徒や教職員のＩＣＴ活用スキルの向上に努めているところであります。また、タブレットを自宅に持ち帰り使用できるように、ルール等を作成し、現在準備を進めているところでございます。

次に、教育行政のキャリア教育についてお答えいたします。

現在、学校で取り組まれているキャリア教育につきましては、小学校、中学校におきまして、子供たちの発達段階に合わせて全学年で取り組まれております。特に中学校におきましては、町商工会と連携をし、地元の事業者を紹介していただいたり、教育委員会の社会教育指導員を

通じて、講師を紹介したりするなどをして、職場体験や職業講話を実施しております。また、地元農家の御厚意で農業体験をさせていただいている学校もあります。

各学校はキャリア教育の充実を目指し、教育委員会、商工会、事業者等との連携を図っているところではありますが、議員が御指摘されるように、本町維持の観点からも、キャリア教育の充実は大切であると考えております。

次に、教育行政の高原こども未来議会についてお答えします。

10月に行われた高原こども未来議会は、令和元年度の1回目を皮切りにスタートし、昨年度はコロナ禍のため中止、今回で2回目となったところでもあります。当初は、町民を含め幅広く、このこども未来議会の取組を知っていただこうとネット配信を計画しておりましたが、子供議員から、ネット配信はしてほしくないといった旨の要望があり、ネット配信は行わないという対応を取らせていただいたところでございます。このような経緯から、本年度につきましても、第1回目と同様の対応を取らせていただいたところでもあります。

議員が御指摘のネット配信につきましても、不特定多数の人たちを対象に情報発信するもので、子供の個人情報の保護という面におきまして、配信しないほうが望ましいと考えたところでもあります。

一方、ネット配信を行わない代替案といたしまして、本年度は、子供たちがこども未来議会の様子を振り返ることができるように、学校にDVDを送付したところでございます。

次に、こども未来議会からの提案の対応につきましては、提言内容に合わせて、関係各課の担当が子供と直接丁寧に聞き取りを行い、子供の気持ちを大切にしていけることを前提に検討いたしまして、町長及び教育長、課長が答弁をしております。

実際に履行した内容につきましては、昼のチャイムが町民歌に変わったことや、高原町のゆるキャラのたかぼーとはるちゃんが学校の挨拶運動に参加したことなどが上げられます。

以上でございます。

〔降壇〕

○6番（福澤卓志君）

では、自席よりお願いいたします。

まず、最初に、後期高齢者支援についてですけれども、まず、本町で施術できる治療院の数、把握されている数があれば、教えていただきたいと思います。

○町民福祉課長（水町洋明君）

現在のところ、本町で施術できる治療院としては、4か所であると伺っております。

以上でございます。

○6番（福澤卓志君）

それでは、その他4か所、町外もあるでしょうけれども、現在、県の助成申請を行っている町民

の数を伺いたいと思います。

○町民福祉課長（水町洋明君）

令和３年１１月末現在で、受領証を発行している被保険者数は１１１名でございます。

以上です。

○６番（福澤卓志君）

新富町の例をまず挙げさせていただきますけども、新富町では、６５歳以上７４歳までの高齢者に関して、後期高齢者医療制度に加入していない世帯に対して、１回につき１,０００円、１２回まで交付されています。町単独だそうです。

今回、後期高齢者に関して、質問させていただいています。この２４回、広域連合から支給されているのですけども、それを超えて、要は体の不調を治すために通われている方に対して、高原町では、どういう対応をされるか。これについて、私は必要だと思いますけども、町長の考えを伺いたいと思います。

○町長（高妻経信君）

ただいまの福澤議員のほうから、県内の取組を紹介いただいたところでございます。

２４回を超えた場合の取扱い、先ほど私のほうから答弁をさせていただいたとおり、高原町ではそういった現在では追加の措置は取ってはおりません。今回、私どものほうでも、県内の状況なり、あるいは広域連合の支援等がないのか、そういった今調査をしております、こういった財源等も当然伴いますので、来年度予算に向けて現在検討を続けているというような御理解頂きたいと思います。

以上でございます。

○６番（福澤卓志君）

今回質問するに当たりまして、宮崎市、その他多くの自治体に電話なり、足を運んで伺ったところでした。そこで広域連合のほうからのある程度の助成があるといったこととか、そういったことは課長のほうからも調べられて御理解されている。また、足りない分に関しては一般財源のほうから繰り入れているということも各自治体同様の対応をしております。高原町においても困っている方がおられますので、また１１１名全員が２４回を超えるということもないと思います。というのが、ほかの自治体でもそういった例がたくさんあって、全体の中で利用率については少ないということです。前向きに検討していただき、困っている方の救済をお願いしたいと思います。一番には、自分が例えば７５歳以上であって２４回を超えた場合、実費を伴うということを考えたときに、体の不調が改善されるのであれば、これは高原町がその恩恵を頂くというのは大変ありがたいことですし、また、自分の両親であり親戚がそれで助かったという例があるのだとしたら、それは直ちに救済すべきではないかと思いますので、今後

検討をぜひ前向きにお願いしたいと思います。

次に、教育行政のほうに移りたいと思います。

今回、このタブレット使用に、自宅でよりよい環境の中でできればいいなということもあるのですが、この使用頻度、まずは子供たちが1人に1台支給されたのですが、稼働率というか、子供たちが使っている頻度についてまず伺いたいと思います。

○教育長（西田次良君）

お答えいたします。

使用頻度については、導入前がパソコン教室を使っていたということもありまして、単純に比較は困難でありますけれども、例を挙げますと月4時間程度の使用が40時間に増えたのであるとか、あと、1週間で1回の使用が5回になったりと、使用頻度は高くなっております。

以上でございます。

○6番（福澤卓志君）

今後、この教育を受けた子供たちが世に出たときに、より当たり前であり、さらにその利用の価値というのが教育の現場で生まれて、それが当たり前の世の中になっていくことで一番その恩恵を受けていく世代ではないかと思っています。そういった子供たちがICT支援員とか、各自治体でもお願いしていると思いますけれども、本町、前回ではいなかったというような感じでしたが、今現在どのような状態でしょうか。

○教育長（西田次良君）

お答えいたします。

現在は、ICT支援員は配置しておりませんが、しかしながら9月第6回定例会で御承認を頂きましたとおり、国の補助を活用しましてGIGAスクールサポーターを1人今活用しております。日替わりで学校を回っております。

支援の内容ですが、トラブルの対応であったりとか、授業支援あるいは各教師から学習支援ソフトの使い方等の質問を受けて対応しているところでございます。

以上でございます。

○6番（福澤卓志君）

このタブレットの利用について、自宅で利用が進むことによって、例えば学習に関して、よりクリアに自分の取りこぼしなんかができることが一番望ましいのですが、実際に子供たちが自宅に持ち帰って利用できる期間とかめど、今はされてないと思いますけれども、される、例えば来年の4月からとか、考えがあるか伺いたいと思います。

○教育長（西田次良君）

お答えいたします。

現在のところ、自宅での使用を行っておりませんが、今、クリアする問題がありまして、一つはネット環境が整っていない家庭への支援、あるいは通信料の負担が困難な家庭の支援、そして、使用に関するルールの整理、あるいは児童生徒、そして保護者の情報活用能力ですかね、これをつけていただくということで今準備を進めているところでございます。

モバイルルーター貸出しのほうは用意をしております。そして、先ほどの支援をクリアするために、国の要保護児童の就学援助制度に倣いまして、今、準要保護に支援するための規則等整備しているところでございます。いつからと御質問でございますが、できるだけ早い準備を進めているところでありますが、年度明けぐらいからのスタートかと思っているところでございます。

以上でございます。

○6 番（福澤卓志君）

隣の小林市、須木中学校では、校長先生を中心に生徒会役員、こちらを子供たちに考えさせる授業として、タブレットの使用に関するルールの明文化であったりとか、またあとは夏休みに Z o o m を活用して登校する、ですから学校に登校しないでタブレット上で通信をしながら登校を行うといったことを導入されています。各市町でこの実践、導入実践をされていますので、ぜひ参考にさせていただきながら、本町ではこういった活用をするのかということも考えていただきたいと思います。

次の E d T e c h の A I 教材の導入について移るのですが、宮崎市、これは新聞記事で私は情報を得まして、早速導入しているそのソフトの会社の説明会にも Z o o m でしかた参加しました。その上で、子供たちに有益だなと私は感じまして、この学習支援ソフトは5年生以上中学3年生までの対象になっていまして、その取りこぼしも含めて子供たちが理解習熟度を高めていくような、また先生方もその教材を使って授業の振り返りであったりとか、さらに発展的に応用的に活用できるような学習支援としてやっています。こういった、実際に宮崎市の導入のほうから、児童生徒のアカウントの作成、初期費用に関しては、コロナ地方創生臨時交付金を活用されてライセンスを取られて、月額数百円、さらに市内の全体の子供たちの予算についても一般財源のほうから充てているということでした。ですので、私のほうも本町の児童生徒の人数全て計算をしてみたところ、町単独で職員を1人配置するよりもかなり安価な費用で子供たちの学習支援ができるということが分かりましたので、このソフトを使うかどうかというのは抜きにして、子供たちにとって有益な、タブレットを使って授業を、またタブレットを使って学習支援ができるというようなことも併せてお願いしたいと思っています。考えていただきたいと思います。

宮崎市では、ルーターではなくて、端末自体に通信できるようにSIMカードでありいろんなものを挿入して通信しているということがありますので、そういったことも導入のきっかけ、環境の改善につながるのでしたら、再度構想の中で検討していただきたいと思っております。こういった様々な教材を使って、子供たちの学習環境がよりよいものになっていくことを願っております。

では、キャリア教育について進みます。

先月、総務経済常任委員会で、建設業関係の方々と意見交換をしたときに、秀峰高校に建築科、また土木科がないことで、本町の第二次産業を衰退させる結果になっているということを伺いました。この件に関しては、町長はこの本町の基幹産業を守るという意味で、2市1町の首長とともに県にぜひ陳情等を出していただきたい。また、教育長におかれましては、2市1町、教育の立場で、子供たちが次に自分たちの職業であり、様々なものを学ぶという点で、声を上げていっていただきたいと思っています。

今回、このキャリア教育についていろいろ話を伺ったところ、子供たちが職業観を身につけるために、様々な方々から話を聞くということと、また職業体験をするということによって、自分がどういう未来を描いていくのかということと、とても大事な教育だと思っております。そこで、各方々に、町内で一生懸命頑張られている方々に御依頼等をされているかと思えますけれども、現状、教育委員会側からこういった形でそういった方々にお願いをしているのかということをお伺いしたいと思います。

○教育長（西田次良君）

お答えいたします。

まず、中学校のほうで交流事業等をやっております。後川内中学校、高原中学校と一緒に、そして町内の商工会を通しましておいでいただいて、まず職業講話を受けておりまして、そしてその後に各職場、その他の職場にも職業体験をしに行くというようなことでやっております。先ほども申しましたが、商工会と連携を取りながら、そして教育委員会の中に社会教育指導員がおりますが、ここがコーディネーターとなっていていろんな方の紹介等も進めているところでございます。

以上でございます。

○6番（福澤卓志君）

一つの提案ですけども、児童生徒の親御さんから職場の体験につなげていくとか、講話をいただくとか、また本町の役場内において職業講話であったりとか、実際に職場体験、お子さんを持たれている職員もおられると思いますので、ぜひお父さんやお母さんのお仕事の姿を通して、この町のために頑張っておられるというような、そういった職業体験等も今後ぜひ子供たちに

とってはいいい社会を見る、見つめる、見つめ直す時間となりますので、検討等を進めていっていただきながら、多くの方々の話を、含蓄に富んだ自分の人生観を語っていただけるような方々にも直接お会いして御指名させていただくとかという形で、あらゆる機会に子供たちに働くということとか自分が社会貢献していることとか、そういったことを語っていただいたり体験していただくように御準備のほうをお願いしたいと思っています。それが本町の今、危機的状況にありつつある担い手不足というものに対して、今いる子供たちの職業選択の一つになればいいなと思いますので、今子供たちを通して、ぜひ教育の一つに考えていただきたいと思います。

次に、子ども未来議会についてでございますけども、ユーチューブなどで検索しますとかなりの数で出てきます、他の自治体が配信されている様子。ですので、本町でもこのユーチューブ配信については、それをしてもいいよという子供さんであったりとかそういった子たちで、ぜひ保護者の方々の承諾を得ながら配信していただいて、本町の子供たちがどのように町を見つめて考えているのかということを町民の方々にも触れて、共に考える高原町というのを築いていっていただきたいと思います。子供たちの発言というのはもう本当に柔軟で、そして純粹ですので、この部分が本町の今後の未来にかなりな貢献を頂くのではないかと期待をしております。今後も継続してやっていかれると思いますので、その点、今回は子供の声ということで配信されてない、ただし今学校にDVDを配信してその様子を見るということができていくというのは大変ありがたいことではありますけども、私も一町民として子供たちがどういった発言をされて、どういう考えで過ごしているのかというのを聞いてみたいなと思いましたので、今後、可能でしたら検討いただいて、またアーカイブに残りますので、本人が数十年後、また家族であったりとか、その当時の様子なんかも見られますので、そういったのをできる用意をお願いしたいと思います。

その発言についても、ぜひ柔軟かで、そして前向きな検討の発言、答弁のほうをお願いしたいと思います。私は1回目参加させていただいたときに、ちょっとそういう考えはないとか、そういったちょっと、そうでしょうけども一旦持ち帰って考えてみるとかという形の、子供たちの提案については前向きで柔軟な御対応も併せてお願いしたいと思います。

では、林業行政について移ります。

現在、町内の山林面積、それと近年の伐採面積を伺います。

○農政林務課長（上村洋二君）

お答えいたします。

まず、町内の森林面積ですが、国有林が2,008.14ha、町有林を含めた民有林が2193.97ha、合計の4,202.11haでございます。

山林面積だけでいいですか。はい。

以上でございます。

○6番（福澤卓志君）

ごめんなさい。伐採の面積は。

○農政林務課長（上村洋二君）

続きまして、近年の伐採面積ですが、令和元年度の主伐が69.71ha、間伐が11.44ha、令和2年度の主伐45.00ha、間伐が4ha、令和3年度の主伐が、11月の伐採届受付分まででございますが46haでございます。

以上でございます。

○6番（福澤卓志君）

では、かなりの面積が伐採されていますけども、本町でその伐採によって起こったであろう災害、ありましたら教えてください。

○農政林務課長（上村洋二君）

お答えいたします。

近年では、伐採跡地における山腹崩壊のような大規模災害は発生しておりませんが、令和元年に祓川地区において、国有林の伐採跡地から豪雨により表面の土砂が流出し、民有林と町道を流れ、国道に堆積した事案がございます。この件につきましては、令和2年第4回定例会の一般質問でも答弁いたしました。国土交通省の協力により、雨水等を祓川第1砂防堰堤下流の游砂地に流れ込むよう対策工事を行っていただき、その後は発生しておりません。

以上でございます。

○6番（福澤卓志君）

今後考えられる問題として、土地の所有者が変わったりして、伐採が行われたことによって災害が起こる。現在、その災害はないということですが、そういったとき、その産業が今盛んで、土地の譲渡なんかが盛んに動いているこの時期にもし起こった場合、所有者が変わったその先で起こった災害、こういったときはこういった対応をされるでしょうか。

○農政林務課長（上村洋二君）

お答えいたします。

林地における災害は、倒木の発生や山腹崩壊、地すべりなど、近年においてはその形態や規模も様々でございます。本町においても、森林の伐採が進み、このような災害が発生するおそれがございます。伐採後の跡地の災害につきましては、林地災害復旧事業や治山事業等の災害復旧事業の対象となりません。町といたしましても、伐採後に災害が発生しないよう県などと、連携し、伐採時に発生する残材や作業道等の処理について、見回りや指導を行っているところ

でございます。

以上でございます。

○6番（福澤卓志君）

こういったことを含めて、伐採に関してもそうですし、今後災害が起こったときの対応、対処についても周知徹底のほうをお願いしないといけなくなってくると思っております。この点も含めて、聞いてなかったとか、そういったことは町がやってくれるのだろうというようなことがないように、ぜひ併せて御指導のほうもお願いしたいと思います。

町長に伺いますけども、例えば町村会のところで災害に関する講習とか研修、こういった事例、こういった取組とかそういったのをされているかどうか伺いたいと思います。

○町長（高妻経信君）

ただいまの御質問にありましたような全国町村会での研修というのは、私参加したことはありませんし、そういった要請も受けたことはありません。ただ、全国的な治水砂防大会とか、そういったものに参加いたしますけども、そういった中では被災地の講話だったりとか、あるいは国土交通省の講話とか、そういった中での研修に私は参加をいたしております。

以上でございます。

○6番（福澤卓志君）

今後、前向きに提案を、どういった内容が聞きたいかみたいなヒアリングあった場合には、この災害についての取組や対応についても研修等取り組んでいていただきながら、本町のこの実態に研修が生かされるようになって、提案等も頂ければと思っております。

この林業の在り方の支援についてなんですけども、今はとても儲かる産業ということで、一生懸命頑張って日夜努力されているのもすごくよく分かるのですけども、しかし、長期的に見たときに、今がよければというようなところもあるのではないかというのを危惧しているところ です。

ですので、この山林面積が豊かな自然と豊かな森として高原町の魅力となっていくような、それが長期的に見て職業の担い手も含めて問題解決につながるような形にとっていただきたいな と願っております。

そこで、自伐型林業なんかが見直されているということですので、この点に関して研修とか、そういった先駆けてやっておられる方々を招集して、研修会、勉強会なんかを行ったほうがいいなと思っているのですけども、まずは、そういった経営形態を含めた今後の取組について、研修とかを行っているかどうかを聞きたいと思います。

○農政林務課長（上村洋二君）

自伐型林業は採算性と環境保全を高い次元で両立する持続的森林経営として注目されていると

認識しております。

しかしながら、町内において自伐型林業経営を行っている林業者はまだまだ少ない状況でございます。町としてもこれまで自伐型林業経営に関する勉強会や研修会について開催しておりますが、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮する豊かな森林づくりのためにも、今後、県や林業事業体と連携しながら、自伐型林業の研修会等の開催に向けて調査検討してまいりたいと考えております。

○6番（福澤卓志君）

こういったことから、森林経営管理法に基づいて、町は経営管理の委託を受け、適切な管理を行うこととなっております。

今後、その山林をなかなか管理できないから、また、子や孫に引き継ぐことができないからということで放棄または譲渡なんかも進んでいくのではないかと考えております。

こういった長期的に、継続的に業者を守る観点からも、行政側が担わないといけない、ちょっと大変な面も見えてくるのではないかと危惧しておりますけども、そういった対応とか今後の考え方について伺えればと思います。

○農政林務課長（上村洋二君）

森林経営管理法が施行され、経営や管理が行われていない森林は、所有者の意向を確認し、委託により市町村が管理していく制度となっております。

本町では、令和元年度に林地台帳の整備を行い、令和2年度に後原地区を中心に森林経営に関する意向調査を実施したところでございます。本年度は調査の回答を集計し、委託を希望した森林について、森林経営に適するかどうかの判断を調査委託で実施する予定でございます。

さらに、令和4年度に、森林経営に適すると判断された森林の集積計画を策定し、意欲と能力のある林業事業体に経営管理を再委託する計画です。

また、森林経営に適さないと判断された森林については、市町村が自ら管理することとされており、国からの森林環境譲与税を基に、間伐などの森林整備を委託する予定となっております。森林経営管理法に基づく森林の経営管理については、これらを担う林業者が必要とされておりますが、少子化・高齢化などの影響により担い手の不足や事業の承継などの問題も懸念されております。町といたしましても、林業の担い手の育成や事業承継について、県などと連携して努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（福澤卓志君）

多くの問題をはらんでいる今、まさに取り組まないといけない事業の一つでもあると思っております。今後の担い手、または災害に向けた協定を結べるような業者の獲得も含めて、早急に

考えて対応のほうをお願いしたいと思っています。

では最後に、人材育成のほうに移りたいと思います。

研修、これによって豊かな人間性から町民に還元されると思いますけども、まずは職員研修の費用です。毎年どれぐらい計上されているかを伺いたいと思います。

○総務課長（内村秀次君）

御質問にお答えいたします。

全職員を対象にしました研修でございますが、総務費で予算計上しております額は、研修旅費、職員研修負担金、宮崎県町村会主催研修支援事業を合計いたしまして203万7,000円でございます。

以上でございます。

○6番（福澤卓志君）

課それぞれの特色においては、国内視察で得られる効果、または、係においては近隣自治体との交流会等、また、個々の人間性においては読書とか余暇とか、異業種交流などで得られる効果があると思います。

これらを保障したり、投資したり、教育したりする期間、機会が必要だと思いますけども、そういったものに対して、例えば申出をしたときに、いいよと言ってあげられるような、または、こういったのがあるのに行かないかというような提案とかもされているかどうか、伺いたいと思います。

○総務課長（内村秀次君）

御質問にお答えいたします。

本町では人材育成研修計画に基づきまして、チョイススタディー研修と呼ばれる事業を実施しております。この研修は、各職員が自らの能力開発、ニーズに合った研修を主体的に選択して受講する形式を取っておりまして、特に34歳までの仕事を行う上での基礎を形成する時期の職員に対しまして、入庁2年目を初年度とし、12年間で100ポイントの取得を目標として設定しております。1つの研修で難易度によりますけれども、4から7ポイントが与えられるので、この期間で14回から25回の研修を受講することになります。

また、35歳以上の職員についても、年1回以上の研修を受けることをいたしております。

以上でございます。

○6番（福澤卓志君）

こういった研修によって築けられた気づきと学び、それがぜひ町民のためになるような形にしていただきたいと思います。金額が多いとか少ないとかではなくて、その一人一人がその意識の向上が絶対に町民のためになると思っています。

そういったスキルアップももちろんそうですし、各課の課長におかれましても、組織のトップとして研さんを積んでいただいて背中を見せて、この後輩あたりとか、また、先ほども質問がありましたけども、補佐に関しては次期課長というような形でその姿を見せていただきたく思っております。

その信頼と尊敬される人物であるのか、また、その言葉遣いとか対応態度、そういったところを見直す機会、そういったのを設けられているかどうかをちょっと伺いたいと思います。

○総務課長（内村秀次君）

先ほど紹介しましたチョイススタディー研修におきましても、35歳以上の職員につきまして年1回研修を受講するとなっております。その中の研修メニューにおきまして、新任課長研修あるいは管理者研修、人材育成研修や公務員倫理研修などの指導者を育成する研修等も多数用意されております。

また、毎週行われます課長会において、町長自らが各課等の管理職に対しまして、管理職の在り方等につきまして折に触れて指導をしているところでございます。

以上でございます。

○6番（福澤卓志君）

ないとは思いますが、そういった研修を受けておられるのに、例えば心理的に影響を及ぼすとか、そういった職場に対して足が遠のくようなこと、これはないかと思っていますけども、もしあったらいけないなと思った次第で、今からはちょっと言いにくいですけども、職員の離職数を令和元年から現在まで分かれば教えていただきたいと思います。

○総務課長（内村秀次君）

御質問にお答えいたします。

職員の離職者数につきましては、病院を含む定年退職以外の退職者数を申し上げます。令和元年度4名、令和2年度6名、令和3年度は昨日までで3名でございます。

以上でございます。

○6番（福澤卓志君）

100ポイントを目指すまでたくさんの研修を受けた、または35歳以上の方々は年に1回と、多くの研修の機会、折に触れて学んできたことをぜひ発揮していただきたいと思うのですが、そういった離職を生まない、これが大事な職場環境を守ることであると思いますし、例えばその業務の見直しであったり、改善であったり、様々な見直し等があると思います。

こういった離職者を出さない職場環境であるかを、町長は考えたことがおありでしたら伺いたいと思います。

○町長（高妻経信君）

ただいま総務課長のほうから定年退職以外での退職数を申し上げたところでございます。

この定年退職以外の件、様々な理由があろうかと思います。これまでも、職員によっては新しいことをやると、起業をするという職員もおりましたし、また、家業を継がなければならない。あるいは、家業である農業を家族でやると。そういった様々な件がございました。

しかし、その他にも様々な要因があったことは事実であろかと、私もそういう認識しております。やはりこの職員、今、研修を紹介させていただきましたけども、これは当然公務員として能力なり個々のスキル向上、こういったものは必要でありますけども、やはりそういった職員等の、私自身が考えるのは、日頃からの職場の雰囲気なり、あるいは職員同士の信頼関係なり、そういった日頃の行動なりがやはり大事じゃないかなと思っております。

私もやはり職員にはなるべく声をかけながら挨拶をしたり、そして、ちょっと様子を聞いてみたりとか、そういった会話の機会を設けることも私は大事じゃないかなと思っております。その様々な悩みを抱えている職員もいる場合もありますので、そういった日頃からの心がけはしていきたいと考えております。

以上でございます。

○ 6 番（福澤卓志君）

ぜひ風の通る職場環境であって、また、今コロナ禍で難しいところもありますけども、例えばお酒を飲むようなそういったコミュニケーションの場も一つ必要なのかと思ったりするところ です。

今は難しい世の中もいっぱいありますけども、それでもやはり人と人とが触れ合って、人と人とが交わるこの職場環境になりますので、人をまず愛して、人を信じて、人が輝けるような職場環境であっていただきたいと思います。

そのためにも、また新規の任期が始まりましたので、ぜひその点を併せてお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○ 議長（温谷文雄君）

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

◎ 散 会

午後 3時50分 散会

令和3年 第8回 高 原 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第2日)

令和3年12月9日(木曜日)

議事日程(第2号)

令和3年12月9日 午前9時00分 開議

日程第 1 一般質問

温 水 宜 昭 議員

前 原 淳 一 議員

日程第 2 認定第 1号 令和2年度高原町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 認定第 2号 令和2年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 認定第 3号 令和2年度高原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 認定第 4号 令和2年度高原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 認定第 5号 令和2年度高原町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 認定第 6号 令和2年度高原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 認定第 7号 令和2年度高原町病院事業決算認定について

日程第 9 認定第 8号 令和2年度高原町工業用水道事業決算認定について

日程第10 議案第54号 令和2年度高原町水道事業利益の処分及び決算認定について

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

温 水 宜 昭 議員

前 原 淳 一 議員

日程第 2 認定第 1号 令和2年度高原町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 認定第 2号 令和2年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 認定第 3号 令和2年度高原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定に

ついて

日程第 5 認定第 4 号 令和 2 年度高原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 認定第 5 号 令和 2 年度高原町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 認定第 6 号 令和 2 年度高原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 認定第 7 号 令和 2 年度高原町病院事業決算認定について

日程第 9 認定第 8 号 令和 2 年度高原町工業用水道事業決算認定について

日程第 10 議案第 54 号 令和 2 年度高原町水道事業利益の処分及び決算認定について

出席議員（10 名）

1 番 陣 圭介君	2 番 反田 吉巳君
3 番 松元 茂春君	4 番 中村 昇君
5 番 温水 宜昭君	6 番 福澤 卓志君
7 番 末永 充君	8 番 入佐 廣登君
9 番 前原 淳一君	10 番 温谷 文雄君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 中嶋 秀一君	書記（事務局次長） 中嶋 雄二君
	書記（副主幹） 古川 裕子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	高妻 経信君	副町長	横山 安博君
教育長	西田 次良君		
総合政策課長	馬場 倫代君	総務課長	内村 秀次君
税務課長	平川 昌知君	町民福祉課長	水町 洋明君
環境保全対策監	高原 寿志君	ほほえみ館長	久徳 信二君

産業創生課長	森山 業君	農政林務課長	上村 洋二君
農畜産振興課長	田中 博幸君	建設水道課長	入佐 和彦君
会計管理者兼会計課長	酒匂 政利君	高原病院事務長	花牟禮 秀隆君
教育総務課長	末永 恵治君		

◎ 開議・日程

午前10時00分 開議

○議長（温谷文雄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

◎ 日程第1 一般質問

○議長（温谷文雄君）

日程第1、一般質問を行います。

前回の議事を継続し、一般質問を続行します。

次に、5番、温水宜昭議員。

○5番（温水宜昭君）

〔登壇〕

高妻町長は、2期目の町政運営に向けて10月22日所信表明をされましたので、私は通告いたしました大きく4つのテーマで質問をいたします。

まず、主役である高原町民の声を反映した町政運営と役場の機能アップへ向けた具体的な取組を壇上からの質問といたします。

〔降壇〕

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

おはようございます。ただいまから、一般質問の答弁に入らせていただきます。

ただいま、温水宜昭議員のほうから大きく4つの御質問を頂きました。私のほうから、まず、2点につきまして答弁をさせていただきたいと思います。

まず、1点目でございますが、町民の声を反映した町政運営についてというような御質問でございました。

私は、町長選挙の1期目におきましても、同様の町民本位の町政運営、町民ファーストというような公約を掲げておりました。町政の主役は、納税者である町民の皆様であると私は考えております。私は、町政を進める上で町民の声を反映するまちづくりが大切だと考えております。そのため、あらゆる機会を通して、地域、企業、団体、グループなど、町民の声を直接お聞きし、また、広報や町のホームページなどを通じた情報提供に努め、町民本位の町政運営を行っ

てまいりたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症への対応や、現在取り組んでおります学校の統合再編、庁舎の建て替え、病院、地域商社の設立など、本町にとって重要課題も多く、町民に丁寧な説明をしながら御意見を伺っていくことが大切であると認識いたしております。

また、職員においても、日頃から町民の声に耳を傾け、町民が相談しやすい職場環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の御質問でございました役場の機能アップと組織の見直しというような質問でございました。

この件も、私の所信表明の中で説明をさせていただいた内容でございます。

時代とともに、行政需要というのは非常に多様化してきております。高原町内を見ましても、後継者不足、教育、福祉、医療など、町として取り組んでいかなければならない課題が、現在、山積をいたしております。さらに、環境問題、SDGs、自然災害の対応、デジタル化、エネルギー、そして感染症対策など、日本として、あるいは世界的な視野で取り組まなくてはならない新たな課題も多く出てきております。

そうなりますと、役場の役割というのは、このような刻々と変化する自治体を取り巻く環境の変化と多様化に対応できるような組織にしていかなければなりません。そして、職員も研修や日々の職務を通し、自身の能力向上、スキルアップに努めることが重要になってくるものというように考えているところでございます。

以上でございます。

〔降壇〕

○5番（温水宜昭君）

町長の今の答弁をお聞きしまして、2期目も町民の声に沿った町政運営をしていただくということで、安心をいたしました。

それで、町長が1期目に、私たち議会は令和元年の10月に議会報告会を行ったわけですが、町としてはそういうことができなかったのか。コロナの関係もあったとは思いますが、その辺について町長のお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○町長（高妻経信君）

お答えいたします。

ただいま温水議員から御質問がありました。私も反省すべき点であろうというようには考えておりますけども、やはり町からの町民に対する情報提供、こういったものが不足しているというように、十分認識をしております。今後につきましては、コロナも平常に戻りつつあるという状況もございますので、今後、そういった町民との意見交換の場、あるいは町からの情報提供の場、積極的に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5 番（温水宜昭君）

次に、ちょうど私たちが議会報告会を行ったときに、地区座談会の中で、町長が地区ごとの職員等を配置するというような意見が出たのですけども、これは、町長が正直申されたのかどうか分かりませんが、そういう報告がありました。その点についてはどうかという質問でありましたけれども、私たちも確認しようがなく、それはできなかったわけですが、川南町においては、職員さんが地区担当制をされているようであります。そういう面から、今後そういうことも検討されるのか。

私個人とすれば、やはり、もし役場職員さんを地区に担当した場合に、割と負担になるのかなという気もいたします。だから、よかったり悪かったりの点もあると思いますけども、その辺のお考えがあればお聞かせください。

○町長（高妻経信君）

ただいま、温水議員のほうから、確かに私が1期目の公約にそういった内容を掲げておりました。しかし、現在までは実現には至ってはおりませんので、ただ、やはり私の考え方としましては、先ほどの町民、行政の説明、こういったものも含めて、やはり町政を進める中でもっと地域との関わり、あるいは町民との関わり、こういったものは必要でないかと考えております。今、高原町内も高齢化が進む中で、やはり地域の維持というのも、今、非常に困難な時期になっております。

現在、特に職員の、若い職員においては、例えば消防団とかスポーツ少年団の指導とか、そういったあらゆる場面で活躍はいたしておりますが、そういったまだまだ今度は地域との連携な関わり、こういったものについては何らかの形で検討を進めてまいります。

以上でございます。

○5 番（温水宜昭君）

それで、職員のスキルアップの件でありますけれども、高原町が第5次高原町総合計画の行政改革のアンケートで、住民のアンケートでありますけれども、職員の能力向上というのを一番多く挙げております。先ほど町長の答弁もありましたけれども、実際、職員さんのそういうスキルアップについて、新たな取組とか、そういうもしお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○町長（高妻経信君）

ただいまの御質問にお答えいたしますが、新たな取組、具体的なものは現在持ち合わせておりませんが、ただいまの質問でお答えしましたように、やはり町内で見ますと、企業を含めまして、職場的にはやはり役場というのが一番職員を抱える職場でありますし、それだけ職員も多

いと。そして、若い職員も今増えてきておりますので、やはりそういった地域の中に職員が入っていきながら、地域の実情、こういったものをやはり把握しながら、そういった地域で、地域の問題とか、あるいは町民の相談、区長さんの相談、そういったものを受けながら、やはり地域の中に職員が入っていくような、そのことが私は一つの職員の、先ほど申し上げましたスキルアップ、こういった面にもつながるのではないかと考えておりますので、何らかの形で進めさせていただきたいと考えております。

○5番（温水宜昭君）

先ほどの質問でありますけれども、結局、高原町職員さんに対する住民の期待が大きいということを受け止めていただければありがたいと思います。

次に、コロナワクチン接種事業について質問をいたします。

宮崎県の綾町で、10月3日に44日ぶりの感染者が発生をされました。

そこで、高原町において、ワクチン接種の状況等についてと、あと、未接種者の状況、それをお伺いしますけれども、実は、12月1日の広報で、接種状況が出ておりますけれども、これと相違がなければ、もうこの資料でよろしいのですけれども、もし数字等が違えば教えていただきたいと思います。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

御質問にお答えいたします。

12月1日の区長会のお示ししましたデータではないのですけれども、12月直近の、12月6日現在の状況を申し上げます。

12歳以上の方の接種率につきましては、1回目が88.49%となっております。そして、2回目が84.27%となっているところでございます。

以上でございます。

○5番（温水宜昭君）

接種の状況、100%は行かないのでしょうけれども、接種に至らなかった方々の、もし状態が、どういう状態かというのがもし分かればお聞きしたいと思います。副作用があるとか、そういう部分があればお尋ねをしたいと思います。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

御質問にお答えいたします。

私ども、お電話等でお伺いしている内容といたしましては、やはり副反応が気になるということがまず1点、そしてあと、1回目の接種後、熱などが出て、2回目は受けないというなどの声は聞いているところでございます。

また、そのほか想定される理由といたしましては、アレルギーをお持ちの方で、過去にアナフ

イラキシーショック、これらを受けられた方につきましては、なかなか難しいのではないかと
思っております。そして、重い基礎疾患とか病気等で、どうしても受けられない方もいるので
はなからうかと思っております。そして、あるいは心情・思想的に拒否をされる方もいるので
はなからうかと思っております。そして、注射自体がどうしても怖くて、ちょっと受けられな
いという方も中にはいるのではないかなと思っております。

ただ、ワクチン接種は強制というわけではございませんので、あくまでも本人の意思に基づい
て接種するものでございますので、接種を望まない方に対しては、接種を強制するということ
はないと考えております。そして、職場や周りの方についても、できるだけ接種を受けられな
い方に対する差別とか、そういうのをなさらないようにということで、区長会文書等を通じて
啓発のほうは行っているところでございます。

以上でございます。

○5番（温水宜昭君）

次に、補正の今年の第13号で、3回目のワクチン接種で予算が5,425万3,000円です
か、上がっております。3回目の接種について、開始予定、それと方法、1回目、2回目と同
じような方法を行うのか、西諸全域の、小林でもありましたけど、そういう方法を考えていら
っしゃるのか、それをお尋ねしたいと思います。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

御質問にお答えいたします。

まず、今回の3回目のワクチン接種についてでございますけども、原則として2回目のワクチ
ン接種完了から8か月を経過した方々に接種するということで、国のほうから通知を頂いてい
るところでございまして、本町におきましては、12月14日から開始する予定でございます。
まず、医療従事者から先に、先行して接種を始めまして、医療従事者以外の方々、高齢者にな
るかと思っておりますけども、令和4年の2月からの順次接種ということで予定を組んでいるところ
でございます。

そして、12月1日の区長会回覧でお示しいたしたところでございますけども、今回、予約時
の混乱を極力避けようということで、コールセンターの体制を強化いたしました。まず、通話
料の無料化、フリーダイヤルにいたしました。そして、開設時間の延長、これまでは8時半か
らだったのですが、土日、祝日を含む9時から20時にいたしております。そして、
12月29日から1月3日は、ただし除くわけでございますけども、そういうコールセンター
の体制強化を図る予定でございます。

そして、加えてインターネット、ウェブ予約のほうも構築する予定でございますので、この
2つの方法で予約のほうをお願いしたいと考えているところでございます。

そして、3回目の接種の流れでございますけども、2回目の接種を完了した日から8か月経過した日の翌月に一応、接種券等の案内をする予定でございます。その接種券等が届きましたら、コールセンターもしくはインターネットで申込みいただくという流れとなっております。ちなみに、今回の接種券等の案内でございますけども、封筒はこのような緑色の封筒になります。よろしくお願いします。そして、接種券につきましては桜色、これで行うことにいたしております。今回、接種券と予診票が一体型になっておりますので、切り取らずにお持ちいただきたいと思っております。

そして、接種の会場について。でございますけども、基本的に医療機関における個別接種を考えておりまして、集団接種についても実施する予定で計画を組んでいるところでございまして、議員の御質問にございました西諸、小林での集団接種につきましては、今のところ状況としては決定いたしていないところでございます。今後、小林、えびの等、協議する場がございましたら、一応協議をしたいと思っておりますけども、前回の西諸の集団接種につきましては、県の事業として行ったところもございますので、今後の動向をちょっと検討したいと思っております。

以上でございます。

○5番（温水宜昭君）

来年の2月から高齢者ということでもありますけれども、そうすると来年中に3回目は終わるのかなという気はしております。

その中で、3回目になりまして、交差接種、ファイザーとモデルナですか、あの辺でいろいろ話が出ているようでもありますけれども、今の段階でその辺についての情報がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

御質問にお答えいたします。

まず、完了見込みでございますけども、1回目、2回目の接種が、接種希望者の大部分の方々が10月末、もしくは11月頭ぐらいに終わっておりますので、私どもの計算でいきますと来年の7月から8月にかけての時期に3回目の希望する方のほとんどの方の接種が終わるものと考えております。

そして御心配いただいておりますワクチンの配分についてでございますけども、現時点では国のほうが約3,700万回分を準備しているようでございまして、11月17日に開催された自治体の説明会におきましては、令和3年3月から5月の間に2回の接種を済んだ方に用いるワクチンにつきましては、既に配分済みでございます。これは主にファイザー社のワクチンとなっております。

そして令和3年、今年の6月から7月の間に2回目の接種を完了した方に用いるワクチンにつきまして、これはファイザー社のワクチンとモデルナ社のワクチンの2つを用いて配分されるということになっているところでございます。

そして本町においては、12月23日木曜日にファイザー社のワクチンが1箱配分される予定となっております。1箱195バイアル入っておりまして、1バイアル6回の接種が可能ということでございますので、1,170回分が配分されるということになっております。

今回、ファイザー社、そしてモデルナ社のワクチンを用いるということになっておりますけれども、今の情報では、ファイザー社がまず配給されまして、その後、先ほども申し上げましたとおり、モデルナ社が来るということで、その配給されたワクチンを用いて接種するというようにどうしてもなっていくものと考えております。

いずれにしても、そのときに来るワクチンの供給の状況に応じて内容が変わってまいりますので、その辺は国の配分、ワクチンの配分を注視しながら対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○5番（温水宜昭君）

ワクチン接種の最後になりますけれども、5歳から11歳の接種も検討されているようですが、直近の情報がありましたらお伺いしたいと思います。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

御質問にお答えいたします。

5歳から11歳への接種についてでございますけれども、現在、国からの通知を頂いておりますのは、早ければ来年の2月から接種を開始できるよう準備を進めるという通知が発出されております。そういう中の11月17日の自治体説明会においては、今回のこの子供たちに使うワクチンはファイザー社の小児用ワクチンでございまして、まだ薬事承認前ということをお前提で話ございまして、令和4年1月から小児用ワクチンを含めまして1億2,000万回分のワクチンをファイザーから供給するという契約を締結したということまで伺っているところでございます。

時期については、以上でございます。

○5番（温水宜昭君）

それで次の商工観光事業についてお尋ねしたいと思います。

高原商工会のほうから資料を頂いた中で、今、商工会員が227、その中で後継者なしが130ぐらいあるということでありました。後継者ありと若手事業主、それを含めると76ぐらいがあるということでありますので、これを基にお尋ねをしたいと思います。

事業承継支援についてでありますけれども、昨年の１０月にマッチングサイト開設ということがありまして、町長が契約をされた情報等が出ておりましたけれども、今の取組の状況と今後の展望について、お尋ねをしたいと思います。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答え申し上げます。

事業承継事業につきましては、今お話がありましたとおり、２年度より取り組んでおります。マッチングサイトのほうを開設いたしまして、宮崎市のベンチャー企業でございますライトライトというところと連携いたしまして、自治体の独自の取組として初ということでマッチングサイトを開設いたしました。この開設したサイトとその民間事業者のサイトを連結させましてマッチングをするという事業でございますけれども、この事業におきましては、まず、サイトに町内の事業者の方々が掲載するという要望を取りましてそれをお載せする。それから、まず民間事業者のほうでこの方がどう本気なのか、あるいはどうやろうとしているのかと、そういうのを確認した後、その次に初めて申し込んだ事業者と町内の事業者、それと町、それとその民間連携の面談が行われるようになっております。その民間事業者の１次評価を通らないとこの面談までは通らないということで、確実に意思がある方のみをちゃんと連携させていくというふうにとっているところでございます。

令和３年の１１月末までに４件のこの承継案件が上がっておりまして、２件につきましては、マッチングが成立しておりまして、その２件とももう町内で店舗の改修にも入っております。今のところ、年内に事業が始められればとなっているところでございます。

もう２件につきましても、それぞれ８件と４件の相談があったわけでございますけど、これは今のところマッチングまでには至っていないという状況になっております。

また、今年度におきましては、今日もなんですけども、１２月において３回、７日の日に新聞チラシを町内のところに入れさせてもらったわけでございますけども、本日１０時から３時までを役場で、１２日の日曜日、これを皇子原公園で行いまして、１９日は軽トラ市のときでございますけども、そこでも事業承継の相談窓口を設けるということで、ネットと対人、両方で町内の方々に御希望があれば承継に向けて事業に取り組んでいくように展開しようと思っております。

以上でございます。

○５番（温水宜昭君）

次に、高原町関係人口創出についてお尋ねします。

官民連携推進官が高原町に来られたわけでありまして、今のこの取組の状況、それと地域商社を令和４年ですかね、設立を目指しているということでありましたけれども、これにつ

いての経緯をお聞かせいただきたいと思います。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答えいたします。

まず、産業官民連携推進官の件ということでお答え申し上げたいと思っております。

産業官民連携推進官につきましては、令和3年10月1日より本町の非常勤特別職ということで、神奈川県横須賀市の元市長であります吉田雄人氏が就任していただいております。

今、現時点での主な業務というものは、今お話がありましたとおり、地域商社の設立支援と企業版ふるさと納税の業務に携わっていただいているというのが主な業務でございます。

その経緯といたしましては、今回、地域商社を立ち上げるということはもちろんでございますけれども、もちろん官民連携推進を進めていくということが地域商社でも大事でございますし、町内に人の流れをつくり込むということから、この専門の要職のところに推進官を就任していただきまして、この地域商社の設立、あるいは関係人口の創出、そちらにつきまして力を入れていきたいということで今回の制度を導入したところでございます。

以上でございます。

○5番（温水宜昭君）

今後の展望についてでありますけれども、企業誘致と起業家の支援等にも取り組みたいということでありまして、先ほどのマッチングサイトの開設とも重複いたしますけれども、ほかの事業、例えば農業の後継者とか、そういう部分には運用はできないのか。その辺についてのお考えがあればお聞かせください。

○産業創生課長（森山業君）

お答え申し上げます。

吉田推進官におきましては、もともと総務省、国の事業を採用しての事業でございます。地域活性化企業人制度ということでございまして、この派遣期間も6月から最長で3年以内ということの派遣期間を考えておりまして、今回は今のところ4年の3月31日までということで考えておりますけれども、この事業は国の特別交付税で措置されることになっておりまして、上限は1人当たり560万円までなのですが、現時点では年間経費を引きましても、これ全て国の特別交付税内で全て措置されるという予算内で考えておりますので、今後できますれば令和6年の9月30日というところまでで展望は考えているところでございます。もちろん今、お話がありました地域商社の設立、関係人口の創出、これに関わってもらうこととしておりますけれども、今後は今お話がありました地域課題の解決、これまで培われた知見等も生かしていただき、商社設立後もそれに官民連携を含めて携わっていただこうかなと思っております。また、そのほかにも企業誘致、あるいは地域の独自の魅力・価値の創出業務などを携わってい

ただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○5番（温水宜昭君）

次に、観光施設の整備状況についてでありますけれども、すみません。ちょっと前後しました。すみません。国立公園満喫プロジェクト事業について、お伺いします。

これまでの一般会計補正で794万円が上がっておりまして、現在、奥霧島周遊バスの実施をされておりますけれども、実施状況、それと今後の取組についてお伺いをします。

○産業創生課長（森山業君）

お答え申し上げます。

今ございました国立公園満喫プロジェクト事業におきましては、これも国の費用全額出るといふことで事業を進めておるところでございます。現在、11月23日から12月19日の火曜日と日曜日、こちらに1日4便、町内でバスを運行しておりまして、町内の神社、観光地、温泉をほぼ回るようにしております。昨日までこの利用状況でございますけれども、町内バスの利用者が150名と、約150名利用しているということをお伺いしております。先日の12月1日の区長会におきましても、ただ案内するだけではなくて、5つほど、このバスを使って、例えばこの神社に降りればこのように回って次この時間帯にバスが来ますよというモデルコースを5つほど、区長会を通じてまた流して御利用を促しているところでございます。

それ以外にも4回のツアー、県内からのお客様を町内にお越しいただきまして宿泊していただくという事業を4本、計8回組み合わせておりまして、高千穂峰の登山、神楽を見てもらう、それと神楽の練習にも携わってもらう、あるいは飾りつけなどもやってもらうというもの、それと幸先詣、町内に神社がありますので、正月ではなく手前で密を避けてお参りをさせていただくというものを絡めましてのツアーも計画しておりまして、こちらのほうも今週よりテレビでのCMも考えているわけでございますけれども、その前にもう早くも20人はこのツアーに参加申込みがあっているという状況でございます。

モニターの要素の強いツアー、国のお金を使つての事業でございますので、今後の展望といたしましては、このツアーの参加者の御意見を賜りまして、できますれば来年、庁舎内のそういうバス業者とかそういうことを考えまして、これがある程度、定期的に回るようなバス運行につながればなと今、事業検討しているところでございます。

以上でございます。

○5番（温水宜昭君）

29日で計画の1回目が終わる、19日ですかね。終わるのでしょうか、継続して取り組まれるということですので、ぜひ続けていただきたいと思います。

次に、観光施設の整備事業について、まず1点目、御池ワーケーション拠点の整備。今年、御池の現地調査をさせていただきました。その中で御池に関する整備の費用が約2億6,000万円ぐらいですかね、出ております。今のこの整備状況と今後まだしなくてはいけない整備箇所等がありましたらお尋ねをしたいと思います。それでこの整備計画はですけども、あそこの休憩所、建物、そして駐車場がまだ舗装がされていないと思います。周遊コースの補修等、それも含めてお尋ねをしたいと思います。

○産業創生課長（森山業君）

お答え申し上げます。

御池の事業につきましては、今御質問にもありましたとおり、昨年度、まず御池キャンプ村のほうでワーケーション関係に御利用できるW i — F i の整備事業の試験的な事業の取組を行っております。

また、その対岸といいますか、向かい側にあります皇子港におきましては、議会のほうでもお視察としていただいた道路整備のほうを行っているところでございます。

今ございました、まず駐車場の整備につきましては、今年度中に舗装と湖畔にあるところ、区画線の整理までは今年度の事業で行いたいと思っているところであります。今お話の中にありました休憩所ということに関しましては、これは民間のほうであそこに建物を造るというふうに伺っておりまして、飲食店などを3つほど建てるということを伺っているところでございます。

それと今、もう一つございました御池の周回コースでございますけども、こちらにおきましては、御池の皇子港に下りていただきまして、対岸のキャンプ村のちょうど工作館が見えると思いますけど、そちらから右側、工作館を見まして右側のほうが高原町側と、反対側が都城側ということで周回コースが回れるようになっておったわけでございますけども、向かって右側の高原町側につきましては、崩落箇所が全て今、土砂のほうの撤去等も終わりまして、御池キャンプ村と皇子港が歩けるようにもう復旧いたしております。しかしながら、工作館から向かって左側の都城側のほうの周遊コースにつきましては、大きく崩れているところが2か所ほどございまして、こちら県等に同じように災害復旧ということでお願いをしているわけでございますけども、非常に規模が大きくて、御承知のとおり、ちょうど湖畔にせつついているということもございまして、なかなかその工事については、恐らく事業費も非常にかかるということでもどが立たないというような今返事を頂いているところでございます。周回コース、上のほうに上ってとかいうのも考えられたらしいのですけども、非常にもう迂回しなきゃいけない。そうすると周遊コースではなくなってしまうというような観点等もございまして、なかなか難しいという返事を現段階では頂いているところでございます。

以上でございます。

○5 番（温水宜昭君）

参考までになんですけども、この周回コースの崩落現場、工事はできないと思うんですけども、ある町民の方が浮き橋等ではできないのかというような御意見も頂いておりますので、検討をしていただければいいと思います。

それと都城市さんとの絡みでしょうから、高原町と都城市との関係になると思いますので、町長さんもその辺の絡みというか、それは頭の中に入れておいていただければありがたいかなと思っております。

次に、皇子原公園ウッドパークプロジェクト、これも今、実際整備をされておりますけれども、この整備の状況と今後、どの辺まで整備をされるのか、お伺いしたいと思います。

○産業創生課長（森山業君）

お答え申し上げます。

皇子原公園につきましては、ウッドパークプロジェクトということで、平成5年にオープンして以来、施設等も老朽化しておりますので、こちらのほう木材を使いました、木質化を図ろうということで本町のSDGsとか、カーボンニュートラルのランドマークになればなということで今整備を進めているところでございます。

昨年度、神武の館内に「おうじばるの木」という木育遊具施設をオープンすることができました。また、3年度に入りまして、先日でございますけども、12月5日にその神武の館内にカフェのほうオープンしたところでございます。先日、こちらは県森連様からの御寄附等も頂いておるということで、県森連のほうにも来ていただきまして、またつくり込みに小林高校の探究科学コースの生徒の方が企画デザイン等にも携わっていただいたということで、オープンセレモニーを開催いたしました。非常に多くの方が来ていただいてにぎわっておったところでございます。

また、今年度中にも皇子原公園内に同じく木質化の一環でございますけども、屋根付きの大型遊具施設も今年度中に完成する予定でありまして、今後にぎわう公園になるのかなというふう期待しているところであります。

今後も財政状況厳しい中でございますので、企業様のそういう御協力、知見・ノウハウ等を生かした維持改修等に努めていければと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○5 番（温水宜昭君）

御池、皇子原については今指定管理業者が入られておりまして、昨日、陣議員のほうからも質問等もありましたけれども、やはり経費とかその辺の絡みが、なかなか指定管理者さんとの兼

ね合いが難しいと思いますけれど、長く続くような指定管理ができるような支援はしていただいたほうがいいのかなと考えております。

次に、町立病院の経営改革についてお尋ねします。

それこそ第5次の高原町総合計画の中でアンケートを取られておりますけれども、その中で高原町に住みやすい一番の原因というものが、医療施設の整備がいいというか、そういう部分で一番大きいアンケートがありました。ただ、ここ数年、経営的に高原病院も厳しいようであります。

そこで、昨日、中村議員のほうからも一般質問がありましたけれども、私のほうからは規模の縮小に至った経緯、これをまず町長にお伺いをしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

病院の件につきまして答弁をさせていただきます。

今、温水議員さんのほうからありましたように、昨日の中村議員さんの御質問にお答えしました内容と重複をいたしますが、御容赦頂きたいと思います。

ただいまありましたように今回の私の2期目の町長選の公約において、病院の規模縮小ということを掲げてまいったところでございます。この至った経緯でございますけれども、私、町民の方からもこの選挙戦を通じまして、様々な多くの御意見を賜りました。ただいまの御質問にありましたように、地域における医療というのは、町民の皆さんの関心が高い、生活に密着しているのだなということも強く感じたところでございました。

そういった中で高原病院の現状ですけど、私としましては、病院の機能を維持しながら、今般のコロナ禍における持続的な地域医療の提供を求める、こういった意見も多く町民の方からお聞きしたわけですけども。しかし、一方では、町立病院の現状、経営状況に対する厳しい御意見というのも多く伺ってきたところでございます。

しかし、私としまして、これまで議会の中で説明をさせていただいておりますように、町立病院を公立病院としてどのような形で残していくかというようなことをずっと議会にも説明をしながら、検討して続けているわけですけども。そういった中で、しかし、現状、今の経営状況あるいは患者の利用状況こういったものを勘案しますと、現在の規模縮小はやむを得ないというような結論に至ったところでございます。

以上でございます。

○5番（温水宜昭君）

規模縮小に至った、住民の声とかいろんな部分、要素があったのだろーと思いますけれども、日向の東郷病院が、病院から診療所になっているのですよ。その中でそこまで至る経緯で、在り方検討委員会じゃないですけども、そういうもので審議した上で結論を出されているのですけ

れども、実際、町立病院の場合は、経営改革に向けて最後の第3回プロジェクト会議の中で、元氣化プロジェクトは終わりだと。その後、それに代わる委員会というか、そういう立ち上げを仮称でありますけれどもそういう表明をされておりました。そして、病院の院長先生も住民に対しての説明会というか、そういう言及もされたと私は記憶していますし、記録もしております。

私から言わせていただければ、今回の規模縮小というのは唐突感があるのですよ。そういう段階を踏んでこられていないと。だから、町長がそう表明されるのは仕方ないことでしょうけども、実際そういう地域の声とか、そういう部分を検討した上での表明であればなるほどというのはあるのですけども、私は経営改革で規模縮小というのが、果たして規模縮小してそれが経営改革になるのかなというのを昨日、中村議員への答弁でちょっと感じたのですけども。その辺について、もし答弁が頂ければお願いをしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

まず、経緯のもっと説明があつてよかったのではないかなという御質問であらうかと思います。私が今回公約に上げさせていただいているわけですが、これまで元氣化プロジェクトも民間の方、町民の方等を含んだ、そういった協議会も開催をしまして。現状の高原病院の利用状況を見たときに、入院患者が実際に遡ってこの状況を見てみましても、空いた状態になっている病床が多いというのはこれも現状でございます。これをこのまま患者が増えていくということは、当然可能性としてあるかもしれませんが、現状に合わせた状態でやる、入院患者こういったものを見通したときに、56床という病床が必要かとなったときに、現状にこれを合わせるべき、あるいは現在の新型コロナウイルス対応、これに10床確保しておりますので、それを含んで今回17床の休止ということですので、これは削減ではなく一応休止ということでございますので、まだこの高原病院がこういった推移をたどっていくのかは、まだ現状では分かりませんが、現状としてはコロナの病床を確保しコロナ対策、コロナへの対応というのでしょうか、そこを十分考慮した中での17床の休止ということですので、これは私のほうで公約として出させていただいたことですので、今後、今朝の新聞にもこの件出ておりましたけども、また町民の方へも説明をしていかなければならない機会も設けなければならないというのは考えております。

○5番（温水宜昭君）

私の意図というか、考えがちょっと伝わらなかったかもしれませんが。普通、経営改革といったら、今、一般会計から約8億の繰出しが行われているわけですが、それは避けて通れない経営改革には部分かなと思っているのです。だから、町長が公約の中で規模縮小と言われたから、私はひょっとして職員さんを減らしたりとか、そういう部分のことをされるのか

など考えたわけです。

今実際、病床を減らした中で運営をしていくにしても、ここ5年ぐらいはやはり厳しい運営をしてきたわけですね。運営というか、要は繰出しがいい悪いという話じゃなくて、実際今そういう経営をされてきたわけですから、何かはやっぱり削ったりとかそういう部分は必要なのかなと感じております。

今、町長の答弁では規模縮小、病床を減らすということでありますけれども、今後、今の病院の経営状態をどうするかについては、今後検討していくと捉えればいいのでしょうか。言っている意味が分かりますかね。そのように私は受け取ったものだから。今後、さっき言ったように、町内でそういういろんな医療関係者とか含んだ検討会を持って、そしてそういう結論を出されていくのか。それについてお答えができればお伺いをしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

失礼しました。今、温水議員の質問の内容を理解いたしましたけども。今回、休床という件につきましては、全体で56床のうち、いわゆる稼働していない病床をとりあえず休止するという、簡単に言えばそういうことであります。

そこで、昨日、中村議員の御質問でありましたように、交付税こういったのも当然影響はございますが、この休床による経費削減、これがどれほどなるかというのは、今後予算編成の中で試算をしてみたいと思いますが、まず重要課題といたしまして、コロナ対応というのが私はやっぱりあるだろうと思っております。これまで高原病院で16人の患者を受け入れてまいりました。その後、国・県のほうから6床をまだ増やしてほしいと。現在の10床を今確保しておりますけども、やはりコロナ対応は当然念頭に置きながらの運営ということに当然なっていくだろうと思っております。

しかし、この先に問題になってまいりますが、昨日の中村議員の御質問でありましたけども、医師の働き方改革が今後どう影響していくのか、あるいは医師の確保、これが最重要課題でございまして。そういったものが、来年度早いうちに見通しがつくのかどうかということもございまして。これが一番の今後の病院経営の大きな課題であろうかと思っております。

この場で何をどうしていくのかということは、今、来年度の予算編成の中でいろいろと検討をいたしておりますので、まだ私の現在の答弁で確実に答弁できる内容はございませんけども、今後また議会においては議員の皆様方に具体的な方策もお示ししてまいりたいと考えております。

以上です。

○5番（温水宜昭君）

私が言いたかったのは、結局、高原病院の経営的な問題に対して、当初議会も陳情書から始ま

って特別委員会を設けて、7回、議会の中でも特別委員会を開きました。町も元気化プロジェクトを立ち上げて、3回町民の方々の意見を聞かれたところでありまして、議会のほうとしても、香川県の陶病院とか、佐賀県の太良病院、病院事務長も帯同していただいて先進市の視察等をやってきました。これはひとえに、高原病院が健全な病院運営をしていただくために動いてきたと、私はそう考えているのですよ。

だから、今、町長がおっしゃられたように病床を減らして、それも理解はします。だけど、根本的なものは、病院の経営をどのように、正常と言ったら悪いですけども、そのように持っていくかだろうと思います。

一つには、言われたように、まず医師が確保できなければ、病院問題というのはとても無理だと思うのですよ、個人的にはですね。だから、その辺も含めた形で大きなそういう検討をされていったほうがいいのかと考えると。期間も平成27年から一般会計の繰出しをされて、町長は平成29年に就任をされていますから、2年間は関係ないと言ったらいかんともしようけども、だけど、就任されてずっと病院の経営的には厳しい状況で来たわけですから、そこをまず考えていただいて手を打っていただかなければ、なかなかずっとこの問題が続くのかなと懸念はしております。

以上です。それに対して、町長が今後そのように持っていくお考えがあるのかだけをお聞かせいただきたいと思います。

○町長（高妻経信君）

高原病院、今、経営状況については御案内のとおりであります。しかし、私としましては、この高原病院を公立病院として残していくということには、そういう気持ちは変わりありません。そういった中でただいま温水議員からもありましたように、現実是非常に当然厳しいというのは理解をいたしておりますので、今後、そういった厳しい中でどういった方策ができるのか。当然、医師の確保等が最重要課題になってくると思いますので、そういった中で温水議員が具体的におっしゃいましたけども、診療所になったところもあると言われましたけれども、現状ではとにかく高原病院を残すために、あらゆる手段を講じていくと御理解を頂きたいと思っております。

○5番（温水宜昭君）

私たちは議員の立場で経営的なものの話をするわけですけども、実際、町立病院で働いていらっしゃる職員さんたちも一生懸命頑張っていると思うのですよ。だから、その辺も含めて、要はみんながそういうものを共有しながら納得ができるような改革といいますか、そういう方向性をぜひ持っていただくことを要望して、私の一般質問を終わります。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。１０分ぐらい休憩しますが、先ほど温水議員の一般質問の中で案内物の表示がありました。案内物を表示した上でコロナワクチン３回目の様式といいますか、色使いの説明等があったわけですが、皆さんはそれで御理解できたと思いますが、議会は言論の府でありますので、また会議録の作成もありますので、今後、議員あるいは執行部ともに、議場でパネル、そういった様式を示される場合は、事前に議長のほうに届けてください。許可いたしますので、そのときはですね。今後よろしくお願いいたします。

約１０分間の休憩いたします。

午前１１時０６分 休憩

午前１１時１５分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行いたします。

次に、９番、前原淳一議員。

○９番（前原淳一君）

〔登壇〕

それでは、通告に沿って質問をいたします。質問が多岐にわたります。簡潔な答弁をお願いいたします。

なお、さきに質問された議員と重複する地域商社、町立病院については自席からの質問といたしますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、畑地かんがい事業を活用した畑作営農の推進とあるのは、何を基幹とする作物なのか伺います。

２つ目に、観光についてですが、神話、伝説、伝統行事などを活用した観光客誘致、これは今までも取り組んできたことと思いますが、どのような変化があるのか伺います。

３番目に、デマンド交通の導入ですが、試験的にはあまりよい結果が得られなかったと思います。どのような形で導入を考えておられるのか伺います。

４番目に、戸別受信機の設置をしておりますが、福澤議員の質問では、考えていない旨の答弁をされていたと思いますが、見解を伺います。

５番目に小中学校の統廃合と校舎建設についてですが、ここでは校舎建設について伺います。これまでの説明のとおり、新しい学校を造るとの考えに変化はないか伺います。

６番目に、去る１０月４日の宮日新聞に、埋もれた地域資源を掘り起こし、町民の所得向上につなげるとありましたが、これは地域おこし協力隊の重要ポイントと考えますが、見解を伺います。

次に、町長戦を通じて学んだことはなかったか伺います。例えば、相手候補が掲げていた民間

の発想力でスピード感ある町政ですが、これは高妻町政にとって欠けているものの一つではないのか、また、ほかに学んだことはないのか見解を伺います。

次に、特定外来生物等についてです。ジャンボタニシの発生状況や被害状況について、あるいは対策についての現状はどうなのか伺います。

イネクロカメムシについては、検体と思われる成虫を捕獲し、農畜産振興課において調べていただきました。大量に発生してからでは遅いと考えますが、その可能性はないのか見解を伺います。

コモチカワツボについてですが、幸い、作物への被害はないようです。ニジマスや、特に蜚の生殖機能が失われるなどの影響があると言われています。最近、狹野地区の水域で大量発生しているのではと思われます。何か対策はないのか伺います。

オキンケイギクについて伺います。一時は、法面などに利用されていたものですが、現在は在来の野草を駆逐するとして、生きたままでの運搬は禁止されています。町民への呼びかけはされていますが、認識の甘さからか理解がされていないのではないか、見解を伺います。

次に、環境整備について伺います。ボランティアが刈り取った草木の処分ですが、処分する場所がない、あるいは分からないとの声が寄せられています。どのような対策をとっておられるのか伺います。

次に、すぐやる課、あるいは係の設置について、考えがないか伺います。

最後に、養鶏業者の支援について伺います。機械導入及び防護ネット整備の補助状況についてですが、小動物侵入防止用ネット及び鶏舎掃除用機械器具の導入に対する補助について、現在の取組はどうなっているのか伺います。

2つ目に、鳥インフルエンザ発生時の農家への対応など、現在の対策について説明を求めて、1回目の質問を終わります。

〔降壇〕

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

前原議員の御質問にお答えいたします。

最初に、質問のございました畑地かんがい事業に関してお答えいたします。

現在、町内の多くの畑地帯では、キュウリ、ピーマン、ニラなどの施設野菜や、花卉、果樹等や、サトイモ、ゴボウ、ホウレンソウ、ニンジン、カンショ、[※]加工大根等の露地野菜が主に作付されており、安全安心で品質の確かな食料の安定供給を初め、農業は本町の基幹産業として経済の振興の面でも大変重要な役割を果たしているところでございます。

※94ページに訂正発言

このことから、整備が進められております畑地かんがいの水を活用した安定した収益性の高い畑作営農を実現するため、現在、関係機関や農家の方々により、収量増等が見込まれるショウ

ガやニンジン、カンショ等を対象品目とした実証圃を設置し、生育・収量調査等を行いながら、推奨品目の検討をはじめ、畑地かんがいの水活用のメリットや導入方法等を理解していただく取組を行っているところでございます。

このほか、町としまして、これまで補助事業を活用しながら、畑地かんがいの水利用によるショウガの実証展示圃設置や、畑地かんがい事業受益地におけるハウスの新設、移設に係る助成、また、園芸作物生産者への機械導入やハウス施設整備に係る経費への助成を行い、本町の畑作営農の振興を図っているところでございます。

特に、キュウリについては、今年度新規就農者の方が、畑地かんがいの水が利用できるハウスで栽培をスタートしたところでございます。また、霧島農業推進機構の新規就農者研修事業として、JAこばやしが管理運営するアグリトレーニングセンターでも、このキュウリが作付されております。

加えて、来年度は、JAこばやしと連携して夏秋キュウリの簡易ハウスのモデル事業に取り組む計画であり、畑地かんがいの水を使って推進する有力な作物の一つであると考えております。今後も関係機関が連携を図り、これまで作付されてきた作物、加工、業務用の需要が高まっている作物の作付や契約栽培の活用により、流通、販売先の確保に取り組んで、奨励していく基幹品目のさらなる発掘を推進してまいりたいと考えております。

次に、観光についての御質問でございました。高原町内には、神話や神武天皇にまつわる史跡、名勝が数多く残っております。これまでも「神武の里づくり」という旗の下、町民皆様の御理解、御協力をいただきながら様々な活動を展開してきております。

本町は、霧島錦江湾国立公園に一部が入っており、環境省の国立公園満喫プロジェクトに従い、関連事業等を進めておりますが、2021年から向こう5年間の次なるステップアッププログラムが策定をされております。それによりますと、今後の観光客誘致を、ウィズコロナ、アフターコロナの観点から、国内や地域内から誘客を推進する方向に変化しております。

さらに、その中では、霧島地域のコンセプトと取組方針が「多様な火山とその恵み、壮大な歴史と神話に彩られた霧島・錦江湾～まると楽しむ南九州の自然・文化・食～」と新たに定められております。

具体的には、多様な火山地形と火山の恵み、神話と伝承をたどり、楽しむ霧島地域とされており、火山地形や火口湖の景観を生かした観光誘客と開発、温泉、湧水、神話や史跡、伝統文化、食などの地域資源を自然体験と組み合わせ、多様なニーズに対応できるツアープログラムの磨き上げなどを進めていくことが明記されております。

現在行われております御池の開発や、町内ツアーの周遊バスの取組も、この環境省の事業を活用しての展開であり、今後も神話、伝説、伝統行事等を活用した観光客誘致を進めてまいりた

いと考えております。

次に、デマンド交通についての御質問にお答えいたします。

現在、高原町内では、乗合タクシーを4路線運行いたしております。この4路線と既存のJRやバス路線で町内のある程度の区域はカバーできておりますが、それでも一部の交通空白地、これは既存の公共交通網から300メートル以上離れている空白地帯を指す、これが交通空白地でございますが、そういった地域が存在をしております。

令和2年度に実施いたしました乗合タクシーの実証運行は、その交通空白地がある広原地区と狭野地区の一部を対象に、約2か月間、前日予約があった場合のみ運行するデマンド方式を行ったところでございます。

結果としまして、広原路線が2件、狭野路線が4件の計6件の利用実績にとどまったため、次年度すぐに、この路線を開始するということは見送っておりますが、今後も引き続き、地元との調整を進めながら、検討は続けていくことといたしております。

その際は、他自治体等の事例も調査しながら、優れた点があれば、本町での導入の可能性も検討しつつ、最終的に誰もが利用しやすく、これなら乗ってみたいと思っただけのような魅力ある公共交通網の構築を目指してまいりたいと考えております。

次に、戸別受信機についての御質問でございました。防災行政無線につきましては、防災をつかさどる国の機関とも連携されており、災害発生時の情報伝達手段の一つとして重要な役割を持っております。

これまで、第6回の定例会におきまして、福澤議員からもこの件の御質問がございました。この中でお答えいたしておりますが、防災行政無線の戸別受信機については、情報伝達手段としては、天候等に左右されず、非常に有効な手段であることは承知をいたしております。現在、防災行政無線設備の操作卓は、整備されてから6年以上が経過をいたしております。数年後には、操作卓などを含む本体の更新時期が到来しますことから、この操作卓等の更新に合わせて、一体的にこの戸別受信機の整備を行う方法などを含め、複数の手段での伝達方法を調査してまいりたいと考えているところでございます。

次に、小中学校の統廃合の件についての御質問でございました。お答えいたします。

次代を担う子供たちのために、よりよい教育環境の整備と学校教育の充実を図るため、私としましては整備をしていく方針には変わりはありません。小学校校舎を現在の高原中学校敷地内とし、次世代を担う子供たちに、よりよい教育環境の整備と学校教育の充実を図るため、小中一貫教育を見据えた小学校建設を進めるとした町の方針に対し、公の建物等整備検討委員会からも、この答申に、高原町の小中学校に通うことの喜びと誇りが醸成される環境づくりが附帯意見として要望されております。私、この答申の附帯意見に沿った形での環境整備を行ってい

くという考えでございます。

次に、地域おこし協力隊に関します御質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊とは、都市地域から過疎地域等の条件不利地に移住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事及び住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組であります。そのため、前原議員の御質問にもございましたとおり、埋もれた地域資源の掘り起こしや高原独自の商品開発につなげていくことは、これは地域おこし協力隊の重要な業務の一つであると私、認識をいたしております。

次に、町長戦を通じて私が学んだことについてというような内容の御質問でございました。今回、私、2期目に向けて、この選挙戦、戦ってきてまいりました。その中で、やはり住民の方からお聞きしましたのが、やはり一番多かったのが、この役場の動きが見えないというようなことが、一番多くお聞きしたような気がいたします。それと、これと同じように、町の情報発信力、こういったものが不足しているのではないかというような御意見、御要望等が一番多かったような気がいたします。

また、私個人に対しましても、やはり前原議員からこれまでも御指摘がありましたように、もっとスピード感を持って、そしてリーダーシップを発揮してほしいという声も多くお聞きしたところでございました。

私も、やはりこういった選挙戦を通じまして、私に対します激励も含めまして、真摯に受け止めております。私といたしましても、やっぱり反省すべき点は反省しながら、今後の2期目の町政運営に誠心誠意当たってまいりたいと考えているところでございます。

次に、特定外来生物等についての御質問でございました。

まず、ジャンボタニシについての御質問にお答えいたします。ジャンボタニシは、食用の目的で1981年に台湾から当時、導入され、全国で500か所もの養殖場ができましたが、養殖業者の廃業等によって放置され、水路や水田で野生化したものでございます。町内各地の水田で確認されており、田植え直後の苗が、食害の被害に遭っております。

防除の対策につきましては、稲刈り後や代掻き前の石灰窒素の散布、冬場の耕うん、水路の泥上げ、田植え時の薬剤の散布、田植え後の浅水管理、各作業後の機械の洗浄などが挙げられるかと思います。

町では、高原町農業再生協議会総会時や水稻の品質向上の広報誌の中などで、ジャンボタニシの防除対策について説明をいたし、相談があれば水田所有者の田に行き、防除の相談などに応じてきているところでございます。このほか、地域ぐるみによる防除や新規発生地域での早期での防除対策などにより、町内での被害軽減に取り組んでいるところでございます。

次に、イネクロカメムシについてお答えいたします。

イネクロカメムシにつきましては、稲単食性の害虫であり、山地に近い平坦地や中山間地に発生が多いと言われており、全国で発生いたしております。

今年7月に、前原議員からイネクロカメムシではないかとの情報提供がありました。この件につきまして、西諸県農業改良普及センターに持ち込んで確認をいたしましたところ、カメムシの仲間ではあるが、種類の特定はできないというような回答がございました。また、改めて、この普及センターのほうに写真等で確認をいたしましたところ、断定はできないが、恐らく、イネクロカメムシであろうとの回答を得たところでございます。

県内では、過去にこのイネクロカメムシの発生があったとのことではありますが、現在、県内での被害報告は確認していないというようなことであります。

稲のほかの害虫と同様、発生が確認された際は、早期に薬剤等での防除を図り、大量発生につながらないように、各種会合や広報により周知をしてまいりたいというふうに考えております。次に、コモチカワツボについてお答えいたします。

コモチカワツボは国内に広く分布をいたしておりまして、指定外来種とされております。殻長、殻の長さでございますけども、5ミリ程度で、高い繁殖力を持ち、同じ水域に生息するカワナを減少させる、また、ホタルの生育に悪影響を及ぼす生物として知られております。小さな個体である上、環境適応力が高く、旺盛な繁殖力により、コモチカワツボの駆除につきましては、非常に困難とされているところでございます。

今後は、コモチカワツボの生息河川等の情報収集を行い、コモチカワツボの外観や特徴、生態系の影響、生息河川等についての情報提供を行っていく所存でございます。そして、このコモチカワツボの他の河川等への進入を防ぐために、当該河川等に入った場合は、長靴や網類の徹底した乾燥、加熱、消毒により、コモチカワツボを除去することを周知してまいりたいと考えております。

また、続きまして、オキンケイギクについてお答えいたしますが、オキンケイギクは多年草で強靱な植物であり、日本在来の野草と競合し、生育場所を奪うことから、特定外来種に指定をされているところでございます。このため、国も駆除の啓発に努めており、本町におきましても、平成30年7月の広報紙により、オキンケイギクの特徴や開花時期、その駆除方法などについて周知をいたしております。しかし、議員の御指摘のとおり、町内での生育が多く確認をされているところでございます。

今後は広報紙やホームページなどの広報活動を通じて、町民の方々にさらなる啓発を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、環境整備に関します御質問にお答えいたします。

ボランティア等による草木等の剪定や刈り取りで発生をいたします草木の処分につきましては、現在、少量の場合には、高原町の指定ごみ袋に詰めて、一般廃棄物として収集処理を行っております。しかし、量が多い場合の処分につきましては、現在では、ボランティア等をされる団体や地区ごとに、それぞれお願いをしているというのが現状でございます。

続きまして、御提案のありました「すぐやる課」あるいは係の設置についての御質問にお答えいたします。

現在、これらの部署を役場内に設置するということの予定はございませんけども、先ほどの、私が選挙を通じて学んだことという中にも答えさせていただきましたが、やはり、町民に対します様々な要望、相談等については、職員個々あるいは係、課をもって早急に対応をすべきものであると考えております。

したがって、職員が町民の要望、御意見、こういったものによって、スピード感を持って対応する意識をさらに持つように、指導を徹底してまいりたいと考えているところでございます。

最後に養鶏業者への支援についてお答えいたします。

まず、機械導入及び防護ネット整備への補助状況についてお答えいたします。

養鶏農家への支援につきましては、国の事業等を活用して、規模拡大のための鶏舎や資機材の整備に対する助成と高病原性鳥インフルエンザ侵入防止対策のための資機材整備の助成や消毒用の消石灰の配布などを行っております。ここ3か年の実績といたしまして、消毒用の動噴の10台の導入及び防鳥ネットの1農場への設置に対して補助をいたしております。

また、消毒用の消石灰につきましては、昨年度、本県を含む全国での高病原性鳥インフルエンザの発生があったこともあり、県からの提供を含めて、3回の配布で、計2,656袋を配布いたしております。今年度につきましては、10月に町から505袋を配布し、今後、県からの配布についても計画があるところでございます。

なお、鶏舎については、平成29年度に1農場の建設に対して補助をいたしております。

次に、鳥インフルエンザ発生時の農家への支援についてお答えいたします。

本町で鳥インフルエンザが発生した場合には、早期の封じ込めを図るため、宮崎県による迅速で徹底した殺処分などの防疫措置が実施をされることになっております。

具体的には、県がニワトリなどの家きんの所有者に代わり、発生農場における飼養家きんの殺処分や汚染物品の埋却、農場消毒を実施するとともに、移動制限区域の設定や消毒ポイント設置等の防疫措置を行います。これらの経費については原則、国と県が負担をすることになります。

発生農家については、殺処分された患畜、疑似患畜の評価額の全額が手当てされます。また、

経営再開のための経営再開資金の融資などもあります。このほか、万一の発生に備え、農家が加入する家畜防疫互助基金支援事業もございます。また、搬出制限や移動制限を受けた農家については、制限がかかったことによる売上減少額、または飼料費や輸送費等の増加額を、国と県が全額助成をするになっております。

これらの対策により、鳥インフルエンザ発生時の養鶏農家の経営支援を、万一の場合には講じてまいりたいと考えているところでございます。

以上で、答弁を終わらせていただきます。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。

午前 11 時 45 分 休憩

午前 11 時 46 分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行いたします。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

ただいまの前原議員の御質問に対します答弁の中で、畑地かんがい事業に関します御質問で、加工用大根、加工用大根でございますけれども、私が加工大根と「用」が抜けておりましたので、加工用大根に訂正をさせていただきます。

〔降壇〕

○9 番（前原淳一君）

まず、地域商社の設立ですけれども、最終的に設立できるのはいつ頃の予定ですか。

○町長（高妻経信君）

設立時期でございますけれども、現時点では令和 4 年度の早い時期、5 月を目標としまして、準備を進めているところございます。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。

午前 11 時 48 分 休憩

午前 11 時 48 分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○9 番（前原淳一君）

地域商社ということで、初めはどういったものか、具体的に分からなかったのですが、いろいろ自分なりに調べてみますと、地域商社とは、地域製品の販売を拡大、収益を上げて自

立的な運営を行い、さらには地域に利益を還元していくことも重要な機能であって、つまり地域公益企業として設計していくことも大切というようなことが書かれておりましたけれども、いろいろ定義が3つほどあるようでして、1番目に基礎的な定義、2つ目に発展的な定義、最発展的な定義、3つあるようです。

この中で、先ほどいろいろ町長の答弁でありました、地域産品、野菜等の生産とか、そういったものも当然含まれてくるのだらうと思うのです。

地域で栽培したものを、その地域商社を通じて販売をしていくとか、いろんな取り組み方があるのだらうと思いますが、私が常日頃よく言っていることは、今、超高齢化社会ということになった現在ですけれども、そういった中で、やはりいつまでも国・県の補助に頼る時代は、そういつまでも頼ってはおれないのではないかというようなことで、行政も起業をして、そして利益を上げることによって、町民へ還元をしていく、そういった取組が必要だらうということ、常日頃から言っているわけですが、いろいろ地域の特産品とか、いろいろ生産販売をしていく中で、どういった形で、販売とかに結びつけていくのか、お聞かせいただければと思います。

○町長（高妻経信君）

地域商社では、イメージをちょっと持っていただきたいのですが、直売所のような、例えば、今、前原議員が野菜を言われましたけれども、野菜を直接そこで販売をするとか、そういったものではなくて、例えば、野菜を例に挙げますと、町内に様々な野菜があると、それを商品開発していくと、新たな商品を開発し、それをネットなり、ふるさと納税、こういった売り方で売っていくと、あるいは町内の販売所で売っていただくというようなイメージを、持っていただければいいかなと思っております。

それと、この運営の資金等につきましては、町とは別の、現時点では株式会社になろうかと思えます。

ですので、当然有志を募って、そして財源は自主財源を確保していくと、その中には、今言いましたように、新たな商品こういったものを開発しながら、販売をしていって利益を得るというのが、一つの資金。

それと、ふるさと納税を、これも全部この商社にお願いをしようかと考えておりますので、このふるさと納税の中の収益、この一部を運営資金に充てていくということになろうかと思えます。

この商社の内容につきまして、今議会の開催中に、議員さん方に詳しい説明をさせていただくような時間を設けられればと考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

○ 9 番（前原淳一君）

小林とか、都城で取り組んでおられる、まちづくり株式会社、これと似たような感じでよろしいのでしょうか。

○町長（高妻経信君）

まちづくり株式会社、小林市も今できておりますけれども、それぞれの手法があると、内容も様々なようでございますけれども、小林のまちづくり株式会社の場合は、イベント等もよくやっていますることが多いようでありますけれども、現在の考え方では、今回の高原町で設立します地域商社においては、そういったイベント等を地域商社で行っていくということは、現在考えておりませんし、やはり最終的には、この地域商社が目指しますのは、商社の活動の中で、町民の所得向上につながることで、そして町全体の活性化につながっていくというのが、最終的な目的でございますので、そういった面で、まちづくり株式会社等に似通っておりますけれども、これは完全な一つの会社組織として独立した運営を行っていくというような組織でございます。

○ 9 番（前原淳一君）

町民の所得向上につながっていく、ふるさと納税にも活用できるというようなことで、農家を巻き込んだ形で、例えば、第三の水を利用して、農家の、パイウォーターだというのだそうですけれども、これを活用した農産物の野菜とか生産、無農薬栽培とかできるようですけども、こういった取組も可能になってくるということですか。

○町長（高妻経信君）

ただいまの御質問にありました、いわゆる第三の水というのがございますが、今の前原議員の御質問は、例えばという話であろうという理解をいたしますが、確かに、大きな目的の中で、高原町の資源、特に埋もれた資源を掘り起こすから始まっていくのだらうと思っておりますので、今、御質問にありました、あらゆるものをその中に取り組んでいく、工夫をしていくということはなろうかと思っております。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。

前原議員、まだ大分質問がかかってでしょう。昼からまたがってもよろしいですか。

昼食のため 1 時 1 0 分まで休憩いたします。

午前 1 1 時 5 7 分 休憩

午後 1 時 1 0 分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行いたします。9番、前原淳一議員。

○9番（前原淳一君）

地域商社ですけれども、大体理解ができました。最初は商社イコール貿易ということもすぐ思いまして、大きいことで考えていたものですから、なかなか飲み込むのに時間がかかりましたけれども、ゆくゆくはこういった海外への輸出、これもいいのではないかと考えるのですけれども、ふるさと納税だけに特化するのではなくて、そういった取組も必要かと思います。

今までの町長の答えを聞いている中で思ったのは、できれば高原版と言いますか、そのシンクタンクの設立とか、そういったことは考えていませんか。それなりの識見を持った人がいろいろアドバイスをしていく、そういう組織ですけれども。

○町長（高妻経信君）

この商社の人材というか、そこがやっぱり一番重要になってくるだろうと私も思っておりまして、今現在、吉田推進監が設立に向けて、これまでの経験を生かしていただきながらその準備に当たっていると。

高原町は農業の町でありますけれども、そういった町の資源を生かしていくということを考えれば、そういった農業関係もそうでありますし、町民の方等との連携というのも非常に大事になってくるだろうと思っております。そういった意味で、多岐にわたる人材の採用をしていくことになるだろうと思っておりますので、今度は地域商社から様々な提案を町民の方にしていくとか、町のほうにさせていただくとか、そういったことも十分想定をされるだろうとは思っております。

以上でございます。

○9番（前原淳一君）

先ほどパイウォーターということで、こういうこともあるということで紹介をしたのですけれども、やはりそういった新しいことに挑戦をして開発していく、それが結果としては、ふるさと納税にもつながってくるし、全てがうまく回っていくのではないかと考えるのです。できれば、そのように取り組んでいっていただければと思います。

次に、畑地かんがい事業を活用した畑作営農を言うことですが、世界中で地下水不足が伝えられる中、日本でも10年後には地下水が不足するというようなデータも出ているようです。そういった中で野菜の栽培をして販路拡大ということに関しては、チャンスだろうと思っております。

そういった中で、新富町が新聞に掲載されておりましたけれども、一般社団法人のニューアグリベース、農業公社ですけれども、これを立ち上げたということで、町とJAが協働することで両社の強みを生かすということ、こういったいい事例があるわけですが、JAを巻き

込んで販路拡大といいますか、畑作営農の活性化につなげていく、そういった取り組みはできないのですか。

○町長（高妻経信君）

J Aと高原町の畑作振興ということでお話をさせていただいたことがあります。畜産はほぼ好調という状況で言っていると思うのですけれども、畑作をJ Aとしても振興をしていきたいというようなことがありまして、それで、先ほど紹介しましたけれども、霧島農業推進機構、こういったJ A等の組織もありまして、その中では、先ほど紹介しましたようにキュウリを1つの具体的な作目として推進をしている状況がございまして、出荷先あるいは資材、そういったものの関係といたしますと、やはりJ Aとの関係というのはもちろん切り離せないものでありますし、一緒になって高原町の畑作振興を図っていくということでは、連携をこれからもっとまいりたいと考えております。

○9番（前原淳一君）

次に、観光ですけれども、神武天皇の生誕の地ということで、それをうまく取り込んでいくというような答弁が先ほどありましたけれども、実際の皇子原の神武天皇の生誕の地、例えば階段の途中に、幼少の頃、腰かけをした石とかありますけれども、そこに看板がありますけれども、3分の1ぐらい埋もれていると思うのです。そういったところから結びつけて、観光客が見てイメージ的に悪い印象を与えかねない、そういったところからの見直しが必要なのではないかと思えますけれども、どうですか。

○町長（高妻経信君）

ただいまの御指摘のありました件なども含めて、例を挙げれば、皇子原神社というのが皇子原区内にありますけれども、ここが神武天皇の御生誕の地としてまだ知られていないということも感じておりますし、今、指定管理者のほう、あるいは事業組合ですけれども、狭野神社というところと話をしながら、狭野神社については、今後、環境整備も図りながら前面に打ち出していくというようなこともありまして、よそにはない高原町だけのこういった資源というのがなかなか活かされていないところもありますので、私はこの高原町の神話伝説、こういったものを観光により結び付けていくような方法を取っていきたいと考えております。

○9番（前原淳一君）

神話と言いますと、すぐ日向とか、特に高千穂町が有名ですけれども、高原の分はそれなりのものを持っているわけですから、うまく活用して観光につなげていっていただきたいと思います。

それと、今、ウッドパークで一生懸命取り組んでいるわけですが、ウッドパークもすばらしいのですけれども、いつか必ず飽きられるときが来ると思うのです。そういったことに対

して、前回も指摘しましたけれども、子供たちが来る、子供は特に水が好きということもあります。そういった取り組みの検討はされたのか伺います。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答えいたします。

今、お話がありましたとおり、本町の貴重な資源として水ということで考えておりまして、高千穂の峰のふもとで一番近いところから湧き出る湧水、これも1つの資源と思っておりまして、そこで、麓にある皇子原公園、そこで子供たちが水で遊んで、その笑顔とか、そこに釣れる魚も付加価値があって、それ自体もいいと思っております。

今、水を使った1つの取組としまして、神武の館の前で川をせき止めて釣りができるようにしたのです。それだけでもすごい子供さんが集まるということが非常に分かったものですから、今回、公園内に幸いすごい水がいっぱい流れているところがありますので、そういうところを活用して、水が霧島、高千穂の峰の周りのどこでも出る感じの水なんですけど、高原ならではの付加価値を持たせた水の遊びも検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○9番（前原淳一君）

前にはウォータースライダーはどうかということで提案をさせていただいたのですけれども、そういったことも、夏休みとかに子供を呼ぶ一番有効な手段だと思うのです。子供が来ることによって保護者もついてくる、そういった考えはないのか、再度伺います。

○町長（高妻経信君）

ウォータースライダーと、今、御提案がありましたけども、皇子原公園という自然環境と言いますか、その環境に似合ったものといいますか、そういったものを私は考えるべきであろうと思っております。

皇子原公園は、水で言いますと溪流釣り場がありますけども、担当課長が申しましたように、園内の水路を活用した釣り場も広げております。

それと、国土交通省が以前整備をしました高原清流ランド、ここも夏場は非常ににぎわうわけなんですけども、皇子原公園から清流ランドに通じる遊歩道を、今回、国土交通省のほうで砂防工事に伴いまして改良していただきましたので、そういった活用も、皇子原公園とより密接なつながりを持って活用できればとは考えております。

以上でございます。

○9番（前原淳一君）

これも前回、質問ではなかったのですけれども、たかぼ一とはるちゃん、これがどこにもない、手を引かないと歩いていけないようなものがいまだにずっと利用されているわけです。もう少

し動ける、せめてダンスぐらい踊れるような、それぐらいの着ぐるみを作り直したらどうですか。奈良県なんかのせんとかん、最初見たときは何かあまりいいイメージではなかったけれども、ずっと見ていると愛着がわいてくる、そういったものを神武天皇になぞらえた、そういう着ぐるみができれば、またそれで親しみもわいてくると思うのです。そういったことは考えていませんか。

○産業創生課長（森山業君）

お答え申し上げます。

前回、議員から御質問があった後、ちょっと事業部とうちの課でも考えたのですが、今、各公園にゆるキャラじゃないのですが、コスプレとか、そういうので集まって、皇子原公園は写真撮るスポットが結構いっぱいあるものですから、そこで写真を撮られるということもありますので、そういうゆるキャラも含めまして、コスプレとか、そういうグッズものと言いますか、キャラクター的なものにもスポットを浴びさせて、誘客の1つのアイテムのほうに検討してまいりたいと思っております。

○9番（前原淳一君）

なるべく早いうちに、ぜひ実現させていただきたいと思います。

それと、ある町民の方から提案があったのですが、皇子原公園から高千穂河原を結ぶ道路の新設はできないかという相談を受けて、本人に聞きますと、役場のほうにも来られたということでしたけれども、本人には、私もそう簡単にできるものではないということで説明はさせていただいたのですが、時期については、あまりはっきり覚えていませんけれども、約8年ぐらい前ですが、湧水町の当時の町長が環霧島会議を巻き込んだような形で、湧水町のキャンプ場からえびの高原へ抜ける、県道としてまだ生きているみたいですが、獣道みたいな感じでした。えびの高原まで歩いて上った記憶があります。そのときの説明では、えびの高原で何かあったときに避難道路として道路を作ってほしいのだというような説明でしたけれども、実際、歩いてみて、下にキャンプ場もあるということから、これは観光目的だという感じが私としてはあったのです。そういったことで、湧水町の当時の町長さんも、自分のところの観光のためならなりふり構わずでもやっていく、そういう強い意志と言いますか、そういうのが感じられたのです。

避難道というような感覚で捉えると、高千穂の噴火口があるところ、御鉢のところあたりで年に数回遭難があつて、ヘリが出動しているのを何回も目撃しましたがけれども、そういったことに関しても、もし、できるのであれば、その環霧島会議を巻き込んで、そして、地元の県議あるいは国会議員、こういう人たちも巻き込んだ上での湧水町の町長のように、そういう信念を持った上で、なりふり構わず突き進んでいく、そういったような行動力も必要なのかと思いま

す。

高原町としても、不可能に近いかもしれませんが、もし可能であるとすれば、高原の観光に大きくいい意味で観光客も増えてくるということでいい成果が上がると思うのです。そういった取組はできないものか。商工会からも登山道路の整備ということで要望があったりするわけですので、そういったことに取り組めないか伺います。

○町長（高妻経信君）

ただいまの御質問のありました路線は、皇子原公園から高千穂河原に抜ける登山道がありますけれども、これは途中まで県道高千穂峰狭野線、そして、その先も県道になっていまして、ただ、鹿児島県、それと、一部小林市にも含まれております。この路線が、私どもも実はこの路線について可能性を探っておるというか、調査をいたしておりまして、昭和40年代にこの計画があったと。当時、自然環境への問題から実現をしなかったというようなことがあったようです。それで、私も直接森林管理所にもお伺いしまして話を伺ったところ、森林管理所のほうも、昭和40年代にあった計画については承知をされておりました。

私としては、これは宮崎県、鹿児島県を結ぶ、あるいは高原町、鹿児島を高千穂から結ぶ1つの観光的要素は非常に大きいだろうと思っております。現在、高千穂峰あるいは霧島連山に登山をされる方、ほとんどが鹿児島県側から登る方が多いわけですが、鹿児島県側から宮崎県側に登山客を呼び込む、あるいは逆に宮崎県側の方も高千穂河原を通じて登山がしやすくなる、そういった観光的なメリットもありますし、また、新燃岳の火山噴火に備えた避難道としても価値があるのではないかと考えております。ただし、これは国立公園内でありまして、環境省あるいは国土交通省、宮崎県はもちろんでありますけれども、あるいは他自治体等との関係もございますので、私のほうでは、この計画を進めるというような計画で、一応、進めてまいりたいと考えております。

しかし、昭和40年代のいきさつを見てみますと、環境的な、自動車関係の排気ガスとか、かなり改善をされておりますし、現時点で環境問題がどう影響するのか、そこら辺も未知数ではございますが、必要になってくるのは住民的な盛り上がりであろうということもありますし、もちろん議会でもそうでありますし、そういった理解を得ながら計画を、一応可能性を探っていきたいと考えております。

以上でございます。

○9番（前原淳一君）

デマンド交通ですけれども、去る10月25、26日に滋賀県の大津で開催された特別セミナーを受ける機会がありました。そこで地域公共交通について講義があったわけですが、そこで一番先に言われたのが、皆さんが持っている地域公共交通に対する概念を全て捨てなさ

い。そういうことでした。

この地域公共交通の本来の姿というのは、ここに行きたい、本人の決められたコースとか時間とか、そういうので動くのではなくて、自分が乗って楽しい。例えば、人がいっぱい集まるところに行きたいとか、そういったことで、いろんな人と交流ができるとか、そういった感じのものでないといけないというようなことでした。

そういったことにつなげていくためには、地域のアンケートを取ることも必要だし、先ほども言いましたように、買物、病院、役場だけではなくて、楽しむためのものであるべきということで、大変参考になったわけですが、供給側の都合でルールを決めているということを解消する。例えばエリア、営業時間、予約方法、こういったものを改めていく、そういう問題点もあるとありました。

本町の今までの取組に対しての、その取組と比べて、どのように考えておられるか、伺いたいと思います。

○総合政策課長（馬場倫代君）

先ほど前原議員から御提案といいますが、説明いただきました仕組みといいますが、運行形態につきましては、いわゆるオンデマンド運行に近い形かと思います。そういう御提案のシステムについては、利用者側の要望を十分に満たすことができる運行形態であると考えております。現在、本町では4路線で、乗り合いタクシー、進めておりますけれども、そこも含めまして、現状の運行費用等も勘案しながら、先ほど御提案ありました、先行事例の導入費用等も考えながら、本町での導入可能性について、調査、検討は進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○9番（前原淳一君）

デマンド交通について、いざというときに使えるという安心感、つながっているという安心感を持たせるということが大事であって、そのためには元気で車に乗れるうちに利用してもらえる工夫をする必要があるということでした。また、車に頼らず生活ができて、交通事故も防げる、そういった狙いもあります。

また、運転免許返納を促すことにもつながるということで、そのためには超高齢化社会に対応するために、まず環境を整える必要があると思います。

地域の方々の要望を聞くだけではなくて、ギブ・アンド・テイクが必要だということもおっしゃっておられました。今までの概念を捨てて、導入していく。それができるかどうか、そこが一番の鍵だと思うのですが、デマンド交通が成功していくためには、そういった思い切った施策の見直しをしていかないと、試験的にやった結果、一人、二人しか利用者がいないというようなことでは話にならないわけで、さっき言った、元気で車に乗れるうちに公共交通を

利用する、そういう仕組みづくり、そういったことで地域公共交通がうまくやっていける、そういったことがつながってくると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○町長（高妻経信君）

この高原町における地域公共交通への対応といいますか、これまで令和3年度も試験的なこともやっておりますが、なかなか高原町に合った方法が、なかなかまだ見いだせないでいるというのが現状でございます。

今、総合政策課長が申し上げましたように、様々な、今、全国、町の希望、あるいは地域によって様々な、地域交通の確保については事例が多くあります。

高原町においても、私としては来年度中には、どうしても高原に合う形態、こういったものを見いだしたいと。ただ、まだ、来年度、まだデマンドの試験的な運用というのは、まだ一部計画はいたしておりますので、そういったものを含めて決定をしていきたいと考えております。

○9番（前原淳一君）

時間がないので、次に行きたいと思っておりますけれども、聞き取りのときに三股町の例を出したのですけれども、そういったことも近隣の市町の取組等もいろいろ検討していただいて、本当に利用者が喜んでくれる、そういった地域公共交通ということに取り組んでいただきたいと思っております。

次に、町立病院ですけれども、さきの議員の質問にもあったわけですが、病床数を減らすだけで、果たして経営改善ができるのか、再度伺いたいと思っております。

○町長（高妻経信君）

温水議員の御質問にもお答えをさせていただきました。17床の病床の休床、このことが病院の今の経営改革に当たるのかというような、そういった内容であろうかと思っております。

温水議員の御質問にお答えいたしました、実際、この病床の今稼働を考えますと、まずは病床の休止ということ、それと今後、コロナへの協力医療機関としての役割もございしますが、将来を、ここ二、三年の将来を見据えて、医師の確保、こういったものを含めて決定をしてまいります。現状といたしましては、令和4年度当初には、17床の休床という形で進めるということでございます。

○9番（前原淳一君）

病床数を減らすという結論に至ったわけですが、それ以前にできれば現状維持するために、いろいろ検討されたと思うのですけれども、例えば病院に対する不信感ということから、患者が離れていった経緯があるわけですが、こういった人たちをどうすれば呼び戻すことができるのかといった、そういう検討はされたのですか。

○町長（高妻経信君）

これまで病院の内部におきまして、ただいま前原議員から今発言がありました内容等について、元気化プロジェクトの協議会、あるいは病院内部のスタッフ会議、こういったところでも随時、話をしてきたというようなことは報告も受けておりますし、私も実際、会議に出席をいたしましたこともありました。

私、この病院内部のそういった対応といいますか、こういったものにつきましては、内部の職員の意識も変わってきているとは思っております。それぞれの個々の職員も、今の病院の状況は十分認識をいたしておりますし、一人一人ができることをやっていくという気持ちは、私は十分、今あると思いますし、その職員の今対応といいますか、その分については私、職員の努力によって改善はされてきているということを申し上げたいと思います。

○9番（前原淳一君）

以前にも申し上げたのですが、経営形態の見直しをすることによって、経営改善ということには結びつけられないのか、伺います。

○町長（高妻経信君）

これまでも前原議員から同様の御質問、御提案をいただいてまいりました。これまで地方公営企業法の全適用、あるいは地方独立行政法人等に、こういった御提案もいただいてまいったところでございます。

しかし、これまでの私のほうの説明してまいりましたけども、現状の経営形態で私、続けてまいりたいと。その中で改革、あるいは合理化を図っていくということに努めてまいりたいと考えております。

○9番（前原淳一君）

私は目がちょっと悪くて、眼科にかかっているのですが、眼科に行くと非常に患者が多いです。何百人というようなときもあります。そういった中で、町立病院内に眼科の開設はできないものか。町民も望んでいると思うのです。眼科医の病院が少ないものですから、そういったものができれば、眼科に受診をしながら、内科、外科も診てもらえるというようなことで、患者増ということも見込めるのではないかと思います。可能ですか、そういう検討も必要かなと思います。いかがですか。

○町長（高妻経信君）

ただいまの御提案でありますけども、御提案として受けさせていただきたいとは思っております。ただし、診療科目の設置となりますと、当然、病院内の施設の問題、あるいは当然、医師の確保、こういったものもございまして、御提案としてお受けしたいと思っております。ありがとうございます。

○9番（前原淳一君）

現在のまま医師確保がうまくいかないときには、来年、再来年度には診療所としてやっていかなければならないときが来る、そのように思うのですけれども、有床診療所としての考えについて、再度伺いたいと思います。

○町長（高妻経信君）

ただいまの件でございますけれども、私としましては、医師確保に努めると。今、御質問の意味は十分理解をいたしておりますし、来年度をもって1名の医師が定年退職を迎えるということもございます。私としましては、医師の確保を努力するということでございます。

以上でございます。

○9番（前原淳一君）

えびの市長は、医師確保は当然ですけれども、非常勤を複数確保していく。そういったことで、何とか乗り切っていけるのではないかというような、住民サービスに努めていける、そういったことを言っておられますけれども、非常勤をもっと増やして対応していく、そういうことはできないのか。

○町長（高妻経信君）

えびの市の病院の件が宮崎日日新聞に掲載をされたということで、病院の事務局のほうがえびの市に、えびの市立病院に問合せをいたしました。内容を伺いますと、令和6年4月から始まる医師の働き方改革の時間外労働の上限規制等に伴い、影響を考慮して非常勤医師の確保が必要であるというような内容であったというようなことでございまして、2024年から始まります医師の働き方改革に備えた雇用というようなことであったようでございます。

以上でございます。

○9番（前原淳一君）

次に、校舎建設についてですけれども、児童生徒数の減少に伴って、いずれは現高原中学校舎に入りきれぬ時期が来ると思うのですけれども、その時期はいつ頃か想定しておられるのか、伺います。

○教育総務課長（末永恵治君）

現在、高原中学校の普通教室は12教室ございます。少人数の指導も必要な教科もありますことから、全て活用しているところでございます。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律が本年3月31日に成立いたしており、令和7年度までに小学校全学年が35人学級となります。

宮崎県は運用により小学校1年生、2年生は30人学級としております。

中学校は、現在のところ40人学級でございますが、これも宮崎県は運用により中学校1年生は35人学級となっております。

したがいまして、小学校、中学校を統合する計画の令和8年度には、小学校1、2年生は30人学級、小学校3年生から中学校1年生は35人学級、中学校2、3年生は40人学級となり、これらの基準を超えれば、1学年複数学級となります。

この基準で判断いたしますと、2055年には1学年1学級となるのではないかと、人口推計では見込んでいるところであり、数字の上では現在の高原中学校に小学校から中学校まで入ることが可能となります。残り35年ほどになる計算になりますが、しかしながら、先ほども申しましたように、中学校では少人数指導の教科も必要でありますし、今後このような指導が小学校でも必要となってくることも想定されます。

また、児童生徒数は減少傾向であります、特性のある児童生徒は一定数いることが見込まれるため、その対応の学級も必要であります。

一方、建設事業費の圧縮は、財政基盤の脆弱な本町にとっては必要な事項であります。次代を担う子供たちのために、よりよい教育の環境整備と学校教育の充実を図りながらも、事業費の圧縮の課題については、様々な角度から手法について検討していきたいと考えているところであります。

以上でございます。

○9番（前原淳一君）

私が考えたのは、いつも言っている、一体型が望ましいと言っているわけですがけれども、新しく校舎建設ということになれば、それ相応の費用が要るわけで、子供たちが、今の現中学に入り切れる時期が早ければ、それを鉄筋コンクリートの立派なものでなくても、プレハブ教室にすれば経費も抑えられる、そういったことから伺ったわけです。あと、まあ、全ての子供たちを一つにまとめることができる、そのようにしていくためには、廃校になったところを一部活用するという方法もあるのですよね。そういった取組というか、そういう考えはないのか伺いますけれども。

○教育長（西田次良君）

お答えいたします。

今現在、基本構想の策定中でございますが、その中には9年間の一貫性のある学校ということで、高原中学校の敷地内に小学校を建築したいということで進めているところでございます。

その一番は、小中一貫教育を進めていきたいということがありまして、そうすると、一か所に同じ敷地にあったほうが、より教育効果、学校運営ができるということで考えておりますので、今のところ、その廃校利用ということは考えておりません。

以上でございます。

○9番（前原淳一君）

まあ、私の言い方が悪かったのでしょうかけれども、廃校利用するというのは、支援学級の子供たち、そういったことについてなんですけれども。

○教育長（西田次良君）

お答えいたします。

特別支援学級は、今、高原小学校に2つ、通級も含めて3つあるところでありまして、あと後川内小学校に1学級あるところでございます。これは、そういう支援の必要な子供が一人いても、その学級ができるということではありますが、そこに教員が1名就くことになります。従いまして、離れたところに、その学校を置くということは、学校運営上ちょっと難しいかなと考えております。

以上でございます。

○9番（前原淳一君）

いろいろあると思いますけれども、最終的には保護者、あるいは地域に理解を得て、その上で創意工夫しながら、一番よい方法で小中一貫教育を推進していただきたいと思います。

次に、地域おこし協力隊員についてですけれども、地域おこし協力隊員の活用の仕方ですけれども、本町の隊員の活動がいまいち見えてこない部分があると思います。現在の活動の状況についてお聞きいたします。

○総合政策課長（馬場倫代君）

御質問にお答えいたします。

現在、3名の隊員が活動されておりまして、令和4年1月に、また1名の方が新たに活動される予定となっております。

現在の活動内容について。でございますが、まず、まちづくり推進担当、いわゆる移住・定住促進や地域活性化に関わる情報発信及び特産品の発掘、販売支援、企画立案等を行う業務が、まず一つです。また、施設園芸農家事業承継、現在、町内のマンゴー農家の事業承継、農業従事をされている、その業務等を行っていただいております。また、先ほど申し上げましたが、来年1月からは菓子製造施設事業承継を行う予定となっております。

以上です。

○9番（前原淳一君）

地域おこし協力隊については、これも前々から言っていることですが、ある程度の自由を持たせて、現場任せ、全てということではありませんけれども、私はこうやって高原を活性化させていくのだ、まちおこしをするのだという、そういう意志を持った人を雇用といいますか受け入れて、ある程度自由奔放に動いていただいて、その上で、いいアイデアが生まれてくるのではないかなと思っているのですけれども、そういった取組は考えておられないか伺いま

す。

○総合政策課長（馬場倫代君）

地域おこし協力隊の、その採用型といいますか、それにはフリー型と、あとミッション型というのがあります。現在、高原町では、ずっとミッション型で募集を行ってきておりますが、そのミッションといいますか、業務を指定はしておりますけれども、それ以外にも、御自身でテーマを決めて活動するということも最初から募集の段階で伝えてありますので、ある程度の自由はあるものと考えております。

以上です。

○9番（前原淳一君）

次に、町長選を通じて学んだことということですが、情報発信ということで、さきの町長選挙期間中に高原町が破綻するという声が聞かれたわけですが、それに関して、高原に家を新築したいけれども、あるいは移住をしたいけれども大丈夫なのかという問合せがあったと聞きますけれども、事実ですか。

○総務課長（内村秀次君）

御質問にお答えいたします。

町長選が終わりました10月11日と10月12日に総務課のほうに電話があったところでございます。

以上でございます。

○9番（前原淳一君）

こういった問題は情報発信不足ということによって誤解が生まれる。町を挙げて少子化対策、移住・定住に取り組んでいる中で、水を差すということにつながると思います。

広報あるいはホームページ等でしっかりとした情報の発信をするべきだと思いますけれども、いかがですか。

○町長（高妻経信君）

この町長選におきまして、ただいま前原議員のほうからありました「高原町が破綻する」というような発言があったことを私も何名かの方からお聞きをいたしました。私と、それは非常に残念であったと感じております。選挙戦の中の発言だということにはなろうかと思いますが、やはりこれを聞いたときに、先ほどありましたように不安に感じて、役場に電話をされた方もいらっしゃるというようなことですね、まあ、残念な思いでありますし、

〔「議会中は黙るように」と議長の発言あり〕

このことが、やはりこの町民の方、こういったふうに町民の方が感じられたか、様々であろうかと思いますが、やはり役場の職員にとっても、これは非常に悔しい思いであったろう

と思いますし、また一部の方にとっては、このことが選挙の戦術だという単純に捉えた方も様々捉え方があったと思います。

しかし、ただいま前原議員からありましたように、このことが、町からの常々の、この情報不足に原因があったのではないかというような御指摘でありますので、まあ、先ほどの御質問でお答えいたしましたけれども、この情報発信ということに関しては、さらに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9番（前原淳一君）

特定外来生物等についてですけれども、ジャンボタニシ、イネクロカメムシについては、しっかりと情報発信をしていただきたいと、駆除の方法とかそういったところを町民にしっかりと伝えていただきたいと思います。

コモチカワツボについてですけれども、農作物には大した被害はないですけれども、蛍の生殖機能が失われるということで、今のままだと蛍がいなくなるということにもつながってくると思います。あのヤマビルも同じですけれども、宮崎大学等と連携して生態系に影響がないような薬剤の開発、そういったものができないのか伺います。

○環境保全対策監（高原寿志君）

お答えいたします。

コモチカワツボについてでございますが、非常に繁殖能力が高く小型でありまして、駆除をすることが非常に困難だといわれております。10年ほど前に青森県のほうで、川をせき止めて、生物を全て別のところに移してガスで焼いて駆除をしたという例もありますけど、やはり河川等に生態系に影響がありますので、薬剤等はあまり信頼できないかなと考えているところでございます。

○9番（前原淳一君）

時間がないので、生態系に影響がない薬品の開発は、大学等と連携をして開発することはできないかということなのですけど。

○環境保全対策監（高原寿志君）

あの、御指摘いただいたことを検討してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○9番（前原淳一君）

オオキンケイギクについてもですけれども、せめて町道辺りにあるものはしっかりと駆逐していただきたいと思います。

次に、環境整備についてですけれども、すぐやる課ということ、町民との連携を取って災害

が大きな災害につながっていかないうちに対処するという意味で、そういった係の設置ができないかということなのですけども、いかがですか。

○町長（高妻経信君）

すぐやる課という具体的なお示しいただいたところでございます。

先ほど、私のほうからの答弁をさせていただきましたけれども、やはり私はまだ取り組むべきは、やっぱりそれぞれの課が町民の方からの問合せ、御意見、こういったものに、やはり、この即取り組む体制、これが、やはり、まだ不足しているような、そういったことも感じております。やはり、まずはそれぞれの担当課が、それぞれの職務において、この町民の声に対応していくということを、まずは取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9番（前原淳一君）

最後になりますけれども、養鶏業者への支援の中で、鳥インフルエンザが各地で発生しております。本町でも、いつ発生してもおかしくない状況ですけども、そういった中で養鶏農家の方の話を伺うと、搬出規制ですか、そういったことで規制を受けた場合に補助がないというようなことを言われた方がおられるのですけれども、実際には、答弁されたように国、県が半分以上で支援をしているということなのですよ。そういったことのしっかりとした農家に対する説明、そういったことを徹底していただきたいと思うのですが、いかがですか。

これで、終わります。

○農畜産振興課長（田中博幸君）

お答えいたします。

鳥インフルエンザにつきましては、現在、国内で非常に、また発生を今年度もしているところでございます。まずは、農家さんへの周知としましては、鳥インフルエンザを発生させないということを、町としても、県としても一番重要視しているところであります。

農家さんについては、まず、そこを夏場の段階から、もう農家さんのほうに伺いまして、実際に発生したときには埋却地等が必要になりますので、そういったところの確保状況の調査等を行ってきたところでございます。

そして、研修会等も家畜防疫の推進協議会のほうで行っておりまして、その際にも、話の主は、もういかに農場に入れないかという話でして、この補助金があるから、決して安心するということはないと思うのですけれども、そちらのほうについては、今まではこちらとしても広くお伝えしていなかったところがございます。あったかい時期に、鳥インフルの発生しにくい時期に、そういった研修会をしますので、今のシーズンはとにかくもう発生させないということに重きを置いた情報発信ということになってきますので、その上で、皆さんが落ち着かれてから、

今、非常に農家さん緊張をされている状態です。朝、鶏舎に行くのが非常に不安であるというお声等も伺います。その中で、1つ安心していただく材料になるかもしれないのですけれども、目を向けていただくのは、もう家畜防疫のほうということで、そういったところは、通常の時期に発生しないような時期にお話をその対策の一つとして、お伝えしていければと思っております。

以上であります。

○議長（温谷文雄君）

執行部に申し上げます。議長の許可がない限り発言はできません。議事進行の妨げになりますので、注意いたします。

暫時休憩いたします。10分程度をめでに帰ってきてください。

午後 2時13分 休憩

午後 2時22分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これをもって一般質問を終了します。

○

◎ 日程第2 認定第1号 令和2年度高原町一般会計歳入歳出決算認定について

◎ 日程第3 認定第2号 令和2年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎ 日程第4 認定第3号 令和2年度高原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎ 日程第5 認定第4号 令和2年度高原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎ 日程第6 認定第5号 令和2年度高原町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎ 日程第7 認定第6号 令和2年度高原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎ 日程第8 認定第7号 令和2年度高原町病院事業決算認定について

◎ 日程第9 認定第8号 令和2年度高原町工業用水道事業決算認定について

◎ 日程第10 議案第54号 令和2年度高原町水道事業利益の処分及び決算認定について

○議長（温谷文雄君）

日程第2、認定第1号、令和2年度高原町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第10、議案第54号、令和2年度高原町水道事業利益の処分及び決算認定についてまでの認定及び議案9件を一括議題とし、前回の議事を継続します。

ただいま議題となりました各案については、付託の常任委員会から審査報告書が提出され、その写しをお手元に配付しています。

これより、各常任委員会委員長の報告を求めます。

まず、一般会計予算・決算常任委員会委員長。

○一般会計予算・決算常任委員会委員長（前原淳一君）

〔登壇〕

本委員会に付託された案件は、認定第1号の1件であります。読み上げて報告いたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件名。認定第1号、令和2年度高原町一般会計歳入歳出決算認定について。

2、審査の経過。令和3年9月16日、17日、21日、24日、委員会審査、9月16日、現地調査。

歳入総額は81億2,691万2,000円で、昨年度と比較すると2億2,866万2,000円、2.9%の増。

歳出総額は^{*}78億8,283万2,000円で、昨年度と比較すると7,881万2,000円、1.0%の増となっています。※114ページに訂正発言

歳入歳出差引残額は2億4,408万円、実質収支額は翌年度への繰り越すべき財源を差し引いた9,267万9,000円となっています。

歳入の主な内容ですが、始めに、町税は7億9,636万2,000円で全体の9.8%を占めています。前年度と比較すると937万2,000円、1.2%の増となっています。

次に、地方交付税は25億6,508万6,000円で、全体の31.6%と最も大きな割合を占めています。前年度と比較すると1億6,525万9,000円、6.9%の増となっています。

国庫支出金は18億4,033万7,000円で、全体の22.6%を占めています。前年度と比較すると、特別定額給付金給付に係る補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの増により、12億8,593万5,000円、231.9%の増となっています。

県支出金は8億336万9,000円で、全体の9.9%を占めています。前年度と比較すると、「宮崎フリーウェイ工業団地」に進出した企業に対する合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業補助金の減により、10億7,612万3,000円、57.3%の減となっています。

繰入金金は7億2,277万7,000円で、全体の8.9%を占めています。前年度と比較する

と1億9,270万6,000円、21.0%の減となっています。

町債は5億71万2,000円で、全体の6.2%を占めています。前年度と比較すると2,867万3,000円、5.4%の減となっています。

歳入合計81億2,691万2,000円のうち、町税、繰入金などの自主財源は21億2,419万6,000円で、全体の26.1%となっています。

一方、地方交付税、町債等の依存財源は60億271万6,000円で、全体の73.9%となっています。

次に目的別歳出の主なものですが、始めに、総務費は23億3,599万7,000円で、全体の29.6%を占めています。前年度と比較すると、特別定額給付金事業やふるさと納税特産品贈呈事業の増などにより、9億5,371万8,000円、69.0%の増となっています。

民生費は16億8,939万8,000円で、全体の21.4%を占めています。前年度と比較すると2,124万4,000円、1.3%の増となっています。

農林水産業費は11億1,984万7,000円で、全体の14.2%を占めています。前年度と比較すると、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業の減により、10億733万4,000円、47.4%の減となっています。

商工費は5億5,628万3,000円で、全体の7.1%を占めています。前年度と比較すると、「宮崎フリーウェイ工業団地企業立地促進補助金」の増や新型コロナウイルス感染症対策事業の実施などにより、3億3,687万7,000円、153.5%の増となっています。

教育費は5億7,375万2,000円で、全体の7.3%を占めています。前年度と比較すると、小中学生へのタブレット端末1人1台導入の実施などにより、3,009万2,000円、5.5%の増となっています。

公債費は6億1,552万7,000円で、全体の7.8%を占めています。前年度と比較すると、令和2年度から元金償還が始まった事業が例年に比べ多かったことから、4,744万6,000円、8.4%の増となっています。

次に、性質別歳出内訳の主なものですが、始めに、人件費は10億2,934万6,000円で、全体の13.1%を占めています。前年度と比較すると、会計年度任用職員の報酬等が人件費への計上となったことから、5,074万2,000円、5.2%の増となっています。

扶助費は8億8,437万4,000円で、全体の11.2%を占めています。前年度と比較すると76万7,000円、0.1%の減となっています。

物件費は8億6,313万8,000円で、全体の10.9%を占めています。前年度と比較すると、新型コロナウイルス感染症対策関連の消耗品や備品の購入、あるいは小中学生へのタブレット端末1人1台導入などにより、5,168万円、6.4%の増となっています。

補助費等は20億3,058万1,000円で、全体の25.8%を占めています。前年度と比較すると、特別定額給付金給付事業の増により、9億7,439万6,000円、92.3%の増となっています。

積立金は4億1,614万8,000円で、全体の5.3%を占めています。前年度と比較すると、ふるさと納税による寄附金の増、財政調整基金への積み増し、新たに創設した新型コロナウイルス感染症対策関連基金への積立て等により、7,742万7,000円、22.9%の増となっています。

繰出金は6億4,541万8,000円で、全体の8.2%を占めています。前年度と比較すると3億1,478万1,000円、32.8%の減となっています。

投資的経費は12億4,046万6,000円で、全体の15.7%を占めています。前年度と比較すると、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業の減などにより、8億1,117万8,000円、39.5%の減となっています。

3、[※]決定及び理由。決定、「認定すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。※下段に訂正発言
4、少数意見の留保。なし。

5、委員会の意見。令和2年度は未曾有の災害とも言える新型コロナウイルス感染症の脅威にさらされ、農畜産業をはじめ、観光業、飲食業などの事業者にとって大打撃を受けた1年であったと言える。国の緊急経済対策も十分な効果があったとは言えず、経済回復に至るまではまだまだ道半ばと言える。そのような厳しい状況の中にあっても適切に予算執行がなされたものと評価できる。なお、本町においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策やデジタル化の実現とともに、社会保障等への対応に迫られており、今後も気を緩めることなく町発展のために職員一丸となって立ち向かって行かれることを強く望む。

令和3年12月9日、一般会計予算・決算常任委員会委員長、前原淳一。高原町議会議長殿。
先ほど、読み間違いをしたようですので、訂正をいたします。

「歳入総額は81億2,691万2,000円で、歳出総額は78億8,283万2,000円」と言うべきところを「7,882万832円」と申し上げたようですけれども、正しくは「78億8,283万2,000円」ですので、訂正方をお願いいたします。

それと、もう1点ですが、最後の3番目、「決定及びその理由」と言うべきところを「決定及び理由」と申し上げたようです。「その」が漏れておりましたので、正しくは決定及びその理由ですので、訂正方をよろしく願いいたします。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

次に、総務経済常任委員会委員長。

○総務経済常任委員会委員長（温水宜昭君）

〔登壇〕

総務経済常任委員会に付託された案件は、各会計決算認定の4件です。順次、読み上げて報告いたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件名。認定第2号、令和2年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について。

2、審査の経過。令和3年9月21日、24日、委員会審査。

収入済額は98万9,584円、支出済額は98万8,820円の差引残額764円です。

歳入については、諸収入のうち貸付金元利収入95万3,105円、一般会計からの繰入金3万6,000円と繰越金479円となっています。

歳出については98万8,820円で、全額、土木費となっています。

貸付対象者数は4名の7件で、住宅新築資金貸付金が3件、宅地取得資金貸付金が3件、住宅改修資金貸付金が1件です。

3、決定及びその理由。決定、「認定すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。

4、少数意見の留保。なし。

5、委員会の意見。収入未済額の令和2年度末の現在高は4名の1,506万1,644円となっており、引き続き法的措置も視野に回収業務に努力されたい。

令和3年12月9日。総務経済常任委員会委員長、温水宜昭。高原町議会議長殿。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件名。認定第3号、令和2年度高原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

2、審査の経過。令和3年9月21日、24日、委員会審査。

収入済額は3,067万4,672円、支出済額は2,535万8,034円で、差引残額531万6,638円となっています。

歳入の主なものは、使用料及び手数料551万1,710円、繰入金1,897万8,803円、

繰越金 394万4,159円と町債 220万円です。

歳出内訳は、農林水産業費 835万9,231円、公債費 1,699万8,803円となっています。

加入状況は、令和2年度に4戸が加入し、区域内戸数 283戸のうち現在 219戸が加入しており、加入率は 77.4%です。

3、決定及びその理由。決定、「認定すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。

4、少数意見の留保。なし。

5、委員会の意見。今後とも加入促進に努力されるとともに、施設管理については供用開始以来 26年が経過しており、引き続き延命化を図られたい。

令和3年12月9日。総務経済常任委員会委員長、温水宜昭。高原町議会議長殿。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件名。認定第8号、令和2年度高原町工業用水道事業決算認定について。

2、審査の経過。令和3年9月21日、24日、委員会審査。

本会計は、平成11年度より地方公営企業法の適用を受けて運営しており、今年で既に22年目の決算ですが、給水は行っていないため、建設仮勘定での資本金収入及び支出のみの決算です。

収入は、他会計補助金 197万9,224円、支出は建設改良費 34万5,669円と企業債償還金 163万3,555円の合計 197万9,224円となっています。

当年度末の企業債残高は、1,239万2,156円となっています。

3、決定及びその理由。決定、「認定すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。

4、少数意見の留保。なし。

5、委員会の意見。なし。

令和3年12月9日。総務経済常任委員会委員長、温水宜昭。高原町議会議長殿。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件名。議案第54号、令和2年度高原町水道事業利益の処分及び決算認定について。

2、審査の経過。令和3年9月21日、24日、委員会審査。

年度末給水人口は8,979人で、前年度に比べ152人、1.7%の減、年度末給水件数は4,420件で、前年度に比べ13件、0.3%増加しています。

年間配水量は157万3,894立方メートルで、前年度に比べ3万5,541[※]立米、2.3%増加しています。

年間有収水量は119万8,742[※]立米で、前年度に比べ1万9,835[※]立米、1.7%の増。

1人1日平均使用水量は366リットルとなっています。※118ページに訂正発言

営業収益は1億6,960万8,527円で、前年度比313万9,099円、1.9%増加し、営業費用は1億5,612万8,239円で、前年度比534万9,812円、3.3%の減となったことから、営業収支は848万8,911円増の1,348万288円の利益となっています。

営業外収益は2,284万3,741円で、営業外費用が1,391万2,362円で、営業外利益は893万1,379円となっています。

資本的収入及び支出については、収入は、企業債1,930万円、他会計負担金545万2,383円、合計2,475万2,383円となっています。

支出は、建設改良費4,792万9,200円、企業債償還金5,866万5,982円、合計1億659万5,182円となっています。

建設改良費の主なものは、水道施設中央監視装置改修工事2,190万7,000円などです。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額8,184万2,799円は、過年度分損益勘定留保資金517万4,680円、当年度分損益勘定留保資金6,340万7,475円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額435万7,198円及び建設改良積立金890万3,446円で補填されています。

剰余金の処分については、剰余金処分計算書（案）に示されているとおり、議会の議決によるものとして、資本的収入額が資本的支出額に不足する額の一部として補填した建設改良積立金890万3,446円を資本金へ組入れを行い、処分するものです。

3、決定及びその理由。決定、「可決、認定すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。

4、少数意見の留保。なし。

5、委員会の意見。水道料の未収金については、令和3年6月30日現在で、214人の198万6,290円となっており、未納者数と未納額ともに増加している。受益者間負担の公平性を確保し、今後とも健全経営を図り、安心安全な水の供給に努められたい。

令和3年12月9日。総務経済常任委員会委員長、温水宜昭。高原町議会議長殿。

すいません。訂正をいたします。

単位について、立米と言ったところがあります。全て立方メートルと訂正をいたします。よろしくをお願いします。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

次に、文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（末永充君）

〔登壇〕

文教厚生常任委員会に付託された案件は、各会計決算認定の中の４件です。順次、読み上げて報告いたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第７７条の規定により報告します。

記。

１、事件名。認定第４号、令和２年度高原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

２、審査の経過。令和３年９月２２日、２４日、委員会審査。

令和２年度の国民健康保険の加入状況は、平均被保険者数が２,５９２人、前年度比１０６人の減、平均世帯数が１,６３０世帯、前年度比５７世帯の減となっています。

決算額は、歳入が１４億６,２００万７,７００円で前年度比１,７５３万１,３１７円、１.２％の増、歳出が１４億４,９６０万１,２３３円で前年度比１,３７２万８,８５８円、１.０％の増、差引残額は１,２４０万６,４６７円となっています。

歳入における国民健康保険税は、３億１８４万１,３１９円で前年度比１,３９６万１,６９５円、４.８％の増、収納率は全体で４.６％の増となっています。

保険税の滞納者は、前年度比９４人減の２２１人となっていますが、高額滞納者は、５０万円以上１００万円未満が前年度比１人増の２０人で、滞納額１,３２７万３,４９３円、１００万円以上が前年度比１人減の１３人で、滞納額２,０６７万５,１３１円で滞納総額の５７.４％を占めています。

滞納処分差押えは、３７件中２７件の納付で、額は２１２万７０２円となっています。

歳出における保険給付費は、９億７,４１０万６,０５６円で、前年度比４７０万２,８２０円、０.５％の減となっています。

３、決定及びその理由。決定、「認定すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。

４、少数意見の留保。なし。

５、委員会の意見。１人当たりの医療費は４３万８,８７９円と県内の高いほうから７番目であり、県内市町村平均３９万７,７７８円を上回っている。今後も高齢化への移行による保険

給付費は増加するものと見込まれ、依然として厳しい収支の状況にある。そのような中、財政運営の責任主体となった県との方向性を共有しつつ、滞納者への徴収努力をはじめ、医療費抑制につながる健康づくりの推進、社会保険制度としての負担の公平性を確保し、財政健全化を図るためにも、なお一層の徴収率向上に努められたい。

令和3年12月9日。文教厚生常任委員会委員長、末永充。高原町議会議長殿。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件名。認定第5号、令和2年度高原町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

2、審査の経過。令和3年9月22日、24日、委員会審査。

保険事業勘定では、令和3年3月末現在の被保険者数は3,724人で、要介護・要支援認定者数は前年度比22減の557人です。

決算額は、歳入が13億4,196万5,547円で前年度比2,239万4,063円、

1.7%の増、歳出が12億8,976万3,079円で前年度比909万8,479円、0.7%の増となっています。歳入歳出差引残額は5,220万2,468円となっています。

歳入における介護保険料は、2億653万9,197円で前年度比720万393円、3.4%の減となっています。

歳出における保険給付費は、11億6,046万319円で前年度比618万6,653円、0.5%の増となっています。

介護保険料の未納者は、前年度比30人減の143人、収入未済額では1,276万365円で前年度比144万2,885円、10.2%の減となっています。

次に、介護サービス事業勘定の収支決算状況であります。

歳入が776万5,941円で前年度比143万7,764円、22.7%の増、歳出が451万5,546円で前年度比12万7,180円、2.7%の減、差引残額は325万395円となっています。

3、決定及びその理由。決定、「認定すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。

4、少数意見の留保。なし。

5、委員会の意見。今後、要支援者及び要介護者の増加が見込まれる中、介護サービスの充実には必須であることから、適正な事業運営に努められたい。

令和3年12月9日。文教厚生常任委員会委員長、末永充。高原町議会議長殿。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件名。認定第6号、令和2年度高原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

2、審査の経過。令和3年9月22日、24日、委員会審査。

決算額は、歳入が3億1,586万1,278円で前年度比58万842円、0.2%の減、歳出が3億863万3,346円で前年比120万6,304円、0.4%の減となっています。

歳入における主なものは、後期高齢者医療保険料が7,868万7,100円で前年度比476万5,600円、6.4%の増、一般会計繰入金が2億149万3,748円で前年度比1,819万4,828円、8.3%の減となっています。

歳出における主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金が2億7,753万7,948円で前年度比1,406万4,428円、4.8%の減となっています。

後期高齢者医療保険料の未納者は15人、収入未済額では134万2,200円、前年度比22万4,100円、20.0%の増となっています。

3、決定及びその理由。決定、「認定すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。

4、少数意見の留保。なし。

5、委員会の意見。未納額は前年度より増加しており、保険料の公平さを保つためにも、きめ細かい納付相談や戸別訪問等により納付の促進を図り、なお一層の徴収向上に努められたい。

令和3年12月9日。文教厚生常任委員会委員長、末永充。高原町議会議長殿。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件名。認定第7号、令和2年度高原町病院事業決算認定について。

2、審査の経過。令和3年9月21日、24日、委員会審査。

令和2年度の診療体制は、常勤医師3人、他職員47人の計50人で管理運営されており、入院患者数は延べ1万1,346人、1日平均31.1人で前年度比2,046人、22.0%の増、外来患者数は延べ2万8,657人、1日平均97.1人で前年度比686人、2.3%の減となっています。

医業収益は6億194万733円で前年度比924万1,800円、1.6%の増、医業費用が9億1,816万9,068円で前年度比4,341万9,501円、5.0%の増となり、3億1,622万8,335円の損失計上となったものの、医業外収益の会計負担金1億3,310万3,204円、新型コロナウイルス感染症対策に係る国・県からの補助金2億192万6,000円や退職給付引当金の戻入れ益5,861万2,610円が特別利益に計上されたことから、6,588万4,848円の純利益計上となっています。

資本的収入は4,428万261円、資本的支出は7,932万750円で資本的収入額が資本的支出額に不足する額3,504万489円は過年度分損益勘定留保資金3,479万5,670円、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額24万4,819円で補填されています。

3、決定及びその理由。決定、「認定すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。

4、少数意見の留保。なし。

5、委員会の意見。令和2年度高原町病院事業の経営は、新型コロナウイルス感染症対策に係る国・県からの補助金を受け入れたことにより一般会計からの基準外繰入れはなく、損益計算書においては純利益が計上されているが、一企業経営体としては依然危機的な状況である。継続的な医師確保対策や人件費の適正化、その他経費のコスト削減に踏み込まれ、新型コロナウイルス感染症への対応を含めた地域医療提供体制の保持整備により、医療サービスを提供しながら健全化へ取り組まれることを切に要望する。

令和3年12月9日。文教厚生常任委員会委員長、末永充。高原町議会議長殿。〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これより、各常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

まず、認定第1号について許します。質疑はありませんか。

次に、認定第2号について許します。質疑はありませんか。

次に、認定第3号について許します。質疑はありませんか。

次に、認定第4号について許します。質疑はありませんか。

次に、認定第5号について許します。質疑はありませんか。

次に、認定第6号について許します。質疑はありませんか。

次に、認定第7号について許します。質疑はありませんか。

次に、認定第8号について許します。質疑はありませんか。

次に、議案第54号について許します。質疑はありませんか。

これで、各常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、認定第1号について許します。反対の討論はありませんか。

○4番（中村昇君）

ただいま議題となっております認定第1号、令和2年度高原町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論いたします。

本決算は、歳入81億2,691万2,435円、歳出78億8,283万2,088円、差引き2億4,408万347円の黒字決算となっております。

今決算には、子育て支援として子ども医療費助成、小中学校給食費全額助成、福祉では新型コロナウイルス感染症対策事業、また、中小業者の仕事を増やす住宅リフォーム事業など町民の暮らしや福祉・教育の充実、農業や産業の振興を図るなど町民のために執行された決算であり、その多くを評価するものであります。しかし、働くお母さんの支援として必要な病児保育がなされていないなど少子化対策として不十分であります。

以上の理由で同意できません。

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。

反対の討論はありませんか。

次に、認定第2号について許します。反対の討論はありませんか。

原案に賛成の方の発言を許します。ありませんか。

次に、認定第3号について許します。反対の討論はありませんか。

原案に賛成の方の発言を許します。ありませんか。

次に、認定第4号について許します。反対の討論はありませんか。

原案に賛成の方の発言を許します。ありませんか。

次に、認定第5号について許します。反対の討論はありませんか。

原案に賛成の方の発言を許します。ありませんか。

次に、認定第6号について許します。反対の討論はありませんか。

原案に賛成の方の発言を許します。

次に、認定第7号について許します。反対の討論はありませんか。

原案に賛成の方の発言を許します。ありませんか。

次に、認定第8号について許します。反対の討論はありませんか。

原案に賛成の方の発言を許します。ありませんか。

次に、議案第54号について許します。反対の討論はありませんか。

原案に賛成の方の発言を許します。ありませんか。

これをもって、討論を終結します。

○1 番（陣圭介君）

これから採決に入るかと思いますが、議選の監査委員として決算審査に携わっておりますので、退席したいと思います。許可をお願いします。

○議長（温谷文雄君）

許可します。

暫時休憩します。

ただいま、陣議員から退席の申出がありました。会議に出席し、議事に参加するまでの間、会議録署名議員が欠けることとなりますので、前原議員、陣圭介議員の両名に加え、反田議員を会議録署名議員に指名することとしますので御了承ください。

午後 3 時 2 3 分 休憩

〔陣議員 退席〕

○

午後 3 時 2 3 分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を再開し、議事を継続します。

陣議員から退席の申出がありましたので、陣議員が会議に出席し、議事に参加するまでの間、会議録署名議員が欠けることとなりますので、各案の採決を行う前に改めて会議録署名議員の指名を行います。

9 番、前原淳一議員、1 番、陣圭介議員の両名に加え、2 番、反田吉巳議員を会議録署名議員に指名します。

それでは、これより各案の採決を行います。

まず、認定第 1 号、令和 2 年度高原町一般会計歳入歳出決算認定について採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

起立多数です。よって、認定第 1 号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第 2 号、令和 2 年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

起立多数です。よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第3号、令和2年度高原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

起立多数です。よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第4号、令和2年度高原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

起立多数です。よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第5号、令和2年度高原町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

起立多数です。よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第6号、令和2年度高原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

起立多数です。よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第7号、令和2年度高原町病院事業決算認定について、採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方

は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

起立多数です。よって、認定第7号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第8号、令和2年度高原町工業用水道事業決算認定について、採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

起立多数です。よって、認定第8号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第54号、令和2年度高原町水道事業利益の処分及び決算認定について、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決及び認定です。本案は、委員長報告のとおり可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

起立多数です。よって、議案第54号は委員長報告のとおり可決及び認定することに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

○

◎ 散 会

午後 3時30分 散会

令和3年 第8回 高 原 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第3日)

令和3年12月10日(金曜日)

議事日程(第3号)

令和3年12月10日 午前10時00分 開議

- 日程第 1 同意第 4号 公平委員会の委員の選任について
- 日程第 2 同意第 5号 公平委員会の委員の選任について
- 日程第 3 承認第15号 専決処分について(専決第18号) 令和3年度高原町一般会計補正予算(第15号)
- 日程第 4 議案第58号 高原町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第59号 学校基金の設置・管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第60号 高原町環境保全条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第61号 「神武の里たかはる」まち・ひと・しごと推進基金条例
- 日程第 8 議案第62号 指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第63号 指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第65号 令和3年度高原町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第66号 令和3年度高原町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第67号 令和3年度高原町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第68号 令和3年度高原町病育事業会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第64号 令和3年度高原町一般会計補正予算(第16号)

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 同意第 4号 公平委員会の委員の選任について
- 日程第 2 同意第 5号 公平委員会の委員の選任について
- 日程第 3 承認第15号 専決処分について(専決第18号) 令和3年度高原町一般会計補正予算(第15号)
- 日程第 4 議案第58号 高原町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第59号 学校基金の設置・管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第60号 高原町環境保全条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第 6 1 号 「神武の里たかはる」まち・ひと・しごと推進基金条例
 日程第 8 議案第 6 2 号 指定管理者の指定について
 日程第 9 議案第 6 3 号 指定管理者の指定について
 日程第 1 0 議案第 6 5 号 令和 3 年度高原町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
 日程第 1 1 議案第 6 6 号 令和 3 年度高原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
 日程第 1 2 議案第 6 7 号 令和 3 年度高原町水道事業会計補正予算（第 1 号）
 日程第 1 3 議案第 6 8 号 令和 3 年度高原町病院事業会計補正予算（第 2 号）
 日程第 1 4 議案第 6 4 号 令和 3 年度高原町一般会計補正予算（第 1 6 号）

出席議員（10名）

1 番 陣 圭介君	2 番 反田 吉巳君
3 番 松元 茂春君	4 番 中村 昇君
5 番 温水 宜昭君	6 番 福澤 卓志君
7 番 末永 充君	8 番 入佐 廣登君
9 番 前原 淳一君	1 0 番 温谷 文雄君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 中嶋 秀一君	書記（事務局次長） 中嶋 雄二君
	書記（副主幹） 古川 裕子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	高妻 経信君	副町長	横山 安博君
教育長	西田 次良君		
総合政策課長	馬場 倫代君	総務課長	内村 秀次君
税務課長	平川 昌知君	町民福祉課長	水町 洋明君
環境保全対策監	高原 寿志君	ほほえみ館長	久徳 信二君
産業創生課長	森山 業君	農政林務課長	上村 洋二君
農畜産振興課長	田中 博幸君	建設水道課長	入佐 和彦君

会計管理者兼会計課長 酒匂 政利君 高原病院事務長 花牟禮 秀隆君
教育総務課長 末永 恵治君

◎ 開議・日程

午前10時00分 開議

○議長（温谷文雄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 日程第1 同意第4号 公平委員会の委員の選任について

◎ 日程第2 同意第5号 公平委員会の委員の選任について

○議長（温谷文雄君）

日程第1、同意第4号、公平委員会の委員の選任について及び日程第2、同意第5号、公平委員会の委員の選任についての2件を一括議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

おはようございます。

それでは提案に入らせていただきます。

同意第4号、公平委員会の委員の選任について御説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

公平委員会の委員であります相良績氏が令和4年3月12日をもって任期満了となりますことから、引き続き委員として選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

相良氏は、平成30年3月に本委員会委員に就任され、その職務を誠実に遂行いただいております。温厚篤実な人柄で、心腹広く、地方自治の本旨をよく理解されており、責務に強く、自覚、誠実を持って公平な職務遂行をされる方でありますので、公平委員会委員として引き続き選任いたしたいと存じます。

御審議方、よろしくお願い申し上げます。

同意第5号、公平委員会の委員の選任について御説明申し上げます。

議案書の2ページをお開きください。

公平委員会の委員であります前原延幸氏が令和4年3月12日をもって任期満了となりますことから、後任として福元孝一氏を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

福元氏は、温厚、誠実な人柄に加え、人望も厚く、人事、組織運営等、豊かな見識を有されております。これまでの培われた経験から公平委員会の責務に強い自覚を持って精励される方であると確信いたしておりますので、今回、公平委員会の委員として選任いたしたいと考えております。

御審議方、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

[降壇]

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。

まず、同意第4号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

次に、同意第5号について質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これをもって質疑を終結します。

これから討論を行います。

まず、同意第4号について許します。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

次に、同意第5号について許します。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これをもって討論を終結します。

これより各案の採決を行います。

まず、同意第4号の採決を行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、同意第4号は同意することに決定しました。

次に、同意第5号の採決を行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、同意第5号は同意することに決定しました。

○

◎ 日程第3 承認第15号 専決処分について（専決第18号）

令和3年度高原町一般会計補正予算（第15号）

○議長（温谷文雄君）

日程第3、承認第15号、専決処分について専決第18号、令和3年度高原町一般会計補正予算（第15号）を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

承認第15号、専決処分について報告いたします。

議案書の3ページをお開きください。

令和3年度高原町一般会計補正予算第15号を、地方自治法第179条第1項の規定により令和3年11月25日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

今回の補正の内容ですが、新型コロナウイルス感染症対策として、子育て世帯への臨時特別給付金の支給に係る経費と町内の宿泊施設利用助成に係る経費についての補正でございます。

別冊の令和3年度高原町一般会計補正予算書第15号の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,836万2,000円を追加しまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ6.2億2,421万6,000円と定めるものでございます。

それでは、事業の内容につきまして御説明させていただきます。

10ページ、11ページをお開きください。

上段の児童運営費でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯の生活を支援する観点から高校生までの子供がいる世帯に対する臨時特別給付金の支給経費といたしまして6,416万2,000円を計上いたしております。

財源といたしまして、国庫支出金を充てております。

次に、観光費でございますが、新型コロナウイルス感染症対策事業のたかはる宿泊施設利用助成事業としまして420万円を計上いたしております。

現在の感染状況の落ち着きや本県のジモ・ミヤ・タビの再開など、本助成事業の利用が多く予算が不足する状況となりました。

今後、県の助成事業の継続や国のG o T oキャンペーンの再開と合わせ、落ち込んだ観光客数の回復や地域経済活性化の好機を逃すことなく本事業を継続するものであります。

財源といたしまして、繰入金を充てております。

以上、御承認方よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○1番（陣圭介君）

3点ほど質疑いたします。

まず、子育て世帯への臨時特別給付金支援事業ですが、これは財源が恐らく国の予備費を充てられているのかと思いますが、もう一度、3月にクーポンで5万円給付と政府が方針を打ち立てておりますが、できれば、昨日、私いろんな18歳未満のお子さんをお持ちの方にいろいろ御意見を伺ったのですけれども、やっぱり現金の給付が望ましいというような御意見を伺っておりまして、本件では予算化されていないのですけれども3月末までに質疑する機会がないので、どうせなら今言っておこうということで関連ということで受け止めてください。

結局、クーポンにした場合に事務費が多額にかかるということで取り沙汰されていますけれども、実際、どこの子育て世帯も現金での給付を望んでいるのですよね、マスコミのほうのアンケートでもそういう結果が出ていますので、ぜひそういう方向で検討を進めていただきたいと考えているのですけれども、当局でのお考えをまず1点お伺いしたいと思います。

それから、2点目なのですけれども補正予算書の11ページの委託料の部分なのですが、この部分はこういった経費なのかという部分がちょっと不明瞭なので、その説明をいただきたいのと、この委託料の部分を除いたものが例えば現金給付の2回目をする場合に必要なのか、それとも、今回、事務費として216万2,000円計上されていますけれども、同等の額が必要になってくるのかという点について教えてください。

それから、3点目ですが商工費の宿泊施設利用助成事業ですけれども、今回、御寄附を頂いて基金に入れておいた1,000万円が、多分、予算枠で使い切るということで、さらに繰入金を充てるということになるかと思うのですけれども、今後の新型コロナウイルス感染症対策の基金の考え方について、積立てするのか、それともそのままゼロのまま置いておくのかという考え

方についてお示してください。

以上です。

○町長（高妻経信君）

まずは私のほうから、最初にありました質問につきまして私の考えを述べさせていただきたいと思います。

今の質問にございましたように、高原町は10万円のうち5万円については12月24日に支給をする予定で、今、準備を進めておりますが、今、取り上げられておりますクーポン券5万円についての私の考え方でありますけれども、いわゆる報道等でも、今、国会でも論戦がありますけれども、900億円以上の事務費がかかるということもありますし、やはりそういったものは私としては本来の困窮世帯とか、こういった子供世帯に回すほうが有効な使い道ではないかなと、そのことと、やはりこの事務をします町からしますと、ちょうどワクチンの接種も当然、今、始まろうとしているわけですが、そういった事務と重なると、聞いてみますとクーポンの印刷から配付、そういったものまで自治体に事務を行わせるというようなこともあるようですので、そういったものを含めると、私としてはやはりこの残りの5万円も現金で給付をすべきであると考えております。

以上です。

○町民福祉課長（水町洋明君）

陣議員の御質問にお答えいたします。

11ページの委託料でございますが、今回、先ほど町長が申しましたように12月24日に現金5万円を対象者の方々に給付するために最低限のシステム改修費用となっております。

あと、もう1点が同等の額が必要となってくるのかという御質問でございますが、現時点では不明でございます。

以上でございます。

○総務課長（内村秀次君）

御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策基金のほうは、ほとんどもうゼロになっているという状況でございます。今後どうするかということでございますけれども、今後、今から年度末に近づいてきまして財源のほうの見えてくる部分がありますので、それを見て今後検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで討論を終わります。

これから承認第15号を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、承認第15号は承認することに決定しました。

○

◎ 日程第4 議案第58号 高原町個人情報保護条例の一部を改正する条例

○議長（温谷文雄君）

日程第4、議案第58号、高原町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第58号、高原町個人情報保護条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書の5ページをお開きください。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

第40条の改正につきましては、デジタル庁の設置に伴い行政機関の間で特定個人情報を提供、管理するための情報提供ネットワークシステムの設置及び管理主体が総務大臣から内閣総理大臣に変更されたことにより、保有個人情報の情報提供等記録の訂正を行った際の通知先を総務大臣から内閣総理大臣に変更するものでございます。

また、番号法第19条第4号から第16号までが1号ずつ繰下がることにより、引用条文の号番号を改正するものでございます。

なお、施行期日につきましては公布の日からといたしております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

[降壇]

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

議案第58号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

————— ○ —————

◎ 日程第5 議案第59号 学校基金の設置・管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

○議長（温谷文雄君）

日程第5、議案第59号、学校基金の設置・管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

[登壇]

議案第59号、学校基金の設置・管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書6ページをお開きください。

本議案につきましては、広原小学校分収造林が令和3年8月25日に宮崎森林管理署都城支署により公売に付され、同年9月21日に本町に対し落札業者から分収金の納付があったことをもって分収造林契約が終了したことに伴い所要の改正を行うものであります。

なお、分収金については、本定例会の補正予算において審議に付し可決いただいた後に学校基金に積み立てるものでございます。

なお、施行期日につきましては公布の日からといたしております。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

議案第59号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第6 議案第60号 高原町環境保全条例の一部を改正する条例

○議長（温谷文雄君）

日程第6、議案第60号 高原町環境保全条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）〔登壇〕

議案第60号、高原町環境保全条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書7ページをお開きください。

地球温暖化につきましては地球規模の問題であり、パリ協定、SDGsなどで地球温暖化を防止するための目標が設定されているところでございます。

今回の条例改正では、この地球温暖化の防止に関する条文を追加するものでございます。また、

空き缶等及び吸い殻に限定していた箇所等を廃棄物に統一するものでございます。

条例改正の詳細につきまして、環境保全対策監をもって説明いたさせます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。〔降壇〕

○環境保全対策監（高原寿志君）

条例改正の詳細につきまして御説明させていただきます。

議案書の7ページをお開きください。

まず、目次でございますが、第2章第2節の空き缶等及びタバコの吸い殻の部分の廃棄物に改正するものでございます。

次に、第3章の自然環境の保全に目次として該当条文の明記をいたしております。

次に、第4章に地球温暖化の防止を追加し、第4章である補則を第5章に繰下げております。

議案書7ページから8ページの第1条の改正は、地球温暖化の防止に関する規定をいたしますので、目的として地球温暖化防止に関する部分を加えるものでございます。

第2条の改正は、第13号に温室効果ガスの排出の抑制等に関する定義を加えるものでございます。

第5条第2項及び第12条、第2節の節の名称、議案書9ページの第22条第3項の改正は、空き缶等及びタバコの吸い殻に限定している部分を廃棄物に改正するものでございます。

議案書8ページに戻りまして、第14条、議案書9ページの第19条及び第21条の最初の改正部分は、空き缶等、タバコの吸い殻、その他の廃棄物を廃棄物に改正するものでございます。

議案書9ページの第21条の後段の改正部分は、空き缶等に限定していたものを廃棄物に改正するものでございます。

第4章の補則を第5章に、また補則の各条を2条ずつ繰下げ、第4章に地球温暖化の防止を加えております。

追加する第36条は地球温暖化対策の推進についての規定で、また第37条は、町、町民等及び事業者の取組についての規定でございます。

なお、施行期日につきましては公布の日からといたしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○4番（中村昇君）

8ページの第5条ですけれども、空き缶等及びタバコの吸い殻を廃棄物に変えられるのですけれども、この空き缶等についてはリサイクル品だと思うのですけれども、この廃棄物に変えた理由ですね、どのような理由でこの文言が変わるのかお伺いいたします。

○環境保全対策監（高原寿志君）

この条例を制定した平成6年当時、空き缶等とタバコの吸い殻の問題が非常に大きく、この空き缶等とタバコの吸い殻に限定していた条文がほとんどとなっておりまして、その後、空き缶等及びタバコの吸い殻だけでなく、もう全ての廃棄物を散乱させないようにするために廃棄物に統一したものでございます。

以上です。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○1番（陣圭介君）

第36条ですけど、括弧書きで地球温暖化対策の推進とありまして、その第36条と第37条の違いがちょっとよく分からないので説明していただけますか。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。

○環境保全対策監（高原寿志君）

御質問にお答えいたします。

第36条は地球温暖化対策の推進としておりますが、この第36条は地球温暖化対策の推進について規定しており、第37条は町、町民等及び事業者の取組としておりますが、第37条は町の責務的なもの、そして第2項で町民等及び事業者の責務等的なものを規定しているものでございます。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

議案第60号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第7 議案第61号 「神武の里たかはる」まち・ひと・しごと推進基金条例

○議長（温谷文雄君）

日程第7、議案第61号、「神武の里たかはる」まち・ひと・しごと推進基金条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第61号、「神武の里たかはる」まち・ひと・しごと推進基金条例について御説明いたします。

議案書の11ページをお開きください。

本町におきましては、地域再生法第5条第4項第2号の規定により国の認定を受けた地域再生計画に掲げる事業実施に際し、「神武の里たかはる」まち・ひと・しごと創生寄附活用事業、いわゆる企業版ふるさと納税による企業の寄附を受けての事業実施が本年8月より可能となったところであります。

本町といたしましても、地域再生計画に沿った事業を進めていく上で納税企業の意志を反映させ、かつ、より有効な資金活用を実施するため「神武の里たかはる」まち・ひと・しごと推進基金条例を制定するものであります。

詳細につきまして、産業創生課長をもって説明いたさせます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○産業創生課長（森山業君）

それでは、この条例の詳細につきまして御説明させていただきます。

まず、この条例の名前でございますけれども、まち・ひと・しごと推進基金条例となっております。

ますけど、今、町長のほうの説明でございました、この企業版ふるさと納税に関わります地域再生法の中のふるさと納税の関係する事業の名前がまち・ひと・しごと創生寄附活用事業という名前に沿ったものでございます。

まず、この上位法でございます地域再生法と再生計画の概要につきまして御説明いたします。この法律は、地方公共団体が作成する地域再生計画を内閣総理大臣が認定し、認定計画に基づく措置を通じて、自主的、自立的な地域の活力再生に関する取組を支援するものであります。地域再生政策の内容につきましては、就業の機会の創出、経済基盤の強化、生活環境の整備が3本柱となっております。

また、平成17年の法制定以降、9度の法改正により支援措置メニューの充実が図られ、特に平成26年からは地方創生の流れに呼応し、地方創生推進交付金や地方創生拠点整備交付金、企業版ふるさと納税等の支援強化が加速されました。

本町におきましても、今年の6月にこの企業版ふるさと納税を適用した事業実施を可能とすることを目的に「神武の里たかはる」まち・ひと・しごと推進計画を策定いたしまして、国のほうに申請を行い8月に認定いただいたところでございます。

認定後、今回の補正予算等でも計上されております企業版ふるさと納税の2社からそれぞれ500万円ずつ御寄附を頂いているところを補正予算のほうで上げているところでございます。この認定された計画では、寄附年度での全額事業の執行が条件であること、着手済み事業への財源充当は不可能であることなどから、納税企業様の意思や納税時期によりましては、その納税の寄附受入れやら事業実施が今までは厳しい状況にございました。

本町といたしましても、この地域再生計画に沿った事業推進を図る目的から基金に積立てることによって、この事業執行の変更を国に相談いたしまして承諾をいただいたため今回の条例制定の提案に至ったところでございます。

条例の内容といたしましては、第1条から第6条につきましては、基金の設置、積立、管理、運用収益の処理、繰越しの運用、処分等を規定いたしております。また、第7条では基金の管理に関しまして必要な事項は別に定めるということにしております。

この条例の制定によりまして、企業版ふるさと納税として企業様の意思を十分に反映させまして、より有効な資金活用が図られるものと期待しているところでございます。

なお、施行期日につきましては公布の日からといたしております。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○1番（陣圭介君）

今の説明を聞いていますと、企業様からの寄附がある、手を挙げていただいたということからこの基金を設けると聞こえたのですけれども、これまで企業から寄附があった場合の対応との差異というのが生まれてくると思うのですけれども、なぜこの今の時期にこの企業版ふるさと納税に関する取組が、大分前から出ていると思うのですけど、どうして今の時期に出てくるのかなというところを若干疑問に感じているので、その辺の説明をください。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答えいたします。

まず、この企業版ふるさと納税でございますけれども、当初、本町がふるさと納税等、昨年度、非常に町外の方の御協力もいただきまして、非常に寄附額が上がっていたところでございます。その中で産業創生課といたしましてはふるさと納税を考えたときに、昨日の町内の施設の維持等で企業の社会的責任、CSRとかクラウドファンディングなどを考えたときに、この企業版ふるさと納税、こちらのほうも同じように寄附をしていただければ企業様には要するに税措置が行われる上に目的がはっきりしておけばそのお金を使えるということで、このふるさと納税にどうしても企業版ふるさと納税を加えたいということで、先に6月のほうで申請をさせていただきました、その後に企業様から寄附の申出があったときに企業版ふるさと納税として活用させていただいてもよろしいですかというような相談をさせていただいて、このふるさと納税に乗せたということがございます。

ですから、このふるさと納税の検討をし始めたときが今年というのが、やはり町の財源のこと、そして今後のいろんな施設、あるいはコロナ等で交付金がなくなった場合の事業費の活用、そういうことを考えたときに、今回、ふるさと納税の企業版を取り組みたいということで考えて、今年、着手したところでございます。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午前10時52分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続いたします。

○総合政策課長（馬場倫代君）

御質問にお答えいたします。

うちのほう6月に地方再生計画のほうを申請しておりますが、今回した大きな理由といたしま

して、まず令和２年度に税制改正が行われております、この税制改正によりましてこれまで最大６割であった企業側の税の軽減効果が最大９割に上がったと、また自治体が地方再生計画を申請するに当たり、これまでは年度ごとの事業内容、あと個別具体的な事業の内容を地域再生計画に詳細に記載するというものでしたけれども、その改正によりまして高原町の総合戦略に記載されている事業、その包括的な計画で足りるということで自治体から地域再生計画を申請するのも手続が簡単になったという、そのタイミングで今年６月に地域再生計画の申請をして企業版ふるさと納税の認定をいただいたというところでございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで討論を終わります。

これから議案第６１号を採決します。

議案第６１号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第６１号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第８ 議案第６２号 指定管理者の指定について

○議長（温谷文雄君）

日程第８、議案第６２号、指定管理者の指定についてを議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第６２号、指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案書の１３ページをお開きください。

公立保育所につきましては、指定管理者による管理期間が令和4年3月31日をもって満了することから、新たな指定管理者の指定について地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者の名称は、社会福祉法人高原町社会福祉協議会でございまして、指定期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間といたしております。

今回の指定管理候補者の選定につきましては、高原町公立保育所指定管理者公募要項に基づき、応募のあった者から高原町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第4条の選定基準及び高原町公立保育所指定管理候補者審査要領に照らし、外部委員2人を含む7人で構成されます高原町公立保育所指定管理候補者選定委員会において選定を行ったものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○1番（陣圭介君）

2点ほど質疑いたします。

公募に応じた事業者の数と、2点目が指定の期間が令和9年3月31日までとなっておりますけれども、学校の統廃合と絡む話になってくるかと思うのですが、後川内保育所など放課後児童クラブなどを自主事業として始めていると思うのですが、その辺との関連について検討されたか否かについて教えてください。

○町民福祉課長（水町洋明君）

陣議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目が応募事業者ですが1業者でございます。

続きまして、5年間を設定しているわけですが、後川内保育所は、現在、今年の7月末から居場所対策事業として社会福祉協議会の独自事業として、いわゆる学童、後川内小学校の児童の見守りをさせていただいているところでございまして、今回の選定に当たってはそういったこと自主事業をされているということで評価というか、5年間の部分として関連するというわけではないのですが、そういった自主事業をやられているということで今回の選考基準の中で評価する点といたしております。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

議案第62号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第9 議案第63号 指定管理者の指定について

○議長（温谷文雄君）

日程第9、議案第63号、指定管理者の指定についてを議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第63号、指定管理者の指定について御説明いたします。

議案書14ページをお開きください。

林業野外活動施設、皇子原公園、御池キャンプ村、それぞれの観光施設につきまして、令和4年3月31日をもって指定管理者による管理期間が満了することから、地方自治法第244条の2第6項の規定により新たな指定管理者を指定することについて議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の名称は、奥霧島温泉郷旅館組合御池・皇子原事業部でございまして、指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間といたしております。

今回の指定管理候補者の選定につきましては、高原町観光施設等指定管理者募集要項に基づき、応募のあった者から高原町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第4条の選定基準及び高原町観光施設等指定管理候補者審査要領に照らし、外部委員3人を含む7人で構成されます高原町観光施設等指定管理候補者選定委員会において選定を行ったものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○4番（中村昇君）

指定管理者が変わって神武の館等の集客のための改善等も図られておりますけれども、一方、この前、しんぶん赤旗の記者が来られまして、溪流の写真を撮りたいということで反田議員が連れて行ってくれたのですけれども、標識もあります皇子滝ですね、もうここは下りられない、もうやぶになっておりまして、やはり遊歩道等もしっかりと整備されていないということで、昨日、町長の話もあって、一体を国土交通省が整備した清流ランドと一体になって観光客に楽しんでもらうようにするというようなことだったのですけれども、一方では改善が図られておるのですけれども、一方ではそうした、もう草がぼうぼうとか、私、日南にセラピーロードというのがあるのですけれども、そこは川沿いにずっと道路が走っていて、そこをマイナスイオン浴びながら、森林浴をしながら、僕も2回ほど行ったのですけれども、滝のところまで行って弁当を食べたりできるのですよ、皇子原公園等についてはもう下りられもしないような、せっかくあるそういった観光資源が有効に活用されていないと、もうそのままだというようなことで何を考えているのだろうかと思うのですよ、そういうパルプなんかを撒いて歩きやすいように日南等はしてありましたけれども、そういった公園全体で集客するような取組が必要ではないかなと思うのですけれども、そのあたりについて伺いいたします。

○産業創生課長（森山業君）

お答えいたします。

今ございました遊歩道につきまして、私のほうも実は二か月前にそこを通っていました。逆に清流ランドからのほうも上がりましたし、逆からも下っていました。確かにその皇子滝のほうも大変な状況になっているなど、この歩いた理由が今年の台風等で去年もそうなのですけれども、あそこのマス釣りのところから全部木が倒れたりして、すごく木が全部流れてしまいました。そして、今、その砂防の工事をするということもありまして、その要するにまず河川敷、その木等をまず払いのけまして、これから、今、昨日、町長の答弁にありましたあそこの遊歩道を使うように整備するというので、例えば川の流れに沿いまして、下りれるところももう下りれなくなっているところと別のところを、今、造るように協議を事業部と始めているところですので、私どもあそこに擬木で造った椅子やら、ちょうど見えるところにあるものですから、そこを有効的に活用していきたいと思っております。

今、議員からございました日南の場所のほうは、私はまだ自分の目で見ておりませんのでそういうところも見に行きまして今後の事業展開に反映させてまいりたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○1 番（陣圭介君）

公募をされていると思うのですが、応募をされた事業者の数と、今回、指定の期間が5年に延びていますが、その経緯ですね、どういった経緯で延ばすことになったのかという点について教えてください。

○産業創生課長（森山業君）

お答え申し上げます。

まず、公募によります応募者は1団体でございました。

今回、指定管理の期間でございますけれども3年から5年に延ばしたところでございます。これまで3年間でございましたけれども、今回、先ほどの中村議員さんの御質問にございましたとおり、今回まず事業整備を行っております、そしてコロナがあった後でございます、そしていろいろな新たな壁といいますか、外からの収入を得るものがございます、これを考えたときに指定管理者の期間、長期間になりますと大体7年から10年となっております、短期間で言いますと3年から5年という公のスタンスがあるわけでございますけれども、今回、このコロナの状況等を勘案することと、新しい施設整備等を考えたときに3年だとその事業者の努力、あるいはそういう効果というのが判断できないということを判断いたしまして5年ということでもまず検証をすると、その後に関しまして、また延ばすべきなのか事業の選定も含めて判断していきたいということで5年とさせていただいたところでございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○5 番（温水宜昭君）

1点だけお伺いします。

候補者の選定委員会が7名で外部委員が3名となっておりますが、先ほどの社会福祉協議会の部分については外部委員が2名だったのですが、この人数の変動というのはどういう経緯があるのかお聞きしたいと思います。

○産業創生課長（森山業君）

お答え申し上げます。

今回この外部委員の選定につきまして、前回よりも1名新たな外部委員を加えさせていただきました。と言いますのも、観光施設ということで新たに子供の方々を集客したいということでPTA関係の方をお一人含めたということでございまして、観光施設、いろいろ公の施設もそう

でございますけれども、選定委員につきましては広く募集するという観点からも人数を適宜その施設に基づいて調整することができるというようになっておりますので、今回、観光施設のときは1人増させていただいて3人ということで審査をしていただいたところでございます。以上でございます。

○5番（温水宜昭君）

そうした場合に当局が5名で社会福祉協議会の部分についてはされたと思うのですが、今回7名になる、要は町当局の委員ですよ、委員会の委員ですね、外部委員とあと庁内の課長さんとかその辺になるのですか。分かりませんか。

○産業創生課長（森山業君）

お答え申し上げます。

観光施設におきましては、今ございましたとおり外部の委員といたしましては、区長会の代表様、そして地域婦人連絡協議会の会長様、そしてPTAの連絡会の会長様、それ以外は庁舎内の4名の課長さん、副町長を含めまして委員長としてやっていただいております。

前回は課の再編等もございまして、前回はまちづくり推進課という中にいろいろ係がまたがっておりますが、今回、産業創生課ということになりましたので、産業創生課のほうは事務局のほうに回りましたので、その分、委員から外れて審査したという形を取っているところでございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。

議案第63号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第10 議案第65号 令和3年度高原町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（温谷文雄君）

日程第10、議案第65号、令和3年度高原町介護保険事業特別会計補正予算第2号について
を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第65号、令和3年度高原町介護保険事業特別会計補正予算第2号について御説明いたします。

別冊、補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、保険事業勘定の予算を歳入歳出それぞれ99万4,000円追加し、予算総額
を歳入歳出それぞれ14億9,657万円と定めるものでございます。

それでは、補正の内容につきまして御説明させていただきます。

補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。

まず、総務費の総務管理費につきましては、介護保険システム改修の国庫補助金による財源振
替でございます。

次に、地域支援事業費の介護予防、生活支援サービス、一般介護予防事業費につきましては、
新規事業といたしまして高齢者の生きがいづくりを目的とした居場所づくりを創出するため、
高齢者生きがい活動促進事業として99万4,000円を計上いたしております。

財源といたしましては、国庫支出金を充当いたしております。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○1番（陣圭介君）

高齢者生きがい活動促進事業が新規ということなのですが、具体的にどういった事業をされ
るのかという点と、どなたかがこういう事業の主体になっていただくのですけれども、
その主体になっていただく方も見込みがあるのかないのかについて教えてください。

以上です。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

御質問にお答えいたします。

今回のこの事業を取り入れるに当たっての背景も含めまして御説明申し上げたいと思います。御存じのとおり、今回、新型コロナウイルス感染症によりまして高齢者の方が思うように外出できないという事態が発生いたしまして、そういうこともあって自宅に閉じ籠りがちになると、そういうことで身体の低下も招くと、ひいては認知症へつながるということもございます。現在、ワクチン接種も一通り進みまして、そしてコロナの感染も全国的に減少している中、今後はこのコロナと共存していかないといけないということもございます。

そういう中、今回、高原郵便局の裏手にあります、以前、身体障害者作業所となっている青竹館のほうを活用したいということで、この事業を取り入れたわけでございまして、具体的には、高齢者等が気軽に集っていろんな活動ができるような形で、その施設の若干の改修を考えているところでございます。

具体的な改修の内容につきましては、ちょっとした簡単な調理が行えるキッチンの改修を考えております。そして、その食材等も保管できるような保冷庫の購入も考えております。そして、簡単な会議とか打合せ等ができるようにホワイトボードとか、そしてテーブルの購入も考えているところでございます。

そして、活動の主体となる団体等を、一応、想定しているのが地元の老人クラブの方々、あるいは区民の方々、そして以前こちらを使われていた身体障害者福祉協会とか、そういう方々についても、一応、今回、補正予算が可決されました折には御相談申し上げて活動のほうを協議したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

青竹館の手前に茶飲み場として使われている施設があるのですが、そこの非常に近いところに似たような皆さんが寄ってお茶を飲む場所みたいな居場所づくりというような考え方の施設がすごく近くにあるわけですがけれども、そことの違いについてどう考えているかという点と、青竹館は現在、空きなのですか、今まで使われていた方がいらっしゃったと思うのですが、いつの間にか空きになっているような気がして、その辺を説明いただけますか。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

お答えいたします。

2点でございました。

まず、1点目は、近くに中央茶飲み場があるわけですが、この茶飲み場につきましてはもともと設置された理由につきましては自殺対策ということもございます。そして、経営の形態が何曜日とか時間帯が決まっております。今回のこの事業につきましの居場所づ

くりというのが、ある程度、常設型の居場所ということで想定いたしております。

そして、２点目の青竹館の件でございますけれども、私のほうも社会福祉協議会のほうにありまして青竹館と接点を持っておりまして、その中で青竹館に在籍されている方々が高齢化されて、中には竹細工の非常に技術を持っていらっしゃる方がお亡くなりになったということで活動がもうほぼ止まったような状況でございます。竹細工につきましてはストップされてペットボトルの回収等を行っていたところですが、今回、そのNPO法人の解散手続をされまして、今、清算の手続をされているということで、活動のほうはもうほぼ完璧にストップされているということでございます。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで討論を終わります。

これから議案第６５号を採決します。

議案第６５号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第６５号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第１１ 議案第６６号 令和３年度高原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について

○議長（温谷文雄君）

日程第１１、議案第６６号、令和３年度高原町後期高齢者医療特別会計補正予算第１号についてを議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第66号、令和3年度高原町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について御説明いたします。

別冊、補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ726万1,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ3億1,874万6,000円と定めるものでございます。

補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。

諸支出金でございますが、他会計繰出金として726万1,000円増額補正するものでございます。

これは、令和2年度後期高齢者医療給付費市町村負担金の確定に伴い一般会計が負担しておりました医療給付費等を返還するため増額するものでございます。

財源といたしまして、諸収入の医療給付費市町村費負担金返還金を充当いたしております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。

議案第66号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第 1 2 議案第 6 7 号 令和 3 年度高原町水道事業会計補正予算（第 1 号）について

○議長（温谷文雄君）

日程第 1 2、議案第 6 7 号、令和 3 年度高原町水道事業会計補正予算第 1 号についてを議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第 6 7 号、令和 3 年度高原町水道事業会計補正予算第 1 号について御説明いたします。

別冊、補正予算書の 1 ページをお開きください。

第 2 条のとおり、当初予算の 3 条に定めた収益的支出のうち営業費用を 5 5 万 3, 0 0 0 円、特別損失を 1 万 9, 0 0 0 円増額するものでございます。

内訳につきましては、営業費用では人事異動に伴います給料や各種手当の増額と時間外手当の不足が見込まれることによる増額を、法定福利費につきましては実績見込みによります減額を計上いたしております。

特別損失につきましては、過年度分水道料金の減免措置によります還付処理について過年度損益修正損を計上いたしております。

これに伴います補正予算実施計画書と予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表を 2 ページから 5 ページに併せて添付いたしております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで討論を終わります。

これから議案第 6 7 号を採決します。

議案第 6 7 号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第13 議案第68号 令和3年度高原町病院事業会計補正予算（第2号）について

○議長（温谷文雄君）

日程第13、議案第68号、令和3年度高原町病院事業会計補正予算第2号についてを議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第68号、令和3年度高原町病院事業会計補正予算第2号について御説明いたします。

別冊、補正予算書の1ページをお開きください。

第2条でございますが、収益的収入につきまして医業外収益が3,000万9,000円であり
ます。収入につきましては、新型コロナウイルス感染症対策関連補助金として宮崎県新型コ
ロナウイルス感染症患者等入院病床確保支援事業費補助金など県から3,000万9,000円を
受入れるものでございます。

これに伴う補正予算実施計画書と予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表を2ページか
ら5ページに併せて添付しております。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○4番（中村昇君）

受入れに伴っての補助金と特別手当支給とかの補助金なのですけれども、全国でこういったコ
ロナ病床を設けて対応しているのにもかかわらず、国とかからの支給がまだこないとかという
ところもあったように伺いますけれども、町立病院のほうでこういった申請をしてまだそうい
った支給がなされていないということはありますか。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

今のところはございません。

以上です。

○4番（中村昇君）

この前に質問すればよかったのですけれども、今回、コロナ病床を6床から10床に増やすと
いうことで、県の要請があったというお話だったので、その際にやはり一般病床等

に影響が考えられるわけですね、そういう点で県からの説明でこういった補助金とか、国のほうがはっきりしていないところもありますけれども、その要請のときにこういったことが手当てされますから安心してくださいとか、そういった補助金的なものの説明があったのですか。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

今回の緊急要請があった際にはそういった説明はございませんでしたけれども、要綱はもうもともとありまして、その要綱に基づいて請求していくものと思っております。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○1 番（陣圭介君）

3種類の補助金または協力金なのですが、その1つ1つの金額の内訳と補助の条件などを説明いただきたいなと思います。

あと、真ん中に書いてある入院受入医療機関における特別手当支給支援なのですが、これは患者の受入れがない状態でもその特別手当としての補助金が出るのでしょうか。

以上です。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

まず、2ページをお開きいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

まず、宮崎県新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保支援事業費補助金でございますが、これにつきましては2,776万8,000円でございます。

続きまして、宮崎県新型コロナウイルス感染症患者入院受入医療機関における特別手当支給支援事業費補助金でございます、16万6,000円でございます。

あと、新型コロナウイルスワクチン接種緊急支援事業個別接種協力金でございますけれども、これにつきましては約7万5,080円でございます。

概要でございますけれども、先ほど中村議員からの御質問にありましたけれども、まずは患者受入病床確保支援事業補助金につきましては、うちのほうでは今9月から10床なのでございますけれども、その空床の確保に関する補助金でございます。

2番目でございますけれども、次の御質問でありましたけれども、受入れの入院期間における特別手当ということで、医療従事者で免許を持っている方についてそういった手当があるということでございます。当然、受け入れた月とかそういった形で、受け入れたときに支給されるということでございます。

また、コロナワクチン接種緊急支援補助金につきましては、コロナワクチン接種に取り組む支援事業でございます、1日に50回以上という日がありましたら10万円ということで、ま

た、その際に医師及び看護師等の手当が１時間当たりで付くという形でございます。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで討論を終わります。

これから議案第６８号を採決します。

議案第６８号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第６８号は原案のとおり可決されました。

_____ ○ _____

◎ 日程第１４ 議案第６４号 令和３年度高原町一般会計補正予算（第１６号）について

○議長（温谷文雄君）

日程第１４、議案第６４号、令和３年度高原町一般会計補正予算第１６号についてを議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第６４号、令和３年度高原町一般会計補正予算第１６号について御説明いたします。

別冊の令和３年度高原町一般会計補正予算書第１６号の１ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ２億３，０１６万円を追加いたしまして、予算総額を歳入歳出それぞれ６４億５，４３７万６，０００円と定めるものでございます。

主な補正の内容といたしましては、電子計算管理費の通信環境整備事業に１，８２１万６，０００円、社会福祉総務費の障害者介護給付・訓練等給付費に２，６７３万５，０００千円、

塵芥処理費の霧島美化センター解散に伴う小林市への精算金に6,749万2,000円、教育費、事務局費の高原町立小中学校施設整備事業に1,500万円などを計上いたしております。それでは、補正の内容につきまして説明いたします。

6ページをお開きください。

第2表の繰越明許費でございますが、教育費、教育総務費の高原町立小中学校施設整備事業基本計画等策定業務といたしまして1,500万円を翌年度に繰越して使用できるよう繰越明許費の設定を行うものでございます。

次に、第3表の債務負担行為補正でございますが、地域おこし協力隊員設置事業と健康教育事業運動指導業務委託につきまして債務負担行為の追加を行うものでございます。

また、皇子原公園・林業野外活動施設管理運営委託事業と御池キャンプ村管理運営委託事業につきましては、事業実施期間と限度額の変更を行うものでございます。

次に、第4表の地方債補正でございますが、過疎対策事業につきまして対象事業の追加により限度額の変更を行うものでございます。

それでは、主な事業の内容につきまして、目ごとに説明させていただきます。

なお、今回の補正におきまして、職員の人事異動に伴います人件費の増減を計上いたしております。この人件費に係る増減額の説明につきましては省略させていただきます。

16ページ、17ページをお開きください。

企画費でございますが、地方創生推進交付金事業における農業人材投資事業補助金としまして100万円を計上しております。財源につきまして、県支出金を充てております。

続きまして、電子計算管理費でございますが、通信環境整備事業といたしまして御池キャンプ村内の光ケーブル整備に係る経費1,821万6,000円を計上いたしております。財源につきまして、国庫支出金、町債を充てております。

18ページ、19ページをお開きください。

4段目の社会福祉総務費でございますが、障害者介護給付・訓練等給付費としまして2,673万5,000円を計上いたしております。

20ページ、21ページをお開きください。

1段目でございますが、同じく社会福祉総務費に障害者自立支援医療費としまして474万円を計上いたしております。財源につきまして、それぞれ国庫支出金を充てております。

続きまして、2段目、児童運営費でございますが、児童手当法の一部改正に伴うシステム改修等に係る経費としまして271万1,000円を計上しております。財源につきましては、国庫支出金を充てております。

22ページ、23ページをお開きください。

中段の塵芥処理費でございますが、霧島美化センター事務組合の精算に伴う小林市への精算金としまして6,749万2,000円を計上しております。財源につきましては、諸収入を充てております。

次に、^{*}3ページから次ページの農道整備費でございますが、農道の維持補修に係る経費としまして250万円を計上しております。※157ページに訂正発言

24ページ、25ページをお開きください。

3段目の商工費でございますが、商工業振興事業といたしまして町内街路灯のLED化に伴う経費としまして178万2,000円を計上しております。財源としまして、寄附金を充てております。また、町内で起業する新規創業者に対する支援事業補助金として180万円を計上しております。

続きまして、次ページにまたがりますが、企業立地促進事業としまして宮崎フリーウェイ工業団地企業立地促進に係る雇用奨励金615万円を計上いたしております。

26ページ、27ページをお開きください。

1段目の観光費でございますが、新型コロナウイルス感染拡大により疲弊した町内観光業の支援、活性化に向けた取組に対する支援事業補助金としまして150万円を計上いたしております。財源といたしまして、県支出金を充てております。

次に、2段目の道路新設改良費でございますが、現在、未舗装である町道の舗装工事費といたしまして195万2,000円を計上いたしております。財源といたしまして、寄附金を充てております。

28ページ、29ページをお開きください。

1段目、教育費の事務局費でございますが、学校林の立木売買に伴う分収金の学校基金への積立金としまして885万5,000円を計上しております。財源としまして、財産収入を充てております。

続きまして、高原町立小中学校の施設整備に係る基本計画等策定経費としまして1,500万円を計上しております。

次に、1段目の公民館費でございますが、一般コミュニティ助成事業としまして120万円を計上しております。財源としまして、諸収入を充てております。

30ページ、31ページをお開きください。

2段目の基金費でございますが、今後の公共施設の整備費用に対する財源確保のため高原町公共施設等整備基金への積立金としまして5,048万1,000円を計上いたしております。財源としまして、財産収入を充てております。

また、企業版ふるさと納税による寄附金を次年度に実施する事業へ活用するため、「神武の里

たかはる」まち・ひと・しごと推進基金への積立金としまして630万円を計上しております。
財源といたしまして、寄附金を充てております。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午前11時46分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続いたします。

○町長（高妻経信君）〔登壇〕

一部、説明の修正をさせていただきます。

先ほどの説明でございますが、22ページから23ページの中で農道補修の分でございますが、3段目の部分からでございますが、3段目から次ページの農道整備でございますがというのが正しい内容でございますが、私が3ページから次ページと申し上げましたので、3段目から次ページのというように訂正をいたします。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

ただいま提案理由の説明がありました議案第64号については、12月13日に総括質疑を行います。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

◎ 散 会

午前11時48分 散会

令和3年 第8回 高 原 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第4日)

令和3年12月13日 (月曜日)

議事日程 (第4号)

令和3年12月13日 午前10時00分 開議

日程第1 議案第64号 令和3年度高原町一般会計補正予算 (第16号)

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第64号 令和3年度高原町一般会計補正予算 (第16号)

出席議員 (10名)

1 番 陣 圭介君	2 番 反田 吉巳君
3 番 松元 茂春君	4 番 中村 昇君
5 番 温水 宜昭君	6 番 福澤 卓志君
7 番 末永 充君	8 番 入佐 廣登君
9 番 前原 淳一君	10 番 温谷 文雄君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 中嶋 秀一君	書記 (事務局次長) 中嶋 雄二君
	書記 (副主幹) 古川 裕子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	高妻 経信君	副町長	横山 安博君
教育長	西田 次良君		
総合政策課長	馬場 倫代君	総務課長	内村 秀次君
税務課長	平川 昌知君	町民福祉課長	水町 洋明君
環境保全対策監	高原 寿志君	ほほえみ館長	久徳 信二君

産業創生課長	森山 業君	農政林務課長	上村 洋二君
農畜産振興課長	田中 博幸君	建設水道課長	入佐 和彦君
会計管理者兼会計課長	酒匂 政利君	高原病院事務長	花牟禮 秀隆君
教育総務課長	末永 恵治君		

◎ 開議・日程

午前10時00分 開議

○議長（温谷文雄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

◎ 日程第1 議案第64号 令和3年度高原町一般会計補正予算（第16号）

○議長（温谷文雄君）

日程第1、議案第64号、令和3年度高原町一般会計補正予算第16号を議題とし、前回の議事を継続します。

これから、議題となりました、議案第64号に対する総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

○1番（陣圭介君）

7点ほどお聞きします。

補正予算書の12、13ページの、まず、繰入金なのですが、新型コロナウイルス感染症対策基金の金額が減っているのですけれども、その減っている経緯と言いますか、対象事業などについて教えていただけますか。

それから、2点目ですが、歳出のほうで16、17ページ、御池キャンプ村の中に光ケーブルを整備するということで1,821万6,000円計上されていますけれども、この財源ですね、財源。町債がほとんどになっているのですけれども、その前のページに総務債ということで公衆無線環境整備推進事業とありますけれども、この起債の種類と言いますか、交付税算入上有利なのか、そうでないのか、その辺りを説明いただきたいのと、国・県からの何らかの補助事業にのせることができなかったのかという点についてお伺いしたいと思います。

それから、ページは飛びますが、22、23ページの園芸振興費のうち、みやざき特産野菜価格安定対策事業補助金について、対象作物を教えてください。

それから、1枚めくっていただいて、24、25ページ、商工費のうち、高原町創業起業支援事業補助金と、今まで見たことがなかったのかな、という新規創業者に対する補助金かと思いますが、新たな事業となると考えていますので、その辺りもう少し詳しく説明いただき

たいのと、対象者はすでに決まっているのか、そうでないのかという点について教えていただきたいと思います。

26、27ページ、寄附金と一般財源を充当して町道改良を行うと思いますけれども、おそらく工業団地かなと思ったのですが、対象の路線を教えてください。

それから、最後になりますが、その次めくっていただいて、一般コミュニティ助成事業補助金なのですが、今年の内容について説明をお願いします。

以上です。

○総合政策課長（馬場倫代君）

まず、通信環境整備事業についての国・県支出金の御質問ですが、県支出金、県の補助金を充てております。こちらのほうが、財源振替を行っておりまして、今回歳入のほうには出てきておりませんが、別の事業に充てる予定だったものが、その事業がなくなったというか、その事業の振替を行ったということで、県の支出金は当たっております。

以上です。

○建設水道課長（入佐和彦君）

御質問にお答えします。

町道改良事業についてでございますけれど、これはJAこばやしが肥育センターを改良しているのですが、そこに行くまでの町道の部分の舗装でございます。

以上です。

○農畜産振興課長（田中博幸君）

22、23ページの園芸振興費の補正でございますけれども、こちらにつきましては、みやざき特産野菜価格安定対策事業補助金でございますして87万5,000円ですが、こちらについては野菜の不足の価格変動による生産農家の損失を補填するものでありまして、高原町の対象になっている作物といたしましては、ニラとアールスメロンになります。

以上でございます。

○産業創生課長（森山業君）

お答え申し上げます。

御質問の高原町創業起業支援事業について、御説明申し上げます。

陣議員より御質問がございましたとおり、この事業につきましては新規の事業ということでございまして、商工会のほうより、町、議会等について要望書が上がった事業の件でございます。当該事業におきましては、西諸管内、小林等におきましても、新たに創業、企業等をされた方に補助金が出ている。えびの市におきましては、起業、創業の支援センターを改築しておりまして、当町におきましては、新たな新規開業等を行う事業者等に対しての支援というのがなか

なか構築できていませんでした。今回、本町といたしましては、町内にあります空き家、空き店舗、こういうところを活用して事業を起こしてくれた方、この方を中心に創業支援を行おうと思っております。

具体的には、もちろん町内に在住している方、あるいは町内に営業所等を所持している法人が行います改築、あるいは新築に対しまして補助をする場合。それと、町内のそういう空き家等をリースして業をこなす場合、この3パターンで考えております。

まず、1つ目でございますけども、町内に在住あるいは営業所を持つ企業、また個人が、その空き店舗等を町内の業者を使って改築した場合、これに対して50万円を限度に支援を行うということでございます。

そして、もう一つが、同じく空き家、空き店舗を使って町内営業所、住所を持ってらっしゃる方が、例えば身内の方等で町外に建築会社とかいらっしゃって、そこでどうしても建てなきゃいけないという方に関しましては30万円を限度にと考えているものでございます。

そして、もう一つが、町内に住所を有する営業所を持っている方で、新たに自分で店を建てるとかゼロからスタートされる方に関しては30万円を限度に補助金を交付と。その方に30万円を限度に交付するということです。

もう一つの、リースでございますけども、こちらは町内外を問わずリースでございますので、そこに空き家等を借りて店を出す場合、それに関しましては限度額5万円の6か月、半年分を1回だけリース補助金ということで出すということで、町内の空き家、空き店舗を中心に店を起こしていただいて、そういう交流人口等を生んでもらう。あるいは、移住のほうにつなげていただきたい。小林と高原を選んだときに、小林のほうに補助金があるからと、実際、そこに移住を決められた方もいらっしゃったりするものですから、その点を判断して町内に移っていただくということを見越しての補助事業と考えております。

そして、今のところ、対象の事業者でございますけども、対象事業者の大体こちらでも商工会と打合せをしまして、対象になりそうな方をピックアップしておりまして、まず、町内で空き家等を改築されるところが1件、これは町内の業者を活用してです。そうじゃなく、町外の業者ですけど改築使用としている方が、今のところ2件。そして、一から新築をしようとされている、しようと考えている方が3件、そしてもう一つは想定で、町外の方ですけど空き家を改修しようという方の分を見越しまして、合計180万円と考えているところでございます。

以上でございます。

○教育総務課長（末永恵治君）

28、29ページの公民館費一般コミュニティ助成事業でございますが、下広原自治公民館が自治公民館活動に要する備品の購入を行うものに対して助成を行うもので、屋外掲示板の整備、

冷蔵庫、食器棚の整備、ガスコンロの整備、レクリエーション備品の整備、それから掃除機の整備などを行うものでございます。

以上であります。

○総務課長（内村秀次君）

御質問にお答えいたします。

まず、13ページの、高原町新型コロナウイルス感染症対策基金のほうがマイナスの348万円でございますけれども、15号補正におきまして、ほぼこの基金についてはゼロに近づいたところでございますけれども、この16号では、まず1つ目が企画費の繰入金、こちらのほうが財源振替を行っております。もう1か所は、商工費のほうで財源振替を行っていると。この財源につきましては、コロナウイルス関係の地方創生臨時交付金との振替でございます。

次が、15ページにあります高原町公衆無線環境整備推進事業1,360万円の起債でございますけれども、これにつきましては予算書の6ページを御覧いただきたいのですが、第4表で地方債の補正を行われております。過疎対策事業のほうを1,360万円増やしているということで、もっとも有利な過疎債の金額でございます。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

総合政策課長のほうから、光ケーブルの整備について県の補助金を充てていますということだったのですが、質疑の意図は、もうちょっと国、県の補助金が充当できなかったのかなという意味で聞いているので、探されたのだとは思いますが、なかったのかどうかというあたりを1点お聞きしたいのと、あと2点。先ほど、私7点と言っていましたけど、1つ漏れていましたので、26、27ページの稼げる観光地域づくりの推進事業補助金について、具体的な内容をお聞きしたかったのですが、それがちょっと漏れていましたのでお願いします。

それから、肥育センターへ行くまでの舗装をということだったのですが、企業版ふるさと納税に入っていくべき寄附金を充てていたのかな、ちがいます、寄附金を充当しているかと思うのですが、その企業版ふるさと納税を受けて、ここの舗装に充てられるというところがちょっと意味がつながらなかったもので、その辺りを説明していただけますか。

○総務課長（内村秀次君）

御質問にお答えいたします。

企業版ふるさと納税で、寄附者の方が道路関係に使ってくださいということでしたので、充当しております。

○総合政策課長（馬場倫代君）

御質問にお答えいたします。

光の整備について、国、県の補助金探ししましたが使えぬものがなくて、今回の補助金については光回線の整備にも使えるものでしたので、そちらを充てさせていただいたところです。

以上です。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答えいたします。

稼ぐ観光地域づくり推進支援事業について、御説明いたします。この事業におきましては、観光関係に关します情報発信ということで、LINEを使った事業を考えているところでございます。こちら当初、昨年度でございますけども、「Go To 商店街」という事業がありまして、この事業を使って、そういう商工会あるいは観光事業者の物産、あるいは観光情報をPRしようと考えていたわけでございますけど、御承知のとおり「Go To」事業が全国では非常に事業の仕組みづくりがまずくて、できなかったものに対してお金を返してほしいとかで、その事業の見込が立っておりません。

本町といたしましては、今回、観光協会のほうでこの観光情報を発信するツールといたしまして、まず、もちろんLINEで個人に直接情報発信。今、どこで花が見頃であるとか、どういうイベントがやっているよというのに合わせまして、食べる情報、今、新型コロナの中で、テイクアウトのほうができる店ができてきました。それをこのLINEで、要するに入りますと、注文まで受けられると、あるいはお弁当とかは運動公園とか来たときにそこで注文ができるというような情報も発信しようと思っております。それ以外に、また、町内の、昨日花火大会もございましたけど、花火大会がありますよとか、そういう情報発信。

それと、もう一つは、JRとそういうバスの時刻表、あるいは道のルート、そういうものをその中で入っていけば情報発信につながるという事業を構築しようと思っております。その経費といたしまして、95万2,000円がその構築費用になっております。で、残りの54万8,000円を、このLINEができたときのクーポン券とかイベント経費ですね、それを見ておりまして事業を行うと。これは、もともと後々はこれの元を構築したものを、町内の事業者の方々がECに使っていくための発信の1つのアイテムということで、つなげていきたいと考えているところでございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○4番（中村昇君）

17ページの、地域交通機関運行維持対策事業ですけれども、県内の宮交バスの運営が厳しいというようなことで自治体に補助等を求めておりましたけれども、この予算措置はそうしたも

のに係る補助金でしょうか。

○総合政策課長（馬場倫代君）

お答えいたします。

今回の地域交通機関運行維持対策事業につきましては、その下にあります広域的バス祓川線についてのバスでありまして、先ほど説明ありました宮交への補助ではあるのですが、あくまでも今回ののは祓川線についての補助でございます。

以上です。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（福澤卓志君）

17ページの通信環境整備事業についてですけれども、現在、御池のキャンプ村が整備されたとして、町内どれだけを網羅されたかっていうことを伺いたいのですけれども、今現在、町全体で光ケーブルのほうを配備されていると思うのですが、その事業がどれだけ進んだかということ。この光を利用したいという町民の方から声があったのですけれども、今後どのような形でそのケーブルを利用できるか、例えばキャリアだったりとか、そういったものを町が紹介されるのかということをお伺いしていたので伺いたいと思います。

○総合政策課長（馬場倫代君）

まず、進捗状況ということですが、すみません、ちょっと確認はできておりません。

光回線の案内については、年明けとは聞いておりますけれども、詳細については、まだ確認していないところです。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（温水宜昭君）

2点ほど、ちょっとお伺いをしたいと思います。

後で一般会計の予算決算常任委員会がありますので、詳しくはそこでもお伺いしますが、大きく23ページの、霧島美化センター事業の償還金、利子及び割引料、これは小林市への精算金ということですが、昨年、美化センターの決算の状況で説明がありましたけれども、この財政調整基金からこのお金が出ているという考え方なのか、別途なのか、もし大まかに分かれば教えていただきたいと思います。

次に、29ページの小中学校の施設整備事業についてですが、一応、基本構想、基本計画ということで、この前一般質問での回答がありましたけれども、この1,500万円は繰越明許費で上がっていますので、今年から来年に向けての予算だろうと思っているのです。

が、今後のスケジュールについては、また、正式な説明があらうかと思いますが、基本的には学校なんかを建てる場合に補助等があると思うのですが、実際計画がどの段階で、もう進められるのか、要は予算に向けての認可が必要なのか、それをお伺いしたいと思います。

○環境保全対策監（高原寿志君）

お答えいたします。

霧島美化センター事業の償還金利子及び割引料の償還金でございますが、財源を事務組合の一般会計打切り時の残額、そして財政調整基金、そして宮崎県市町村総合事務組合に積立てしてありました退職手当の積立て分、そして4月以降の事務承継後の歳入を財源といたすものでございます。

○教育総務課長（末永恵治君）

高原町立小中学校施設整備事業の委託料1,500万円でございますが、今回、基本計画等策定業務ということで繰越明許費の設定も行っておりますが、1月ぐらいには入札に付したいと考えておりまして、今回、本予算は基本計画と基本設計を一緒にしたもので経費の縮減を図っていきたいと考えております。一括発注することで、経費が削減されるものと思っております。で、基本計画も含みますので、当然、年度を繰り越すということで、繰越明許の設定を行っているものでございます。

文部科学省の補助金につきましては、令和5年度に補助金の協議を行いたいと計画しております。で、文部科学省の補助金につきましては、児童生徒数、教室数で補助金の金額が決まってきました。で、年度によって補助単価が増減するものと思っておりますので、基準面積に補助単価を掛けて補助事業費が出ます。で、飛び越えた分が単独事業費ということになってまいります。これにつきましては、ほぼ建設工事で補助金に充当されるものと思っておりますので、今回の基本計画とか基本設計、実施設計については、特に今予算の1,500万円につきましては、補助金の充当はないというところでございます。

以上であります。

○5番（温水宜昭君）

この霧島美化センターの件ですけども、去年の全員協議会でちょっと説明がありましたけれども、まだ施設の解体とか、そこ辺にも令和5年頃ですか。県の承認を得てから解体をするという計画ということでお伺いしておりますけれども、ここに係る費用等については小林市にも精算金を返した後の、要はそういう予算関係というのはどういう考え方でいけばいいんでしょうか。

あの浸出水処理施設、これに解体に1億円ぐらいかかるということをお伺いしておりますけれども、この辺の基本的な考え方があればお尋ねをしておきたいと思います。

○環境保全対策監（高原寿志君）

お答えいたします。

施設の解体の件ですが、粗大ごみの焼却施設の解体と、浸出水処理施設の解体がございます。

この解体にかかる費用につきましては、小林市と高原町と50対50、1対1で折半することとなっております。そうして、この2つの解体のみにかかる費用が約1億6,000万円ぐらいと言われておりますので、8,000万円ほどを必要とするものでございます。

以上でございます。

○5番（温水宜昭君）

またあとで、お聞きをしたいと思います。

小中学校の施設整備事業、文部科学省だけの補助で考えておられるわけでしょうか。そして、先々のスケジュール等については、また町のほうからいろいろなスケジュール表とか、そういう部分についてはお示しをしていただけるのでしょうか。それだけお聞きして。

○教育総務課長（末永恵治君）

補助金につきましては文部科学省の補助金を考えておりまして、補助残につきましては起債を考えております。

スケジュールにつきましては、この後の全員協議会で御説明いたします。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

これをもって、総括質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第64号は、お手元に配付の委員会付託一覧表のとおり所管の常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

異議なしと認めます。よって、議案第64号は、お手元に配付の委員会付託一覧表のとおり所管の常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

◎ 散 会

午前10時29分 散会

令和3年 第8回 高 原 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第5日)

令和3年12月15日(水曜日)

議事日程(第5号)

令和3年12月15日 午前10時00分 開議

- 日程第 1 議案第64号 令和3年度高原町一般会計補正予算(第16号)
- 日程第 2 議案第65号 令和3年度高原町一般会計補正予算(第17号)
- 日程第 3 発委第 3号 高原病院に関する特別委員会設置に関する決議の変更について
- 日程第 4 発議第 3号 租税特別措置法第八十九条の施行に関する法整備を求める意見書
(案)
- 日程第 5 総務経済常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 6 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 7 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第64号 令和3年度高原町一般会計補正予算(第16号)
- 日程第 2 議案第65号 令和3年度高原町一般会計補正予算(第17号)
- 日程第 3 発委第 3号 高原病院に関する特別委員会設置に関する決議の変更について
- 日程第 4 発議第 3号 租税特別措置法第八十九条の施行に関する法整備を求める意見書
(案)
- 日程第 5 総務経済常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 6 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 7 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件
-

出席議員(10名)

- | | |
|------------|-------------|
| 1 番 陣 圭介君 | 2 番 反田 吉巳君 |
| 3 番 松元 茂春君 | 4 番 中村 昇君 |
| 5 番 温水 宜昭君 | 6 番 福澤 卓志君 |
| 7 番 末永 充君 | 8 番 入佐 廣登君 |
| 9 番 前原 淳一君 | 10 番 温谷 文雄君 |
-

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 中嶋 秀一君 書記（事務局次長） 中嶋 雄二君
書記（副主幹） 古川 裕子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	高妻 経信君	副町長	横山 安博君
教育長	西田 次良君		
総合政策課長	馬場 倫代君	総務課長	内村 秀次君
税務課長	平川 昌知君	町民福祉課長	水町 洋明君
環境保全対策監	高原 寿志君	ほほえみ館長	久徳 信二君
産業創生課長	森山 業君	農政林務課長	上村 洋二君
農畜産振興課長	田中 博幸君	建設水道課長	入佐 和彦君
会計管理者兼会計課長	酒匂 政利君	高原病院事務長	花牟禮 秀隆君
教育総務課長	末永 恵治君		

◎ 開議・日程

午前10時00分 開議

○議長（温谷文雄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

◎ 日程第1 議案第64号 令和3年度高原町一般会計補正予算（第16号）

○議長（温谷文雄君）

日程第1、議案第64号、令和3年度高原町一般会計補正予算第16号を議題とし、前回の議事を継続します。

ただいま議題となりました議案第64号については、付託の常任委員会から審査報告書が提出され、その写しをお手元に配付しています。

これより常任委員会委員長の報告を求めます。

一般会計予算・決算常任委員会委員長、報告願います。

○一般会計予算・決算常任委員会委員長（前原淳一君）

〔登壇〕

本委員会に付託された案件は、議案第64号の1件であります。

読み上げて報告します。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件名。議案第64号、令和3年度高原町一般会計予算（第16号）。

2、審査の経過。令和3年12月13日、14日委員会審査。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億3,016万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ64億5,437万6,000円と定めるものです。

まず、繰越明許費には、高原町立小中学校施設整備事業、基本計画等策定業務として1,500万円を翌年度に繰り越して使用できるよう設定が行われています。

次に、債務負担行為の補正には、地域おこし協力隊員設置事業と健康教育事业運動指導業務委託の追加が行われています。

また、皇子原公園・林業野外活動施設管理運営委託事業及び御池キャンプ村管理運営委託事業の事業実施期間と限度額の変更が行われています。

地方債補正では、過疎対策事業の限度額の変更が行われています。

主な事業の内容ですが、企画費には、地方創生推進交付金事業の農業人材投資事業補助金として、100万円が計上されています。

電子計算管理費には、通信環境整備事業として、御池キャンプ村内の光ケーブル整備に係る経費1,821万6,000円が計上されています。

社会福祉総務費には、障害者介護給付・訓練等給付費として、2,673万5,000円が、障害者自立支援医療費として474万円が計上されています。

児童運営費には、児童手当法の一部改正に伴うシステム改修等に係る経費として、271万1,000円が計上されています。

塵芥処理費には、霧島美化センター事務組合の精算に伴う小林市への清算金として、6,749万2,000円が計上されています。

農道整備費には、農道の維持補修に係る経費として250万円が計上されています。

商工費には、商工業振興事業として、町内街路灯のLED化に伴う経費として、178万2,000円と、町内で起業する新規創業者に対する支援業補助金として、180万円が、また、企業立地促進事業には、宮崎フリーウェイ工業団地企業立地促進に係る雇用奨励金

615万円が計上されています。

観光費には、新型コロナウイルス感染拡大により疲弊した町内観光業の支援、活性化に向けた取組に対する支援事業補助金として、150万円が計上されています。

道路新設改良費には、現在未舗装である町道の舗装工事費として、195万2,000円が計上されています。

教育費の事務局費には、学校林の立木売買に伴う分集金の学校基金への積立金として885万5,000円と、高原町立小中学校の施設整備に係る基本計画等策定経費として1,500万円が、また、公民館費には、一般コミュニティ助成事業として、120万円が計上されています。基金費には、今後の公共施設の整備費用に対する財源確保のため、高原町公共施設等整備基金への積立金として5,048万1,000円が、企業版ふるさと納税による寄附金を次年度以降に実施する事業に活用するため、「神武の里たかはる」まち・ひと・しごと推進基金への積立金として、630万円が計上されています。

3、決定及びその理由。決定、「可決すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。

4、少数意見の留保。なし。

5、委員会の意見。小中学校の統廃合においては、保護者をはじめ地域住民に十分な説明を行うとともに、とりわけ児童生徒に特段の配慮をすることを強く求める。

令和3年12月15日。一般会計予算・決算常任委員会委員長、前原淳一。高原町議会議長殿。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これより常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

ありますか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで討論を終わります。

これから議案第64号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第64号は委員長報告のとおり決定することに賛

成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

○

◎ 日程第2 議案第69号 令和3年度高原町一般会計補正予算（第17号）

○議長（温谷文雄君）

日程第2、議案第69号、令和3年度高原町一般会計補正予算第17号を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第69号、令和3年度高原町一般会計補正予算第17号について御説明いたします。

別冊の令和3年度高原町一般会計補正予算書第17号の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,200万円を追加しまして、予算総額を歳入歳出それぞれ65億1,637万6,000円と定めるものでございます。

事業の内容につきまして説明いたします。

10ページ、11ページをお開きください。

児童運営費でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯の生活を支援する観点から、高校生までの子供がいる世帯に対する臨時特別給付金といたしまして、6,200万円を計上いたしております。

今回、本町におきましては、専決第18号で、一般会計補正予算第15号で承認していただきました5万円の金額と合わせて1人当たり10万円相当の給付を一括給付することといたしましたので、今回、追加での提案をお願いするものであります。

なお、財源につきましては、国の補正予算成立後に振り替えることといたしております。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○1番（陣圭介君）

事務費の軽減と、あとは町民の方々の要望に応じていただけて非常にありがたい限りなのですが、2点ほど質疑いたします。

先般、承認しました補正第15号では財源が国庫支出金だったのですが、今回、地方交付税を充てている理由を教えてくださいたいと思います。

それから、2点目ですが、支給日が12月、前回24日というお話だったのですが、今回、

この補正によって変わったのか変わっていないのか。

それと、一斉に振込の手続を取られて、お手元に届く見込みがどうなるのかっていうあたりを説明いただきたいなと思います。

以上です。

○総務課長（内村秀次君）

御質問にお答えいたします。

補正第15号の財源につきましては、国の予備費を充当しております。今回の第17号の5万円の分につきましては、財源は国の補正予算になるところでございますけれども、現在、国会のほうで審議中の案件でございまして、現時点でまだ、未定ですということでございます。

その関係で、昨日、県からの情報共有があったわけございまして、今回、10万円で支給する場合は、自治体の予算による立替えとなると。

ただし、適正な給付金額と内容で支給されることになれば、国の要項を発したところに所定の手続を踏んだ上で、国より事後であるけれども、補助のほうがあるということで連絡があったものですから、今回は一般財源で立て替えて、振替を事後で行うということでございます。

以上でございます。

○町民福祉課長（水町洋明君）

支給日につきましては、前回お示ししましたとおり12月24日ということで予定しております。

あと、3問目でございますが、対象者の方に文書が届く日ということでしょうか。すみません、再度お願いします。

○1番（陣圭介君）

前回、定額給付金なんかの振込手続などに結構時間を要したもので、24日支給予定となっているのですが、全ての方々に、24日にお手元に届くのか否かという部分を説明いただきたいのですけれども。

○町民福祉課長（水町洋明君）

お答えいたします。

今回、24日に振り込まれる方々は、中学生以下、児童手当の口座が情報としてある方、あと、高校生は本来申請主義なのですけれども、高校生であっても、弟さん妹さんがいるところは児童手当の情報がございます。その情報をもって、一部の高校生でございしますが、24日に入ることになります。あと、施設入所者の方々となります。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

その申請主義の方々は、支給日が遅れると思うのですが、大体的見込みとしてどのぐらいまでに完了される予定でしょうか。

○町民福祉課長（水町洋明君）

お答えいたします。

今言いました方々以外の、高校生の方々については年内に申請の文書を発送する予定でございます。早ければ1月下旬ぐらい、申請とかいろいろ、所得制限とかもあったりするものですから、そういったことを踏まえると、早くて1月下旬、2月ぐらいには何とか入金ができるのではないかとはいっているのですが、なかなかそこはちょっと、先が読めない部分なので。以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで討論を終わります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これから議案第69号を採決します。

議案第69号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第3 発委第3号 高原病院に関する特別委員会設置に関する決議の変更について

○議長（温谷文雄君）

日程第3、発委第3号、高原病院に関する特別委員会設置に関する決議の変更についてを議題とします。

本件について提出者から趣旨説明を求めます。

○議会運営委員会委員長（温水宜昭君）

〔登壇〕

ただいま議題となりました発意案につきまして、趣旨を御説明申し上げます。

御案内のとおり、令和3年4月現在、町の保有する298の公共施設等の建物、延べ床面積で6万8,450平米のうち、約3割に当たる87の建物、延べ床面積で2万1,259平米は、昭和56年以前に建てられており、公共施設の老朽化が進んでいることから、町民の利用においても危険な状況が見受けられ、早急な対応が求められています。

こうした中、当局においては、公共施設等整備の基本方針を定め、役場庁舎、学校、中央公民館、保育所、体育館について優先的に進めることとし、その中でも小学校の建設を先に進め、その後に庁舎建設を進め、その他の施設については庁舎建設後に計画的に整備を進めることとしています。

このような状況を踏まえ、議会においては、町民が必要とするサービスを効率的、持続的に提供できるよう、高原病院や庁舎をはじめ学校施設等の在り方等について調査研究を行うこととするものです。

なお、高原病院の経営及び今後の在り方については、令和元年9月20日の決議により、高原病院改革特別委員会を設置し、調査研究を行っていることから、高原病院に加え、庁舎をはじめ学校施設等の在り方等についても調査検討を行うことから、本決議案を変更することとしています。

また、変更前の目的には「町当局に提言を行う」との文言がありましたが、今回はこの一文を削除しています。変更前の「町当局に提言を行う」との文言は、決議に至るまでの陳情書の採択の経緯、特に陳情書の意向などに配慮したものでした。

特別委員会を設置した場合、当然にその経過を報告するものでありますが、提言に当たっては、できる場合もあればできない場合もありますし、場合によっては新たな決議採択に至ると様々なケースがありますことから、今回はこの一文を削除しています。

以上が本案を提出した理由であります。何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで討論を終わります。

これより発委第3号、高原病院に関する特別委員会設置に関する決議の変更について採決します。

発委第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第4 発議第3号 租税特別措置法第八十九条の施行に関する法整備を求める意見書
(案)

○議長（温谷文雄君）

日程第4、発議第3号、租税特別措置法第八十九条の施行に関する法整備を求める意見書案を議題とします。

本件について提出者から趣旨説明を求めます。

○1番（陣圭介君）

〔登壇〕

読み上げます前に、口述書の一部を訂正しておりますので御了承ください。

発議第3号、租税特別措置法第八十九条の施行に関する法整備を求める意見書案について、意見書提出の趣旨を申し上げます。

昨年度、コロナ禍の経済社会活動の見通しが明らかでない中、産油国は需要の落ち込みを原因として原油を減産してまいりました。その後、新型コロナワクチンの普及や経済活動の再開に伴い、原油需要は持ち直しつつあることから、減産規模は段階的に縮小されてきているものの、原油価格の高騰が続いたことから、ガソリンの全国平均小売価格は10月4日に160円に達しました。

我が国は、産油国で構成されるOPECプラスに対し、原油の追加増産を求めているものの、

11月4日の閣僚級会合で追加増産の見送りが決定されたことから、ガソリン価格の高値は依

然続いております。

コロナ禍を原因とした社会経済活動の冷え込みにより、我が国の実質GDPは、令和元年第2四半期をピークに、令和2年第2四半期には前年同期比で10.1%下降し、その後持ち直すものの、今なお回復の途上にあります。

社会経済活動が回復の兆しを見せる中で、交通手段の中心が自動車である地方においては、ガソリン価格の高騰は家計や企業の負担に直結し、社会経済活動の回復の足かせとなります。

事実、ガソリン価格の高騰により、運輸、流通業をはじめ各産業界からも経費の増大に対する悲痛なお声が聞こえてきますし、町内の方々からも家計への影響を心配するお声が多数聞こえております。

租税特別措置法第八十九条の規定は、この状況を一時的にでも乗り越える、いわば引き金となる条項ではありますが、法律に規定されているにも関わらず、その施行がいまだ凍結されております。

その理由は、東日本大震災の復興財源の確保でありました。しかしながら、震災から10年がたち、本年夏には震災からの復興を掲げ、東京オリンピックも開催されました。

また、いわゆるトリガー条項の発動により、国の税収は減となり、2次的に本町への地方揮発油税の配分も減となりますが、これは企業や家計への税負担の軽減につながり、公的部門から民間部門への所得移転を意味することから、結果的には実質GDPを押し上げる効果も期待できます。

なお、本意見書案においては、税収減への対応として、国に対し多面的な財源の確保も求めています。

今なおコロナ禍の緊張は続いておりますが、今、私たちに必要なのは、引き続き疾病対応への緊張を維持しつつ、社会経済活動の復興を一丸となって目指すことではないでしょうか。

本案は、議員発議によるものであり、各種団体からの要請に基づくものでもございませんが、本町の住民などから悲痛なお声が聞こえている以上、議会として、国にその声を届ける必要があると考えます。

以上が本案提出の趣旨です。各議員におかれましては趣旨をお酌み取りいただき、ぜひ賛同いただきたくお願い申し上げます。

以上です。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

○9番（前原淳一君）

私は、道路財源がなくなるということで、発議第3号、租税特別措置法第八十九条の施行に関する法整備を求める意見書に反対をします。

トリガー条項の発動となると、元に戻る条件が130円以下の3か月ですから、少なくとも4か月はトリガー状況下に置かれることになり、5,000億円前後の税収減が見込まれるという専門家の意見もあります。

今後、ガソリンの値段が130円以下になるとすると、産油国が大幅な増産をしない限りあり得ないし、その可能性は限りなく低いと思われます。となると、数か月どころか数年に及びことも想定されます。

今、地球環境を見ると、大地震や気候変動による未曾有の災害が懸念される中、大幅な税収減につながるトリガー条項の発動は、国はもとより地方にとって大打撃を受けることになります。よって、トリガー発動を求めるよりも、困窮する農林業者など燃油を必要とする事業者への手厚い支援を求めるほうが妥当と思われます。

以上の理由で、発議第3号には反対します。

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで討論を終わります。

これより発議第3号、租税特別措置法第八十九条の施行に関する法整備を求める意見書案を採決します。

発議第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

起立少数です。よって、発議第3号は否決されました。

○

◎ 日程第5 総務経済常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

◎ 日程第 6 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

◎ 日程第 7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（温谷文雄君）

日程第 5 から日程第 7 までの各委員会の事務調査についての 3 件を一括議題とします。

各委員会の事務調査については総務経済常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、閉会中の継続調査申出書が提出され、その写しをお手元に配付しています。

お諮りします。各委員会の事務調査については、総務経済常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

異議なしと認めます。よって、各委員会の事務調査についての 3 件については、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は全部終了しました。

ここで、町長より発言の申入れがありましたので発言を許可いたします。

○町長（高妻経信君）

令和 3 年第 8 回高原町議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今回の議会では、12 月 8 日から本日までの 8 日間の会期において一般会計ほか 9 会計の令和 2 年度歳入歳出決算認定、公平委員会の委員の選任に伴う同意案件 2 件、一般会計補正予算の専決処分 1 件、個人情報保護条例外条例改正、設置案件 4 件、指定管理者の指定案件 2 件、令和 3 年度各会計補正予算案件 5 件、追加議案として一般会計補正予算など 24 件について、慎重審議により全て原案どおり決定していただきありがとうございました。

審議において議員各位から賜りました御指摘に対しましては、真摯に受け止めながら今後の事務の執行に努めてまいります。

また、6 名の議員から出されました一般質問につきましては、私の政治姿勢、公約に対する質問のほか商工業の振興、地域商社設立、学校の統廃合、町立病院、通学路の安全対策、農林行政、新型コロナワクチン接種など、いずれも高原町にとって喫緊の課題であると認識いたしております。改善すべき点は改善しながら、今後の町政運営に反映させてまいりますので、これからも御指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

今年 1 年は、まさに世界中が新型コロナウイルスに翻弄された 1 年でありました。日本ではワクチン接種が進み、全国で日常生活や社会経済活動が徐々に平常に戻りつつあります。

また、宮崎県においても、新規の感染者はゼロの日が続くなど、ほぼ落ち着いた状況になりつつあるのではないかと思います。本町では、感染拡大を最小限に抑えることができています。町民の皆様には、日常生活や仕事などで大きな影響を受けながらも、御理解、御協力をいただいていることに対し、心からお礼を申し上げたいと思います。

昨日から、医療従事者の3回目のワクチン接種が始まっております。今後、町民の接種を進めてまいります。感染拡大第6波に備えつつ、町民が混乱なく円滑に接種ができる体制を整えてまいりたいと考えております。

また、高原病院では協力医療機関として、これまで感染患者の受入れを行ってきており、また、ワクチン接種、発熱外来の診療など、公立病院としての役割を引き続き果たしてまいりたいと考えております。

私は、10月15日に2期目の高原町長に就任いたし、第7回高原町議会臨時会で所信の一端を述べさせていただきました。今後4年間の任期において、町民の期待と職責の重大さを肝に銘じながら、高原町の発展と町民の幸せ実現のため、全力で取り組んでまいりますので、議員各位におかれましては、引き続き御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

結びになりますが、本町の課題であります少子高齢化、人口減少への対応、各産業の振興、高原病院の経営改革、公共施設の整備などをはじめ諸課題に積極的に取り組み、来る年も、高原町民の誰もが住み続けながら豊かさと幸せを実現できる町を目指し、職員と一丸となり町政運営に邁進してまいります。

来年こそコロナが終息し、平穏な1年となりますこと、そして議員各位が輝かしい新年を迎えられ、高原町にとっても飛躍の年となりますことを御祈念申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。1年間、誠にありがとうございました。

○議長（温谷文雄君）

自席からではありますが、御挨拶を申し上げます。

今もなお世界的な流行を見せています新型コロナウイルス感染症が、令和元年12月に中国で初めて報告されてから、既に2年が過ぎました。

新型コロナ感染者数は、全世界で2億7,083万人、亡くなられた方も530万人と発表されています。日本でも173万人が感染し、亡くなられた方、1万8,000人を超えました。また、新たなオミクロン株では、欧州で感染拡大が確認されています。

日本でも新型コロナ感染においてかけがえのない多くの命、膨大な経済的損失を被り、今もなお続いています。第6波に対し十分な備えと、引き続き徹底した感染防止対策に取り組むことが重要となっています。

新型コロナウイルスによって、命を落とされた方々にお悔やみを申し上げますとともに、命と健康を守るために昼夜分かたず全力で取り組まれた医療・介護関係者の方々に深く敬意と謝意を表します。

この前、新聞で、高原町の高齢化率42.1%とありました。ますます加速する高齢化で、社会構造の変化も同じく加速すると思われます。また、日本列島近辺には、近頃地震が多発していますが、一旦緩急、南海トラフも含む未曾有の自然災害には、個々の全員が一丸となって対処する心構えを持たなきゃならないと思います。

今年も余すところ16日となりました。緊急案件のない限り、今定例会が今年最後の議会となると思います。町民の皆様は無論のこと、町長はじめ執行部並びに議員各位におかれましては、なお一層御自愛の上、新しい年が健康で幸せな年でありますよう御祈念いたします。

それでは、これにて令和3年第8回高原町議会定例会を閉会いたします。

○

◎ 閉 会

午前10時38分 閉会

令和3年第8回定例会

署 名

高原町議会議長

温 谷 文 雄

高原町議会議員

前 原 淳 一

高原町議会議員

陣 圭 介

高原町議会議員

反 田 吉 巳